

# 九州王朝説基礎の基礎

松中祐二

例会日 [その1]171001 [その2]171105 [その3]180311 [その4]180408

本稿は、古田武彦氏により提唱された九州王朝説について、4回にわたって例会で解説した際のレジュメに若干手を加えたものです。

古田氏ほか多くの先学の御玉稿を筆者なりにまとめたものですが、文責は一切筆者にあります。

なお本来なら、先行研究者の氏名を逐一記載すべきですが、その多くを割愛していることをご容赦ください。

また、各項目は簡条書き程度に簡潔に記載しています。その正否や詳細については、各自で研究・調査をお願いします。詳しくは九州王朝関係書等の成書をご精読ください。

1. 「九州古代史の会」の沿革	2
2. 林健太郎の手紙	3
3. 九州王朝説とは	3
4. 一元通念とは	3
5. 五世紀には大和政権が日本列島を支配していたとする三大根拠	4
6. 神武王権は傍流	6
7. 近畿天皇家は二種の神器	8
8. 筑紫「チクシ」か「ツクシ」か	8
9. 続日本紀 宣命	10
10. 『日本書紀』の書名の『書』の字について	10
11. 漢籍の「倭」関連記事	12
12. 旧唐書と新唐書	16
13. 扶桑国について	17
14. 「仏教伝来」とは何か	18
雑記. 古代研究は原文を読むべし	20
15. 九州年号	20
16. 「禁書」と「残党狩り」	28
17. 倭都「太宰府」	29
18. 国内最古の条坊制都城「太宰府」	32
19. 神籠石	35
20. 『金印』は二段読み	40
21. 天孫降臨	45
22. 「天国」はどこか？	48
23. 「邪馬壹国」はどこかいな	50
24. 「倭の五王」っちゃどこん人？	67
25. 「磐井の乱」は「継体の乱」	72
26. ほんまかいな遣隋使？	75
27. 『隋書』倭国伝	77

# 1. 「九州古代史の会」の沿革

—「倭国」を徹底して研究する— 九州古代史の会 会則

第三条 本会はわが国における中心権力が古来天皇家にのみあったとする従来の通念を非とし、「倭国」を徹底して研究することにより、わが国古代の真実を明らかにすることを目的とする。

第五条 本会の会員は第三条の目的に同意し、会費を納入することによって会員となることができる。  
→「九州古代史の会」会員は一元通念を非とし、それに同意した方。→九州王朝説を基調とした研究会。

\*参考：「市民の古代研究会」会則（1989年）

いかなる権力、権威にも盲従せず、歪曲された歴史観を排除し、市民の立場から日本の古代史の真実の姿を公正に研究する。

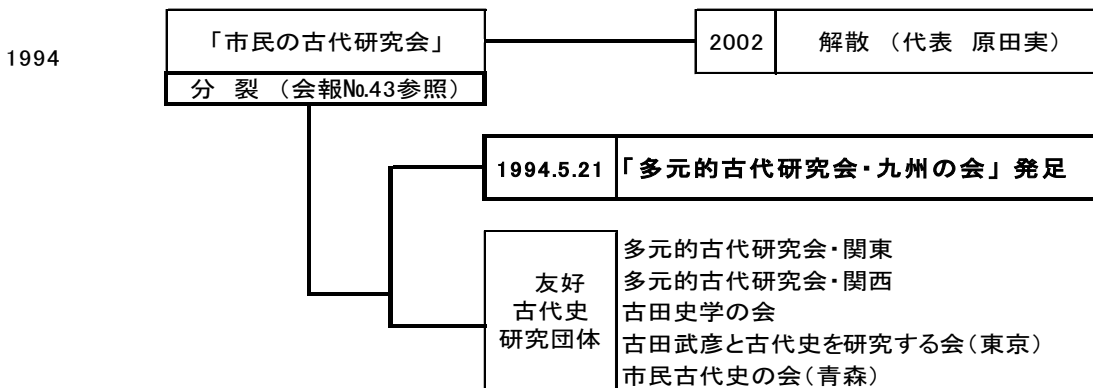
## 九州古代史の会の沿革

1971 関東 「古田武彦と古代史を研究する会」  
 1972 関西 「古田武彦を囲む会」 → → 1983 「市民の古代研究会」  
 1979 西日本 「古田武彦を囲む会」

<b>1989.10.28</b>	<b>「市民の古代研究会・九州支部」発足</b>
発起人	灰塚照明、鬼塚敬二郎、荒金卓也、加茂孝子、森洗次郎、柴田洋子、柴田文子
初代役員	代表幹事 兼川晋                      常任幹事 灰塚照明                      広報担当 荒金卓也
	会計担当 鬼塚敬二郎                      庶務担当 加茂孝子                      会場担当 柴田姉妹

1992 「市民の古代研究会」、全国会員、800名を超える。

1993 「東日流外三郡誌」偽書説(『季刊邪馬台国』が大特集)  
 原田実(古田武彦氏の助手)らが偽書説を展開  
 研究会幹部で偽書派が主流となる  
 内紛勃発



1997 『新・古代学』の発刊経緯に関する認識の違いから古田武彦氏と対立  
 古田氏より、古田という名前の使用禁止を迫られる

1998.3.15 規約改正  
**—「倭国」を徹底して研究する—九州古代史の会 会名変更**

2010.6.20 役員候補者不足の為、総会にて解散提案 → 提案否決。会継続決定。

### \*1989年、「市民の古代研究会・九州支部」として発足

\*1993年、東日流外三郡誌事件（和田家文書）に対し、激しい偽書説による古田史学攻撃が展開され、学問を法廷で決着を付けようともされた。

\*異様な状態になる中、市民の古代役員からも造反が出て、古田武彦をワンノブゼムとしか見ない、つまり、一元通年と同列にしか見ない、乃至は、反古田を標榜する反主流派が反古田として造反した。

\*総会や懇親会ではヤジが飛び交い、役員某は「いつまで古田を講演に呼ぶのか。私のガス抜きのためにYを呼べ」と発言するなど、学問研究の場とは思えない状態になる。

\*1994年、主流派（古田派）が退会することで、市民の古代研究会は分裂。

\*それまで市民の古代研究会は機関誌「市民の古代」を15回発行していたが、残った反古田派による「市民の古代」の活動は衰退し、機関誌発行も3回で終わり、2002年、いつの間にか解散。

\*しかし、Yらによる東日流外三郡誌偽書説により、古田氏と九州王朝説ともども学界から無視する口実とされ今に至っている。→（会報No.43参照）

\*1994年の市民の古代分裂後に本会は「市民の古代研究会・九州支部」から「多元的古代研究会・九州の会」へと改称した。

\*さらに、多元史観の組織が全国的に再編され、中でも「多元」連合や「古田史学の会」は、ともに機関誌（新・古代学）を発行することになり、その企画書は本会が作成していた。

しかし、その運営を巡って見解の相違が生じ、その結果、本会は古田氏から絶縁されることになる。

それにより、1998年、「一倭国を徹底して研究する—九州古代史の会」と改称。規則も改正し現在に至る。

## 2. 林健太郎の手紙（元東京大学学長、西洋史学者）

『詐欺師たちの時代』（「季刊邪馬台国」五七号所収 1995年）

「御高著『虚妄の九州王朝』御恵送に与り誠に有難う御座いました。初版がよく読まれ、それがこういう改訂新版に発展したのは慶賀の至りです。古田氏はオウム真理教麻原の如く信者を持っていますから何度もやっつける必要があります。」（注：『虚妄の九州王朝』1995年・安本美典著）

## 3. 九州王朝説とは（中小路俊逸）

「中国の歴代王朝や朝鮮諸国が日本列島地域の中心的権力とみなし、国交の相手としていたのは、7世紀までは九州に中心を置く王権であり、その傍流の一地域王権であった大和の王権が公式に国交相手となるのは8世紀から」 \*「中国が倭国と認識していたのは大和ではなく九州である」

## 4. 一元通念とは（会報No.44より。中小路俊逸 元愛媛大学教養学部教授・追手門学院大学文学部教授）

「大和なる天皇家の王権は7世紀よりも前から日本列島内で卓越した唯一の中心的権力であった」という、おなじみの『一元通念』にはもともと疑いをいれぬ確実な根拠がなかったという、この指摘については反論が全くなく、そんな指摘があることさえ一般には伏せられている。

## 5. 五世紀には大和政権が日本列島を支配していたとする三大根拠

高校日本史 B[山川出版社・2000 年]は、5 世紀には大和朝廷が日本列島を支配していた証拠として次の 3 つを提示した。①稲荷山鉄剣・江田船山鉄刀問題 ②巨大古墳問題 ③宋書・倭王武の上表文

### A: 稲荷山鉄剣・江田船山鉄刀問題

#### a 稲荷山鉄剣の銘文 (銘文発見 1978 年)

『乎獲居臣 世々為杖刀人首奉事来至今 獲加多支鹵大王 寺在斯鬼宮時 吾左治天下』

「オノワケノオミは杖刀人の首として仕えてきた。そして、大王が斯鬼宮に在る時、天下を左治した」



◎ワカタケル=雄略か? 「獲加多支鹵大王」。

\*「獲」の草冠がない。鹵は「西」の異体字の可能性もある。鹵(セイ)。他に、鹵(ヨウ), 鹵(ヨウ)もある。

\*もしこの通りでも、呉音で「ワケタシル」。漢音で「カクカタシロ」。『ワカタキル』とも『ワカタシロ』とも読める。

\*古田武彦氏は、『獲』は動詞で「上位の者に信任を獲る」の意味であり『カタシロ大王』とする。

\*『ワカタケル』は「若君」などの普通名称。景行紀にも『若建王』がある。

\*雄略の「ワカタケル」は諡号であって、臣下がこのような鉄剣に記すはずがない。

\*大王=天皇か? 日本書紀では即位前のことを大王といい、即位後は大王とはいわない。古事記では大王の記述すらない。→「ワカタケル大王」は天皇ではない証拠。

◎記紀で「シキ宮」にいたのは崇神・垂仁天皇であって雄略(長谷朝倉宮)ではない。

\*埼玉稲荷山古墳の北東 20km、栃木県藤岡町に「磯城宮」という地名が在り。古くは「シキ」と呼ばれた地域で、当地にある大前神社は、10 世紀以前の古名は「磯城宮」だった。

古墳の近所に「磯城宮」があるなら、もし鉄剣の斯鬼宮が近畿なら「大和の磯城宮」と書くはず。

※銘文の「斯鬼宮」とは、近所の「磯城宮」のことではないのか。

◎旧唐書によると、関東は毛人国である。毛人国の者が佐治天下するものだろうか?

左治天下とは摂政と同意。雄略を代行するような人物。それなのに、なぜ毛人国にいるのか?

某学者、「関東の田舎者でただの門番だった者が、地元でホラを吹いた」。

◎杖刀人は大和の機構名にない。

◎致命的矛盾。 「真ん中が主室。脇のは副」(森浩一)。

鉄剣は、森氏の言う「脇」(副墓室・図左上の礫槨・6 世紀初頭)に副葬されていた。佐治とは主墓室(図の真ん中の粘土槨・5 世紀末)の被葬者を佐治したと考えるべきであり、主墓室の被葬者を無視して、雄略を左治したとだけ書くはずはない。

●稲荷山の鉄剣は、関東には天下を治したとする大王がおり、大和は関東を支配してなかった証拠。

(→しかし通説は、なぜか中心部の粘土槨を第二主体とし「脇」の礫槨を第一主体としている)

## b 江田船山鉄刀の銘文

- ◎『治天下復□□□齒大王世奉事典曹人』 「治天下 復□□□齒大王世、典曹人として奉事した」
- ◎ 大王の名前のうち3文字がまったく不明。「復」 mōu (モウ) も「齒」もはっきりしない。
- ◎ 「復」は「蝮」(タジヒ)で、以前は反正天皇(「蝮」タジヒノミズハワケ)だろうと言われていた。  
ところが、稲荷山鉄剣の銘文が発見されると、一夜にして、「復」は「獲」、「齒」は「齒」になり、「治天下 獲□□□齒大王」も『ワカタケル』と読むのだろうということになった。  
→「恐るべき創造」(古田武彦)

◎稲荷山鉄剣の役職名「杖刀人」も、江田船山鉄刀の役職名「典曹人」も大和の記録にはない。つまり関東・九州・大和には各々まったく違う政治機構があったことではないか。

●これらのように、「近畿天皇家だろうとの前提」に立って、稲荷山鉄剣を『ワカタケル』と強引に読み、被葬者を田舎者と嘘つき呼ばわりし、近所の「磯城宮」の存在を無視し、墓室の配置を無視し、主室の埋葬者を無視し、強引に雄略天皇にコジツケ、このコジツケでもって、読めないはずの熊本の江田船山鉄刀の銘文をも強引に雄略天皇にコジツケ、こうして、関東から九州までの統一王朝が実現したという虚構を成立させている。

## B: 巨大古墳問題

◎岡山の造山古墳(4位)・作山古墳(9位)、群馬の天神山古墳(28位)など、同時期の天皇陵とされる古墳より大きかった可能性がある古墳が沢山ある。

「より大きいほうが、とりもなおず、中心の統一の王者という基準尺は成立できないのである」(森浩一)

◎薄葬令：魏・文帝の詔勅。「いにしへの堯・禹らの時代は決して広大な王陵は建設されていない。自然の丘陵などを利用して薄葬せよ。墓は後代においてその所を知らせないようにする。金銀を蔵するは愚俗の為すところ。古今、いまだ亡びざるの国あらず、また掘らざるの墓なきなり」。

→中国から冊封された倭国、特に魏と親交して、文帝の後に死んだ卑彌呼が巨大古墳を造らせるか？

大和政権による薄葬令は645年「大化の薄葬令」。『世々中国と通ず』にはいかにも遅すぎる。

\* 楽浪郡・大きくても墳長30m。 高句麗・最大の大王塚は63.6m。 新羅・最大の鳳凰台古墳は110m。 朝鮮半島前方後円墳・海南長鼓山古墳・77m。 福岡・岩戸山古墳135m。 宮崎・女狭穂塚古墳177m。 岡山・造山古墳360m。 大阪・大仙陵古墳486m。

→中国より遠い田舎ほど大きい。巨大古墳が多い地域は「文化程度の遅れた地域」(内倉武久)

◎韓半島における倭の戦闘記事(三国史記・日本書紀・好太王碑など)

3世紀(11件) 208/232/233/249/253/283/287/289/292/294/295

4世紀(6件) 346/364/391/393/399/400

5世紀(17件) 404/405/407/415/431/440/444/459/462/463/476/477/479/482/486/497/500/

戦争：戦争に明け暮れ、五世紀の倭の五王(済・興)が戦死する(倭王武の上表文)などした倭国が、これら巨大古墳を次々に築造する時間と費用があるか？

大仙古墳の築造には15年8ヶ月を要したという。→大和は平和な田舎

◎倭王が臣下に同型の墓を許すものか？

◎九州にある超ド級の豪華な遺跡＝海の正倉院といわれる沖ノ島。

沖ノ島の土器はほとんど全て九州の土器であり(岡崎敬・元九大教授)

あまりにも豪華すぎるため、九州の支配者がこんな豪華な遺跡を作れるはずがないから近畿天皇家が作った遺跡だろうとされているが、大和の史書に沖ノ島のことは書かれていない。

「倭王は他の豪族と同じ形の墓を造るとは思えず、倭王の墓は前方後円墳ではない」(中小路俊逸)

「沖ノ島こそ倭王の墓だ」(坂田 隆)

●巨大古墳が数多くあるからこそ、近畿は日本列島の中心権力・倭国ではなかったとも言える。

### C: 倭王武の上表文(宋書) → 詳しくは「24. 倭の五王っちゃどこん人？」参照

◎「武」の上表文に「自ら開府儀同三司を仮称し」とある。三司の府を開くということ。三司とは中国の官位で「太尉・司徒・司空」あるいは「太宰・太保・太傅」のこと。太宰府はどこ？

◎『宋書』。「武」は中国皇帝から「使持節・都督・倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六国諸軍事・安東大將軍・倭王」という称号を与えられた。都督とは「天子に代わって支配領域の軍事を司る」。中国に冊封された西域や朝鮮半島などの国王もこの称号をもらう。都督の建物は都府楼。都府楼はどこ？

◎「渡りて海北を平らぐる事九十五国」。畿内からは海西。朝鮮を海北と言えるのはどこ？

◎『宋書・倭国伝』に「倭国は高麗の東南大海の中に在り、世々貢職を修む」

→邪馬壹国が九州なら倭の五王も九州。

◎「倭の五王」と「近畿天皇家の記紀」とは、名前も違う、系譜も違う、時代も違う、記紀には武の父と兄が戦死した等という戦争記事もない。

●「倭の五王」が「近畿天皇家」とは考えられない。

## 6. 神武王権は傍流

\* 中小路俊逸『日本文学の構図』(桜楓社 S58年)より抜粋 → 図1 参照

神武紀には、「年十五にして、立ちて太子と為」った太子が九州(日向)から「東征」して大和の地を獲得し、「<sup>あまつひつぎしろしめ</sup>橿原宮に即帝位」したとしるし、即位の記事の直後に「初めて、天皇、<sup>あまつひつぎ ほじ</sup>天基を草創めたまふ」と、この君がわが朝の初代君主たることを明示している。

**すなわち**この話は、王ならぬ太子(九州で王であったむねの記載が記紀ともないことが古田武彦『盗まれた神話』に指摘されている)が東征して即位して一王朝の初代王となった話しなのであり、これを王の東遷(ないし遷都)の話と解する説(津田左右吉『日本古典の研究』)は、明らかに誤りである。

・・・前代(ウガヤフキアエズノミコト)は王でなかったと解するほかない。

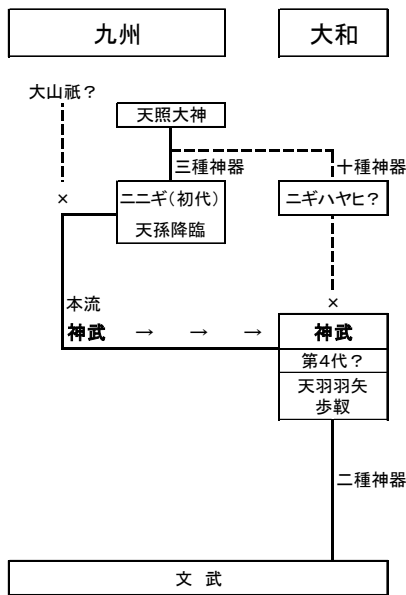
**すなわち**この話は記紀ともに“九州の王家の傍流の子孫たる一人物が、大和に新領土を獲得し、別の一王朝をおこした”話にはほかならない。

・・・記紀の本文自体に、王朝の始原・初代王の出自という“肝心かなめ”の点につき、わが王朝は九州の王家(当然、神武東征の前後にわたって存続したことになる)の傍流に発する、と告げられている。この記述は『盗まれた神話』にすでに説かれたところと符合するものである。

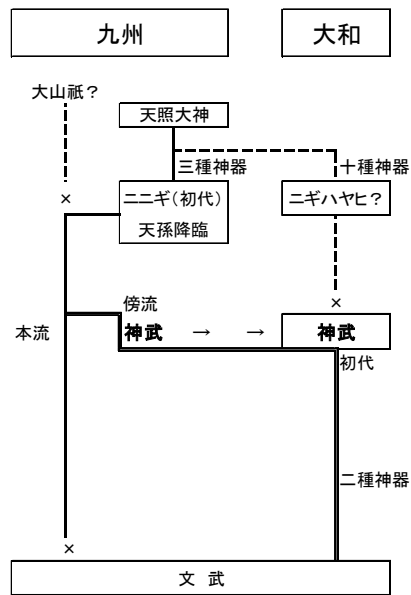
●もし神武東遷が遷都だったのなら、ニニギが初代であれば神武は4代目になるはず。しかし神武が初代ということは、九州にはニニギ以下の王朝が存在したままだからである。

図1 神武王権は傍流

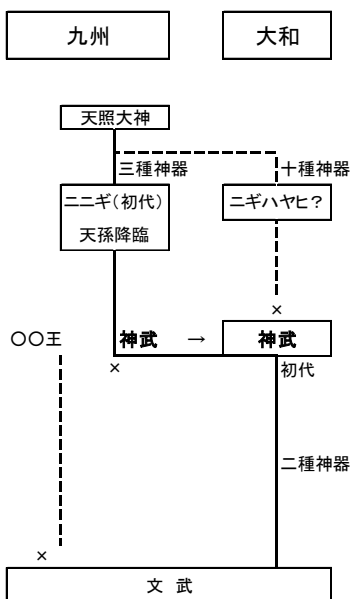
①通説 九州→大和遷都説



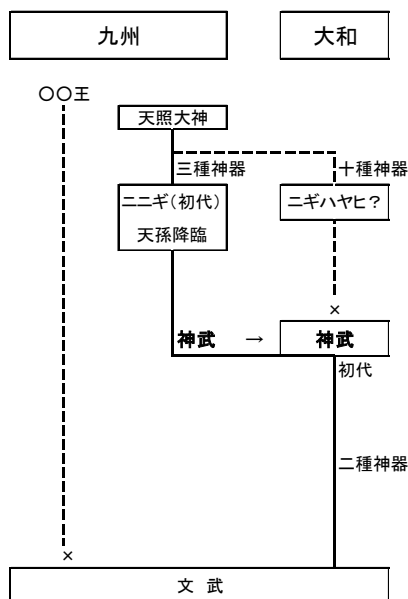
②中小路俊逸説



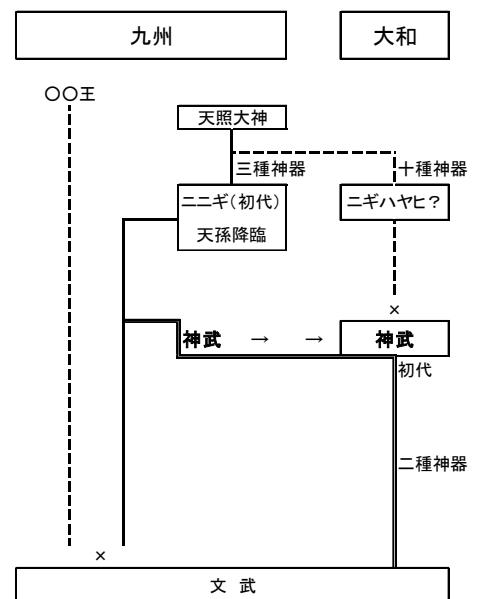
③九州滅亡→遷都



④九州での王朝不成立



⑤九州で二王朝並立→神武分流



## 7. 近畿天皇家は二種の神器

◎日本書紀と古事記に記載された41代の近畿天皇に「三種の神器」が出てこない。(藤田友治)

「鏡」「剣」の二種しか書かれてなく、「勾玉」がどこにも出てこない。

◎神武の神器は「天羽矢一隻(あまのははやひとは)」「歩鞞(かちゆき)」だけ。

◎鏡と剣の二種あるのは、第26代の継体・28代宣化・41代持統の3人だけ。しかし、勾玉はない。

◎近畿天皇家において「三種の神器」初出は、『平家物語』安徳天皇。

→「三種の神器」とは九州の文化であって、それが近畿天皇家にも伝わったが、最初は「二種の神器」だけだったのではないか。

→近畿天皇家は「格下」の地方の一政権に過ぎなかった。あるいは、「三種の神器」文化圏、天孫九州とは違う勢力だった。

### ●三種の神器 (21. 天孫降臨 23. 邪馬壹国はどこかいな 参照)

◎天照大神は「三種の神器」のセットを持って現れる。

→そして孫のニニギノミコトが糸島に天孫降臨する。

◎糸島を中心として博多湾岸には、日本で唯一の「三種の神器」が副葬された弥生時代の王墓が5カ所存在する。(吉武高木遺跡・井原鍬溝遺跡・三雲南小路遺跡・平原遺跡・須玖岡本遺跡)

◎仲哀紀の「岡県主の熊鰐」、「伊都県主の五十迹手」。景行紀の「香春の神夏磯媛(かむなつそひめ)」は三種の神器を所持。

◎「三種の神器」関連記事は九州ばかり。九州から大和へ伝わったものではないか。

## 8. 筑紫 「チクシ」か「ツクシ」か

「筑紫」・「竺紫(古事記)」・「竹斯(隋書)」

(上古音：雅言。三国・南北朝時混乱→中古音。平原のため南北差は少ない)

筑・竹：呉音漢音 チク 中古音/tIuk/ 竺：呉音漢音チク(トク) 中古音/tIuk/ 慣用音 ジク

\*『万葉集』：「ツクシ」と発音する歌に、明らかに作者が筑紫人の歌はない。 → 表1 参照

\*現地で「つくし」という人はいない。現地人による固有名詞に「つくし」はない。

\*地名に「つくし」がある。筑紫平野・筑紫山地。 ← 学界で命名。

\*筑紫人が「つくし」と発音した例はあるのか？



表1 『万葉集』 つくしの例

沖村由香作成 (備考欄・松中祐二追記)

巻	番号	表記	作者	備考・出身地	訓 読
3	336	筑紫	沙弥満誓	笠氏 (吉備)	しらぬひ 筑紫の綿は 身に付けて いまだは着ねど 暖けく見ゆ
4	556	筑紫	賀茂女王	長屋王の娘	筑紫船 いまだも来ねば あらかじめ 荒ぶる君を 見るが悲しき
4	574	筑紫	大伴旅人	左京神別 奈良から 筑紫はどの方向?	ここにありて 筑紫やいづち 白雲の たなびく山の 方にしあるらし
5	794	筑紫	山上憶良	右京皇別 (新撰姓氏録) 百済系渡来人?	大君の 遠の朝廷と しらぬひ 筑紫の国に 泣く子なす 慕ひ来まして 息だ にも いまだ休めず 年月も いまだあらねば 心ゆも 思はぬ間に うち靡き 臥やしぬれ 言はむすべ 為むすべ知らに 石木をも 問ひ放け知らず 家なら ば かたちはあらむを 恨めしき 妹の命の 我れをばも いかにかせよとかに は鳥の ふたり並び居 語らひし 心背きて 家離ります
5	866	都久紫	吉田宜	百済 (?) 遠く筑紫の君を思う歌	はろはろに 思ほゆるかも 白雲の 千重に隔てる 都久紫の国は
6	967	筑紫	大伴旅人	左京神別	大和道の 吉備の児島を 過ぎて行かば 筑紫の児島 思ほえむかも
6	971	筑紫	高橋虫麻呂	右京神別 山城国神別 河内国神別 (新撰姓氏録)	白雲の 龍田の山の 露霜に 色づく時に うち越えて 旅行く君は 五百重山 い行きさくみ 敵まもる 筑紫に至り 山のそき 野のそき見よと 伴の部を 班ち遣はし 山彦の 答へむ極み たにぐくの さ渡る極み 国形を 見したま ひて 冬こもり 春さりゆかば 飛ぶ鳥の 早く来まさぬ 龍田道の 岡辺の道 に 丹つつじの にほはむ時の 桜花 咲きなむ時に 山たづの 迎へ参み出む 君が来まさば
12	3206	筑紫	未詳	筑紫からの帰りを待つ 女の歌	筑紫道の 荒磯の玉藻 刈るとかも 君が久しく 待てど来まさぬ
12	3218	筑紫	未詳	官人 (都? 地方?)	朝な朝な 筑紫の方を 出で見つつ 音のみぞ吾が泣く いたもすべなみ
13	3333	盡	未詳	筑紫に赴任した夫を河 内の浜で偲ぶ歌	大君の 命畏み 蜻蛉島 大和を過ぎて 大伴の 御津の浜辺ゆ 大船に 真楫し じ貫き 朝なぎに 水手の声しつ つ夕なぎに 楫の音しつ つ行きし君 いつ 来まさむと 占置きて 齋ひわたるに たはことか 人の言ひつる 我が心 盡 の山の 黄葉の 散りて過ぎぬと 君が直香を
14	3427	筑紫	東歌	東国 (陸奥)	筑紫なる にほふ子ゆゑに 陸奥の 可刀利娘子の 結ひし紐解く
15	3634	筑紫	未詳	筑紫路に京に残した妹 を思う	筑紫道の 可太の大島 しましくも 見ねば恋しき 妹を置きて来ぬ
20	4331	筑紫	大伴家持	左京神別 (新撰姓氏録)	大君の 遠の朝廷と しらぬひ 筑紫の国は 敵守る おさへの城ぞと 聞こし食す 四方の国には 人さには 満ちてはあれど 鶏が鳴く 東男 は 出で向ひ かへり見せずて 勇みたる 猛き軍士と ねぎたまひ 任 けのまにまに たらちねの 母が目離れて 若草の 妻をも巻かず あら たまの 月日数みつつ 葦 (あし) が散る 難波 (なには) の御津に 大 船に ま糶しじ貫き 朝なぎに 水手ととのへ 夕潮に 楫引き折り 率 ひて 漕ぎ行く君は 波の間を い行きさくみ ま幸くも 早く至りて 大君の 命のまにま 大夫の 心を持ちて あり廻り 事し終らば つつ まはず 帰り来ませと 齋瓮を 床辺に据ゑて 白袴の 袖折り返し ぬ ばたまの 黒髪敷きて 長き日を 待ちかも恋ひむ 愛しき妻らは
20	4340	豆久志	防人 川原虫麻呂	駿河	父母え 齋ひて待たね 豆久志なる 水漬く白玉 取りて来までに
20	4359	都久之	防人 若麻統部羊	(筑紫から)いつの日か 故郷へ戻れるのでしょ うか	都久之辺に 舳向かる船の いつしかも 仕へまつりて 国に舳向かも
20	4372	都久志	防人 倭文部可良麻呂	常陸国	足柄の み坂給はり 返り見ず 吾れは越え行く 荒し夫も 立しや はばかり 不破の関 越えて吾は行く [馬の爪] 都久志の崎に 留 まり居て 吾れは齋はむ 諸々は 幸くと申す 帰り来までに
20	4374	都久之	防人大田部荒耳	下野	天地の 神を祈りて 獵矢貫き 都久之の島を 指して行く吾れは
20	4419	都久之	防人物部真根	武蔵国	家ろには 葦火焚けども 住みよけを 都久之に至りて 恋しけ思はも
20	4422	都久之	防人服部皆女	武蔵国	吾が背なを 都久之へ遣りて 愛しみ 帯は解かなな あやにかも寝も
20	4428	都久志	防人	4422の類歌・訛りあり 夫を筑紫へ遣って	吾が背なを 都久志は遣りて 愛しみ えひは解かなな あやにかも寝む

## 9. 続日本紀 宣命 『九州王権と大和王権』（海鳥社・中小路俊逸）より

宣命：天皇の命令を漢字だけの和文体で記した文書であり、漢文体の詔勅をいう。

中でも文武～淳仁では、わが王権は高天原以来一貫し連続して今に至ったという宣言を含む宣命が出された。

文武元年 元明 和銅元年春正月 聖武 神亀元年二月 天平元年八月 天平勝宝元年四月  
孝謙 天平勝宝元年七月 天平宝字元年七月 淳仁 天平宝字二年八月

文武元年「高天原にはじまり、遠い祖先の代々から、中頃及び現在に至るまで、天皇の子が次々にお生まれになり、大八嶋国をお治めになる順序として、天つ神の御子のまま、天においでになる神がお授けになったとおりに、取りおこなってきた天つ日嗣の高御座の業（わざ・天皇の位にある者の任務）であると、あきつみかみ現御神として大八嶋国をお治めなされる倭根子天皇（持統）が、お授けになる大命を受けたまわり……」

\*高天原の神が天照大神の孫のニニギノミコトに天孫降臨させ、その子孫がわが正統の王権の王である、と名分宣言をして、それが今に至るまで続いたと言っている。

→「初代王は神武ではなく天孫であり日本書紀とは違う」と宣命で言っている。紀では初代は神武  
→わが王朝は、九州の昔の王の傍流の一子孫にはじまる、いわば傍流の一王権である。

だが、その“種”（天神との祖孫関係）と“格”（神授の唯一王権）とにおいては、かの“降臨の君”と同じであり、この“種”と“格”とは“高天原”依頼一貫して存しているのだ。

→“高天原宣言”。（文武に始まる。持統天皇以前の天皇の即位の際の詔は伝わらない）

→持統・文武両朝のあいだに、それまでは九州系傍流の一地方王権であった近畿大和の王権が、九州の王家にとってかわり、すなわち九州の王位は継受せず（遷都ではない）、ただその“格”のみ継受して、ここに九州まで支配する“統一王権”となったので、この“格づけ”が、本来の“種”とともに宣言される必要があったのだ。

●日本書紀には、大和の王権が九州の王家の傍流に発するという系譜が明記されており（神武が初代だから）、この王権が文武天皇の即位(697)にあたってはじめて「高天原以来神授の王権が続いて今に至った」という宣命を發したのは（続日本紀）、その前代（持統天皇）までは近畿の一豪族であったのを示している。

## 10. 『日本書紀』の書名の『書』の字について

『追手門学院大学文学部紀要[22]1988年』（中小路俊逸）より

日本書紀以前に成立した中国正史（年代順）。

『史記』（太史公書）、『漢書』、『後漢書』、『三国志（『魏書』『蜀書』『呉書』）』、『晋書』、『宋書』、『南宋書』、『梁書』、『陳書』、『魏書（北魏書）』、『北齊書』、『周書』、『隋書』、『南史』、『北史』

「すなわち、その書名に『史』を有する史書とは、複数の王朝についてその継起順に、本紀をまず掲げ、ついで列伝をつらねた体裁の史書なのである。

では『志』のいた史書とは何か。…同時期に鼎立した三つの王朝のそれぞれについて紀伝体で叙述した三つの書を並列した体裁の史書である。つまり、たがいに並立した複数の王朝のなかの一王朝ごとに叙述した紀伝体史書を、全部並べて収めたのが『志』なのである。

かくして、つまるところ、『なになに書』という史書は、何か。

継起し、ときには並立しつつ興亡・交替した複数の王朝のうちの一つについて叙述した紀伝体史書。これが『なになに書』なのである」

\*『日本書紀』が奏上されたのは文武天皇の次の元明天皇のさらに次の元正天皇の養老4年(720)である。

それなのになぜ『日本書紀』は前代の元明朝末までが記されず、持統朝で筆を止められたのか。

→「持統朝から文武朝への受け渡しには、わが朝の歴史を二分するほどの、何か、重大な意味を持つ変化が伴っていたからだ。…

そして、その“変化”とは、以後の史書には書名に『書』の字を用いる理由をなくさせる性質のものであった。

「端的に言おう。持統朝の末期にあたる時期において、それまで列島上の一地方王権であった大和の王権が、九州まで —— そしておそらく間もおかず、東国まで —— 統一的支配下におく、列島上唯一の代表的王権としての実態をそなえるにいたっていた。そして、…この王権は列島上に唯一の、卓越した王権としての名と形式とを具備するにいたった。…」

\*実は本居宣長も、日本書紀の「書」の字が気になっていた。そこで『古事記伝』の序論のところ、『日本書紀』の悪口を言っている。わが国には王朝の交替はなく、古来一王朝しかないのに、継起した複数王朝のうちの一つについて述べる「書」の字をつけたのは心得ぬ、と言っている。

(中小路俊逸「古田史学と日本文学」『市民の古代・第10集』所収より)

\*『紀』：紀伝体史書の本紀。帝王に関する事柄を記述した歴史書。

『日本書紀』は『日本書』の本紀(帝紀)。8世紀は日本だけとなったから『続日本紀』。

## ●以上、一連の中小路俊逸説のまとめ

続日本紀の冒頭にある名分宣言は次のことを告白していることになる。

①九州には、神武以来の近畿天皇家にとって本家筋にあたる別の王権が存在し、存続していた。

そして九州の王権は、続日本紀冒頭の文武天皇への皇位継承のときまでは存続していた。

②日本書紀は大和にある傍流王権の歴史を書いたものだった。

しかし、大和以外に九州にも王権があるため、「書」の字をつけ「日本書紀」とした。

③持統まで大和の王権は分流の格だったが、九州の王権は滅亡し、文武天皇にいたってはじめて、本流の名分と格とを継承するにいたり、「宣命」が出された。

④文武天皇にいたって、大和が唯一の王権となったため、以降の正史から「書」の字を省き「続日本紀」等とした。

## 11. 漢籍の「倭」関連記事 →表2 参照

①論衡：倭の初出。江南の倭か？

②山海経：燕は遼東半島付近、その南に蓋国、その南に倭があり、倭は燕に属す。

三国志韓伝：南は倭と接する。

### ③倭の場所について

漢書：樂浪海中100余国。

後漢書：韓東南大海中100余国。のち30国→漢書の倭と同じ

三国志・晋書：帶方東南大海之中100余国。のち30国→後漢書の倭と同じ

宋書：高驪東南大海中，世修貢職→後漢書の倭と同じ

南齊書：在帶方東南大海島中、漢末以來、立女王→魏志倭人伝と同じ

梁書：去帶方萬二千餘里→魏志倭人伝と同じ

北史：漢光武時、遣使入朝→後漢書の倭と同じ

隋書：在百濟新羅東南・・魏時譯通中國三十餘國・・都於邪靡堆 則魏志所謂邪馬臺者也（邪靡堆（ヤビタイ）を都にする。すなわち、魏志の言うところの邪馬臺（ヤマタイ）である）・・古云去樂浪郡境及帶方郡並一萬二千里在會稽之東→魏志倭人伝と同じ

漢光武時遣使入朝→後漢書と同じ

倭王、姓は阿每→新唐書と同じ

旧唐書：在新羅東南大海中→後漢書の倭と同じ

新唐書：其の王の姓、阿每氏→隋書と同じ

居筑紫城→九州

### ● 漢書から旧唐書まで、倭の位置に変化はない。

④翰苑：倭国は、山をよりどころとし、海に接したところにある→大和に海はない。

邪（ななめ）に伊都に届き、傍ら斯馬に連なる。←[対句]

→大和の位置説明に伊都や斯馬（糸島）との関係で示すか？

⑤後漢書：「極南界」→晋書

「使駅伝うる所、此に極まる」

⑥魏志倭人伝：「その北岸」の「その」は邪馬台国を指す。狗邪韓国とは金海・今の釜山付近。

邪馬台国の北に釜山があると書いている。釜山を北と言える地域はどの辺りか。

⑦隋書：7世紀の倭国の地理を説明するのに「阿蘇山」のことしか書かれていない。

もし倭国の中心が近畿にあったとしたら琵琶湖・大和三山・瀬戸内海など名所は沢山あるのに、阿蘇山を倭国の代表的名所としているのは何故か。

其王姓阿每氏。

## ⑨旧唐書

倭国伝：倭国者、古倭奴国也。→後漢書金印と同名国。

倭国王の名前は阿每氏である。→隋書と同じ。

一大率を置きて諸国を検察す。→魏志倭人伝と同じ。

四面に小島がある。→九州。

日本国伝：日本國は倭國の別種なり。→倭国と日本国は別の国。

南西端は海である。東北端は大山があつてそこを限りとし、山外は毛人国。

→日本アルプス地方以南の日本列島。

冒頭の「また云うには」→自分たちは知らないが人から聞いた話ということ。

→倭国なら昔からの交流があり知っているはず。⑩にも関連する↓

## ⑩新唐書・日本国伝：

其王姓阿每氏、・・・居筑紫城。

『その国の人（日本人）で入朝する者は、多く自ら矜大（ほこる）で、実を以て対（こた）えない、故に中国はこれを疑う』

→「倭国を併合した日本人は、誇り高ぶっていて、本当のことを言わない。つまり嘘つきだ。

だから中国人は日本人を疑っている」という意味。

→中国人が日本人を疑うのは事実を知っていたから。

↓

●張政・裴世清・郭務悰が各々の時代に倭国の情報を中国にもたらしている。

[張政の軍事報告] 方角を間違えるか？

[裴世清の報告] 倭王が男か女か間違えるか？

[郭務悰の戦後処理] 列島に一国あつたか二国あつたか間違えるか？

[張政]は、卑弥呼の邪馬台国に魏から軍事顧問として派遣され20年間？も邪馬台国に滞在した人物。張政はそれを軍事報告したはず。陳寿は西晋の史官で、張政や卑弥呼と同時代の人。

当時は既に磁石もあり、また軍事報告だから日程や距離・方角は正確なはず。

当時の魏・西晋は戦乱の中において倭国を軍事的に重要な国と考えていた。軍事的にも、最も重要な地理に関して彼らは必死に正確な情報を収集しようとしていたはず。だから邪馬台国について細かくその道程を記している。

[裴世清]は隋から派遣された官吏。倭国で倭国王に直接会っている。この人が倭国の地理を間違えることがあるだろうか。彼は、倭国王は男だと言っている。

[郭務悰]は663年の白村江の戦いで負けた倭国に唐から派遣された官吏。計4回も派遣される。彼が、日本列島に国が一つあるのか二つあるのか間違えるものか。

このように中国は日本列島の事情を意外と詳しく知っていた。この中国人が日本人（大和人）は嘘をつくと言っているのである。

日本列島に国が二つあると書いた旧唐書について、東洋史学者・石原道博は岩波文庫（青402-1）で「倭国と日本国を併記するような不体裁なこと」と倭国と日本が別の国であるはずがないと評している。

これは日本の多くの歴史学者による根拠なき評価の代表例である。

論衡	王充	1世紀末	周時天下太平 倭人來獻鬻草	周の時、天下太平にして、倭人來たりて暢草を献ず *西周(前1046頃-前771年) *暢草:酒に漬ける香草。産地は江南から南。
			成王時(前1021-前1002)越裳獻雉 倭人貢鬻	成王の時、越裳は雉を献じ、倭人は暢草を貢ず
			周時天下太平 越裳獻白雉 倭人貢鬻草 食白雉服鬻草 不能除凶	周の時天下太平、越裳は白雉を献じ、倭人は鬻草を貢す。白雉を食し鬻草を服用するも、凶を除くあたわず
山海経	地理書	前4世紀-3世紀	蓋國在鉅燕南 倭北 倭屬燕	蓋國は鉅燕の南、倭の北にあり。倭は燕に属す。
●漢書地理志	班固	1世紀末	樂浪海中有倭人 分爲百餘國 以歲時來獻見云	樂浪海の中に倭人あり、分ちて百餘國と爲し、歳時をもつて來たりて献見すと云ふ。
●後漢書倭伝	范曄	5世紀	倭在韓東南大海中、依山島爲居、凡百餘國。自武帝滅朝鮮、使驛通於漢者三十許國。國皆稱王、世世傳統。其大倭王居邪馬臺國。【案:今名邪摩惟、音之訛也。】樂浪郡徼去其國萬二千里、	倭は韓の東南大海の中に在り。山島に依りて居を爲す。凡そ百餘國。武帝、朝鮮を滅ぼしてより(前108年)使驛漢に通ずる者三十許國なり。國、皆王を稱し、世世統を伝う。その大倭王は邪馬臺國に居る(今名を案ずるに、邪摩惟音の訛なり)[唐:李賢(~684)注]。樂浪郡徼はその國を去る萬二千里
			建武中元二年 倭奴國奉貢朝賀 使人自稱大夫 倭國之極南界也 光武賜以印綬	建武中元二年(57年)、倭奴國、貢を奉じて朝賀す。使人自ら大夫と稱す。倭國の南界を極めるや、光武賜うに印綬を以てす
			自侏儒國東南行船一年至裸國黑齒國 使驛所傳極於此矣	侏儒國より東南、船行一年にして裸國、黒齒國に至る。使驛伝うる所、此に極まる。
●三国志魏書韓伝	陳寿	280年代	韓在帶方之南 東西以海爲限 南與倭接 方可四千里	韓は帶方の南に在り。東西は海をもつて限りとなし、南は倭と接する。方四千里ばかり。
倭人在帶方東南大海之中、依山島爲國邑。舊百餘國、漢時有朝見者。今使驛所通三十國			倭人は帶方の東南大海の中に在り、山島に依りて國邑を爲す。旧百餘國。漢の時朝見する者有り。今、使驛通ずる所三十國。	
從郡至倭 循海岸水行 歷韓國 乍南乍東 到其北崖狗邪韓國 七千餘里			郡より倭に至るには、海岸に循いて水行し、韓國を歴て、たちまち南し、たちまち東し、その北崖、狗邪韓國に到る。七千餘里。	
始度一海 千餘里 至對海國...方可四百餘里...又南渡一海 千餘里 名曰瀚海 至一大國...方可三百里...又渡一海 千餘里 至末盧國			始めて一海を渡り、千餘里で對海國に至る。...四百餘里四方。...又、南、一海を渡る千餘里。名は瀚海と曰う。一大國に至る。...方三百里ばかり。...又、一海を渡る。千餘里。末盧國に至る。	
東南陸行 五百里 到伊都國...東南至奴國 百里...東行至不彌國 百里...南至投馬國 水行二十日			東南に陸行し五百里で伊都國に到る。...東南は奴國に至る。百里。...東に行き不彌國に至る。百里。...南は投馬國に至る。水行二十日。	
南至邪馬臺國 女王之所都 水行十日陸行一月...自郡至女王國 萬二千餘里。			南、邪馬臺國に至る。女王の都とする所。水行十日、陸行一月。...郡より女王國に至るまで萬二千餘里。	
魏略逸文	魚豢	三世紀中頃?	其俗不知正歲四節但計春耕秋收爲年紀	その俗、正歲四節を知らず。ただ春耕秋收を計って年紀と爲す
●晉書四夷傳東夷條倭人	房玄齡	648年	倭人在帶方東南大海中、依山島爲國、地多山林、無良田、食海物。舊有百餘小國相接、至魏時、有三十國通好	倭人は帶方の東南、大海の中にあり、山島に國を作っている。土地は山林が多く、良田はない。海産物を食べている。昔は百餘の小國がたがいに接していた。魏の時に至って、三十の國があり、親しく交流した。
			宣帝之平公孫氏也 其女王遣使至帶方朝見 其後貢聘不絶	宣帝の公孫氏を平ぐるや、其の女王は遣使し帶方に至らしめ朝見す。其の後、貢聘の絶えることなし。
●宋書倭國傳	沈約	488年	倭國在高驪東南大海中、世修貢職	倭國は高驪の東南、大海の中にあり、世々貢職を修む。
●南齊書東南夷	蕭子顯	六世紀初	倭國、在帶方東南大海島中、漢末以來、立女王	倭國は、帶方郡の東南大海中に在り、漢末の時代以來女王を立てた。
●梁書諸夷傳倭國	姚思廉	636年	倭者、自云太伯之後。俗皆文身。去帶方萬二千餘里、大抵在會稽之東、相去絶遠。	倭は、自ら太伯の後裔だという。その風俗では皆、体に入れ墨する。帶方郡を去ること萬二千餘里、おおよそ會稽郡の東に在るが、とてつもなく遠く離れている。
●北史	李延寿	659年	漢光武時、遣使入朝、自稱大夫。...安帝時、又遣朝貢、謂之倭奴國	後漢の光武帝の時(25-57年)、遣使が入朝、大夫を自称する。...安帝の時(106-125年)、また遣使が朝貢した、これを倭奴國という

翰苑	張楚金	660年以前	憑山負海鎮馬臺以建都 邪屈伊都傍連斯馬	倭国は、山をよりどころとし、海に接したところに、国の鎮めを置き、そこを「馬臺(またい)」と称して都を建てている。 邪(ななめ)に伊都に届き、傍ら斯馬に連なる。
●隋書 倭国伝	魏徵	629年	倭国在百濟新羅東南水陸三千里於大海之中 依山島而居 魏時譯通中國三十餘國 皆自稱王…古云去樂浪郡境及帶方郡並一萬二千里在會稽之東與儋耳相近	倭国は百濟、新羅の東南、水陸三千里の大海の中に在る。山の多い島に居住している。魏の時、通訳を介して中国と交流したのは三十余国で、みな自ら王を称していた。…古には、樂浪郡境及び帶方郡から一萬二千里離れていて、會稽(郡)の東にあり、儋耳に近いと言われていた。
			漢光武時遣使入朝自稱大夫 安帝時又遣使朝貢謂之倭奴国	漢の光武帝の時、使者を派遣し入朝し、大夫を自称した。安帝の時また遣使して朝貢した。これをこれを倭奴国といった。
			開皇二十年 倭王姓阿每字多利思北孤號阿輩雞彌遣使詣闕	開皇二十年(600年) 倭王、姓は阿每、字は多利思北孤、阿輩雞彌と号(な)づく。使いを遣わして闕(けつ)に詣(いた)る。
			有阿蘇山其石無故火起接天者	阿蘇山がある。その石は理由もなく火がおこり天にとどく。
			上遣文林郎裴清使於倭国 度百濟行至竹島 南望聯羅國經都斯麻國迫在大海中 又東至一支國 又至竹斯國 又東至秦王國 其人同於華夏以為夷洲疑不能明也 又經十餘國達於海岸 自竹斯國以東皆附庸於倭	(608年)、(煬帝)は文林郎の裴世清を派遣して倭国へ行かせた。百濟へ渡り、竹島に至る。南に耽羅国を望み、ツシマ国を経て、はるかな大海の中にある。また東はイキ国へ至り、またチクシ国へ至る。また東は秦王国に至る。その人は中国人と同じで、夷洲と考えるが、はっきりしたことはわからない。また十余国を経て海岸に到達する。チクシ国以東はみな倭に付属している。
●旧唐書 倭国伝	劉昫	945年	倭国者、古倭奴国也。	倭国は古の倭奴国なり。
			去京師一萬四千里、在新羅東南大海中、依山島而居。東西五月行、南北三月行。世與中国通。	京師を去ること一萬四千里、新羅東南の大海の中にあり、山島に依つて居る。東西は五月行、南北は三月行。世々中国と通ず。
日本国伝	劉昫	945年	四面小島五十餘國、皆附屬焉。其王姓阿每氏、置一大率、檢察諸國	四面に小島、五十余国あり、皆焉(こ)れに附屬す。其の王、姓は阿每氏なり。一大率を置きて諸国を檢察す
			日本国者倭国之別種也。	日本國は倭國の別種なり。
			以其国在日辺、故以日本為名。或曰、倭国自惡其名不雅、改為日本。	其の國、以つて日に在り。故に日本を以つて名と爲す。或は曰う。倭國自ら其の名の雅ならざるを惡(にく)み、改めて日本と爲すと。
			或云、日本舊小国、併倭国之地。	或は云う。日本はもと小國にして倭國の地を併せたりと。
			其人入朝者、多自矜大、不以實對、故中国疑焉。	其の人、入朝する者は多く自ら矜大(きょうだい)にして實を以つて對(こた)えず。故に中國、焉れを疑う。
			又云、其国界東西南北各數千里、西界南界咸至大海、東界北界有大山為限。山外即毛人之国。	また云う。其の國の界、東西南北各數千里。西の界・南の界は咸(み)な大海に至り、東の界・北の界は大山有りて限りと爲し、山外は即ち毛人の國なりと。
			長安三年、其大臣朝臣真人、來貢方物。	長安三年(703)、其の大臣朝臣真人、來りて方物を貢ず。
●新唐書 日本伝	歐陽脩 宋祁	1060年	日本、古倭奴也	日本は古の倭奴国なり
			去京師萬四千里、直新羅東南、在海中、島而居、東西五月行、南北三月行。	京師を去る萬四千里。新羅の東南に直る。海中に在りて島にして居す。東西五月行、南北三月行。
			其王姓阿每氏、…居筑紫城。	其の王の姓、阿每氏。…筑紫城に居す。
			後稍習夏音、惡倭名、更號日本。使者自言、國近日所出、以為名。或云日本乃小國、為倭所并、故冒其號	後にやや夏音を習い、倭の名を惡み、更えて日本と号す。使者自ら言うには、「國、日の出る所に近し。以て名と爲す」。或は云わく「日本は乃ち小國、倭の并す所と爲る。故、其の号を冒す」と。
			使者不以情、故疑焉。又妄夸其國都方數千里、南、西盡海、東、北限大山、其外即毛人云。	使者には情實がない故にこれを疑う。またその国都は四方數千里だと妄(みだ)りに誇る。南と西は海に尽き、東と北は大山が限界となり、その外は、すなわち毛人という。





### 13. 扶桑国について

\* 梁書に扶桑国あり。

関西説：いき一郎 関東説：荻生徂徠 九州説：中小路俊逸 日本説：大和岩雄

\* 西安・祢軍（でいぐん）墓誌（678年）『于時日本余嚙据扶桑以逋誅』→現存最古の「日本」  
「時に（663年？）、日本の余嚙は、誅罰を逃れて扶桑に立てこもっている」

→日本と扶桑の場所は別のように見える。

● 『九州王権と大和王権』（海鳥社・中小路俊逸）より

\* 王維（721） 送晁監（仲麻呂）帰日本 秘書晁監（仲麻呂）の日本国に還るを送る

郷樹扶桑外 郷樹 扶桑の外

“あなた（仲麻呂）の故郷の樹木は「扶桑」よりもソト（中国から見て『扶桑』よりも東）にある”

主人孤島中 主人 孤島の中

\* 劉長卿（709~780?） 同崔載華贈日本聘使 崔載華と同（とも）に日本の聘使に贈る

遙指來從初日外 遙かに指す 來ること初日の外よりと

“朝日の出る ところよりも更に東側から来た”

始知更有扶桑東 始めて知る 更に 扶桑の東 有るを

（さしのぼる朝日の外側から来たと言ったので、扶桑より更に東に地が有ることを初めて知った）

\* 徐凝（792?-853?） 送日本使還

絶国將無外 絶国 將に外無からんとするに

扶桑更有東 扶桑 更に東有り

（日本は絶国、ハテの国で、そこより東はもうないかと思っていたが、かの扶桑には、まだ東に土地があつて、あなたはそこへ還るのだ）

\* 韋莊（836~910） 送日本國僧敬龍歸 日本國の僧 敬龍の歸るを送る

扶桑已在渺茫中 扶桑は 已に 渺茫たる中に 在り （\*渺茫：はるかに遠い）

家在扶桑東更東 家は 扶桑の東の 更に東に 在り

\* 「唐代に詩人が日本人に送った詩の中によると、日本の地にはその最西端部に『扶桑』と呼ばれる地域があり、その東に『扶桑の東』または『扶桑の外』と呼ばれる地域があつて、その地域内に都（詩の年代より、それは平城京・平安京）が位置しており、唐末にはさらにそれよりも東に『扶桑の東の更に東』と呼ばれる地域がつけ加わっている」（『九州王権と大和王権』海鳥社・中小路俊逸）

扶 桑 : 「日出づる処の天子」の都していた地。九州。

扶桑東（扶桑外） : 畿内の地。『旧唐書』の「大山」より西、九州より東。

扶桑東 更東 : 「大山」より東の地。

## 14. 「仏教伝来」とは何か

仏教伝来とは、仏法僧の三宝を供養する行為が、その地の文化に組み入れられることである。そのためには、まず僧が来ることを要する。僧なくして、何が仏法の伝来であろう。

朝鮮半島三国の仏教伝来は、高句麗は375年、百済は384年、新羅は528年。これらも僧が仏法を伝え王権が仏法を行なうことを指して「仏教の初め」とする。日本へのキリスト教伝来も、信徒のポルトガル人船員らの渡来ではなく宣教師ザビエルの渡来をもって日本への伝来と見なされるはずです。

(古田武彦『古代は輝いていたⅢ』・中小路俊逸『市民の古代第8・10集』所収より)

### \* 552年説 『日本書紀』欽明天皇13年(552年)

「聖明王が仏像・経典を献上。天皇は喜ぶ。蘇我稲目は歓迎するが、物部尾輿・中臣鎌子は否定する。蘇我稲目に仏像が与えられ、信奉するが、疫病が起き、仏像は難波の堀江に捨てられ、寺は焼かれた。」  
→欽明13年記事の内容は、仏教文物贈与事件であって僧は来ておらず、仏法の公伝でも秘伝でもない。それどころか、仏教は受け入れないことにしたという事件。

### \* 584年→大和への仏教伝来記事 『日本書紀』敏達天皇13年(584年)

「播磨国に於いて、僧の還俗せる者を得・・・仏法の初め、茲よりして作れり」

→敏達13年。播磨国には僧が来ており、播磨から仏教が伝来したことになる。

これを「仏法の初め」と称しているのは、「大和の王権が、いまだ播磨をも領しない一地方権力であったことの、正直な告白でなくて何でしょう」。

**●大和は一地方政権であり、その大和への仏教伝来は584年であると書いてある！**

### \* 538年説 (通説)

『上宮聖徳法王帝説』

「志癸嶋の天皇の御世(欽明)に、戊午の年の十月十二日に、百済国の主、明王、始めて仏の像、経教、並びに僧等を度し奉る」

『元興寺伽藍縁起并流資材帳』

「大倭国の仏法は、斯曇嶋宮に天下を治めた天国案春岐広庭天皇(欽明天皇)の世、蘇我大臣稲目宿禰が仕えていた時、治天下七年戊午(538年)十二月に伝わった」

しかし、紀584年の初伝の記事に最も重要な僧名も事績も記されていない。また、538年説の欽明朝にも敏達朝にも戊午の年はない。それなのに、なぜ日本書紀に合わせなかったのか。

この列島に仏教が伝わったのは「戊午」の年だったという事実が、頑固に伝わっていた。しかし大和は詳しく知らなかったからではないか。

### \* 418年説

a: 『隋書・倭国伝』「仏法を敬い、百済に於いて仏経を求得し、始めて文字あり」

b: 戊午の年 478年倭王武上表の年(宋書)

418年 百済の腆支王(14年)、倭に遣使し白錦を送る。

c: 『三国史記・百濟本紀』 「枕流王元年（384年）、王、僧を迎え、仏法始まる」

倭王武は宋朝への上表で既に立派な漢文を使用。478年仏教伝来文字習得では遅すぎる。

腆支王は若い頃、倭の人質であったが、王になるため帰りたいと言ったら、倭王が護衛を付けて送り返した。倭とは仲が良く、その王の14年、384年に百濟へ仏教が伝来して34年、戊午の年に倭に仏教が伝来した蓋然性は高い。

d: **九州には早くから仏教伝来していた。**

\* 『**筥崎宮記**』: 平安時代の近畿天皇家の官僚・大江匡房が福岡市の筥崎宮について書いた文書。

『我朝で始めて文字を書き、結繩の政に代えること、即ち此の廟に於てはじまる』

大江は筥崎宮を仲哀天皇の廟と考えていた。仲哀天皇は400年前後の天皇と考えられ、『筥崎宮記』が示すところは、4世紀末から5世紀初頭にかけて、福岡市の筥崎から漢字の公用が始まったということになる。

\* **雷山千如寺**

糸島の雷山千如寺『雷山縁起』、初代住職はインド僧の清賀上人。成務天皇四十八年来朝となっている。

これは西暦178年のことになるが、天皇の平均在位年数を考えると清賀上人は400年前後の人物であろう。

(※なお、ガイドブック等では、九州への仏教伝来は大和より遅いという通念と、成務と発音が似ていることから8世紀の聖武天皇の間違いだろろうとしているが、これは根拠のないこと)

成務天皇四十八年がこれも「戊午」の年。

国語学の重鎮・大野晋氏は、日本語の起源はインド南部のタミール語だとし、東南アジア各地に南インド人の痕跡があることから、タミール人は日本に来たと断言している。もしそうなら、初代住職がインド僧だった雷山千如寺の178年という年代記事も無下に無視できない。

\* **中小路氏は**、「仏教が、大和ではなく、大和よりも百濟に近いところ、ズバリ言えば九州、そこに伝来した事実を、欽明朝にくっつけた、その結果、矛盾が生じたもの、そのように考えられます」という。

つまり大和の僧は仏教伝来について戊午の年だったこと以外詳しくは知らなかった、だから紀では僧名も事績もない、いい加減な記事しか書けなかったのではないかということ。

\* **九州は仏教先進地**

①用明紀。用明天皇が仏法に帰依するために豊国法師を宮中に招いた記事あり。豊国法師とは豊国（豊前・豊後）の僧と考えられ、九州の豊国が仏教先進地であったことが窺われる。

②英彦山の縁起『彦山流記』には、当山の開基を教到元年（531年）とする記事あり。

③豊前下毛郡檜原山正平寺は、仁賢帝の御宇（488～498年）百濟の僧・正覚の開山とされる。

④太宰府・観世音寺と京都・妙心寺の鐘は日本最古の梵鐘。両者とも福岡県で鑄造されている。

⑤日本最古の寺院の瓦も大野城市から出土している。

⑥対馬の梅林寺に4世紀の仏像があり、わが国仏教の初めと伝えられている。

⑦5世紀初頭の糸島の丸隈山古墳から仏像が出土している。

⑧九州年号には②の「教到」のほか「僧聴・法清・和僧・僧要」など仏教との関係をうかがわせる年号が多数ある。

● **418年戊午の年・仏教は北部九州に伝来した、か。**

## 雑記：古代研究は原文を読むべし

### \* 日本書紀・敏達天皇13年(584年)『佛法之初、自茲而作』(仏法の初め、これよりして作り)

日本書紀の入門書としてよく読まれる「日本書紀・全現代語訳」(宇治谷孟・講談社学術文庫)では、ここを「仏法の広まりはここから始まった」と改竄して訳している。

この訳によると、僧がいた播磨を無視して、584年に大和に仏教が伝来し、そこから日本列島全体に広まったと解釈できる。

### \* 日本書紀・継体天皇21年(527年)『果定疆場』(果たして疆場を定む)

また宇治谷孟は、「磐井の乱」の後に「国境を定めた」という極めて重要な記事を削除し、「反乱を完全に鎮圧した」と改竄し、いかにも大和朝廷が九州を制圧したように訳している。こんなことは何処にも書かれておらず、意図的で悪質な改竄である。

文献を研究するときは、原文を見るのが肝要！

## 15. 九州年号 →表3参照

### \* 「白鳳」とは

「天武天皇の年代」(日本考古学用語辞典)、「孝徳天皇の代の年号白雉の後世の美称」(大辞林)、「孝徳天皇の白雉という年号の別称」(小学館日本大百科全書)

通説では「白鳳」の定義が曖昧。

### \* 変な日本の年号



(桓武天皇) 詔曰「王朝においてその君主がどういう経緯で後継者になったとしても必ず年号は絶やさぬのみか、新君主たるものは必ず改元するものである」(続日本紀・延暦元年八月己巳条)

### \* 建元と改元

建元：元号を創始する。 改元：元号を改める。

日本書紀最初の元号「大化」は建元、それ以外は改元のはず。ところが、建元と改元がバラバラ。

大化 皇極天皇四年を改め大化元年とす。

白雉 白雉に改元す。

朱鳥 朱鳥に改元す。

大宝 建元し大宝元年と為す。

慶雲 改元し慶雲元年と為す。→以降、改元

『701年、文武が立って大宝と改元した』 「新唐書」

『701年、大長四年を大宝元年と改元』 「海東諸国記」(李氏朝鮮の奉勅史書)

『522年、始めて年号を建てた』 ←九州年号のこと。 「海東諸国記」

(・現在、学界では、大化・白雉・朱鳥年号は使用されなかったとの説が有力視されだした)

## \*九州年号

- ・「(大長)九州年号ここに終わる。今本文に引所は、九州年号と題したる古写本による」  
(襲国偽僭考・鶴峯戊申)
- ・平安期の「二中歴」、江戸期以前の「麗気記私鈔」、李氏朝鮮15世紀の史書の「海東諸国記」、江戸期の「如是院年代記」「茅窓漫録」「襲国偽僭考」「和漢年契」等。
- ・全国青森～鹿児島 858件の記録発見(林伸禧氏による) → Web「九州年号総覧」

## \*金石文 →図参照

所功は、九州年号には金石文がなく鎌倉時代の僧による創作である、としているが、下記の金石文が存在している。

### ◎「鬼室集斯墓碑(朱鳥三年・688年)」

1805年、滋賀県蒲生郡日野町小野で発見。高さ48.8cm、八角柱状、下部水平断面一辺8～9cm。石質は小野の雲母花崗岩。

日本書紀に存在しない朱鳥3年陰刻銘。

正面「鬼室集斯墓」、左「庶孫美成造」、右「朱鳥三年戊子十一月八日」。

筆跡「室」から古代文字だとされる。

→紀に朱鳥三年はない。元年のみ。九州年号にはある。

### ◎「大化五子年土器(658年)」→699年

茨城県岩井市。高さ30cmの土師器。

「大化五子年二月十日」線刻銘。

→「子」の文字が削除されている。大化に子年がないため不審に思われたからか？

土師器専門家による鑑定。「七世紀後半～八世紀前。

\*日本書紀「大化五年(649年)」=己酉年。

\*二中歴「大化五年(699年)」=己亥年→一年のずれで「子」年と思われる。

二中歴とは干支が一年ずれ(先取り)があるが、豊前国戸籍(大宝2年)に一年ズレの痕跡あり。

二年が寅年なのに、元年(丑年)生まれに「刀良(とら)」「刀良売」等の人名、二年生まれに「宇(う)麻呂・」等の人名が多い。

### ◎「(白雉)元壬子年木簡(652年)」

芦屋市三条九ノ坪遺跡出土木簡。

「子卯丑口何(以下欠) 三壬子年口(以下欠)」(「木簡研究」第19号1997年による)

→「三」ではなく「元」壬子年だったと判明

壬子年=652年=九州年号「白雉元年」=日本書紀「白雉三年」

\*三壬子年=652年なら大和朝年号。元年なら九州年号。

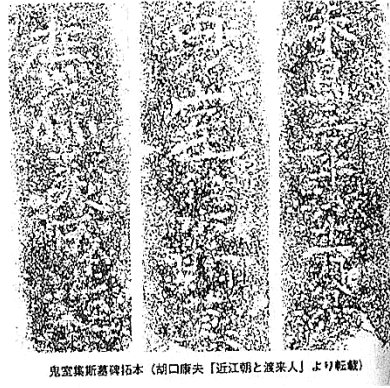
\*古田武彦・古賀達也氏、兵庫県埋蔵文化財調査事務所で木簡を実見して判明。

●「三」のハネ。「三」の左下は、年輪溝に付いた墨により、右から左に筆使いだった事が判明。

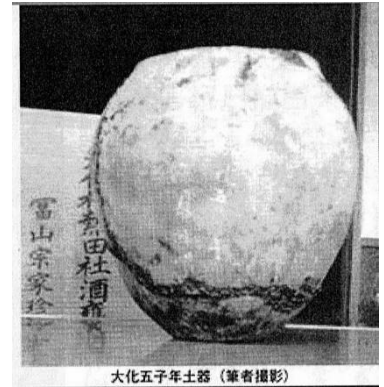
→これにより「三」は「元」だったことが判明。



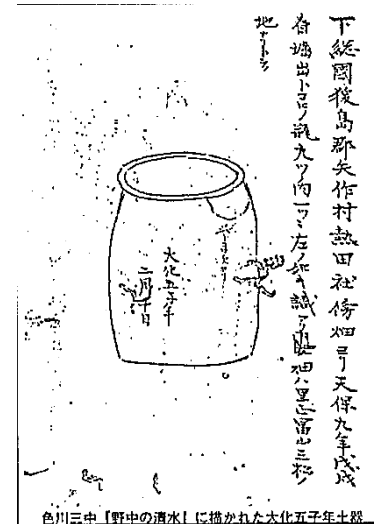
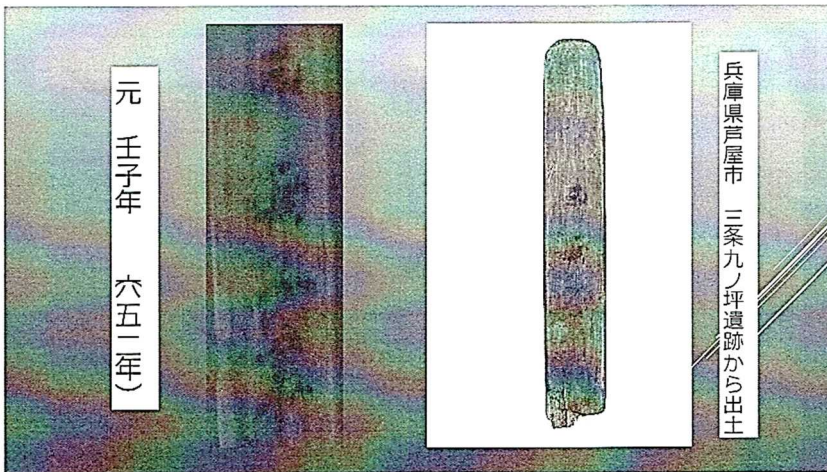
写真 3-1 鬼室集斯墓碑 (筆者撮影)



鬼室集斯墓碑拓本 (胡口麻夫『近江朝と渡来人』より転載)



大化五年土器 (筆者撮影)



色川三中『野中の清水』に描かれた大化五年土器

### \* 続日本紀・近畿天皇家の公文書

神龜元年条 (724年)、聖武天皇詔報

『白鳳以来、朱雀以前、年代玄遠にして、尋問明め難し』 ←紀にない年号が存在する。

「(724年) 治部省 (外事・戸籍 (姓名関係)・儀礼全般・僧尼、仏事を監督) からお伺いをたててきた、それに対し聖武天皇は『白鳳以来、朱雀以前とか (訴えが上申されてくるが)、それらの年代ははるかに遠いことであり、尋ね問うてみてもハッキリさせにくい』」。

これは治部省からの問い合わせに答えたもので、養老4年 (720) に近畿天皇家として初めて僧尼に公驗 (証明書、登録のようなもの) を発行を始めたが、戸籍から漏れていたり、記載されている容貌と異なっている僧尼が千百二十二人もいて、どうしたものかと天皇の裁可をあおいだ。

### \* 「類從三代格・太政官符謹奏」天平九年三月十日 (737) ・近畿天皇家の公文書

『始興之本 從白鳳年 迄干淡海天朝』

「元興寺」の僧から「講説」を受けていたということが書かれており、その講説が「白鳳に始まり近江朝に終わる」ということ。

\*「白鳳壬申」(672年)銘 骨臓器。江戸時代に博多湾岸から出土。

『筑前国続風土記付録』(貝原益軒 1630～1714)・・・筑前黒田藩公認の地誌

「博多 官内町 海元寺」(石堂大橋横、濡れ衣塚の川向こう)

「近年濡衣の塔の邊より石龕(かん)一箇掘出せり。白鳳壬申(672)と云文字あり。龕中に骨あり。いかなる人を葬りしにや知れず。此石龕を當寺に蔵め置る由縁をつまびらかにせず。」

### \*偽作説に対する反論

#### 1. 私年号?

→青森～鹿児島まで広い範囲に長期間の記録が残る。短期間または地域が限られる私年号(平清盛、鎌倉時代の僧侶、南北朝、室町期乱時の反幕表明など)ではあり得ない。

#### 2. 天皇即位年には改元するのが原則。

32ほどある九州年号、512年?～701年?間の第26代継体(507～)～第42代文武(697～)17天皇のうち、天皇即位と一致するのは2年号しかない。

宣化536年、舒明629年のみ。

#### 3. 日本書紀記載の大化(645/695)・白雉(650/652)・朱鳥(686元年のみ/三年)の三年号にも合わない。

#### 4. 建元が中途半端。偽作なら神武でも良かったし、誰かの退位年でもよかったはず。

#### 5. 「僧聴」536、「法清」554、「和僧」565、「金光」570、「仁王」623、「僧要」635のように仏教を想起させる年号のうち、「僧聴」、「法清」、「和僧」、「金光」の四年号は、日本書紀が示す大和への仏教初伝(584年)より古い。→偽作なら辻褃を合わせるはず。

### \*九州年号建元のきっかけ←中国との断絶

冊封：称号(親魏倭王)・印章(金印)などの授受を媒介として、「天子」と近隣お諸国・諸民族の長が取り結ぶ名目的な君臣関係。5世紀は中国と冊封関係にあった。

冊封国：毎年朝貢、中国の年号・暦の使用が義務付けられる。

晋書・宋書・南齊書・梁書、「倭の五王」記事は、502年梁朝で途絶える。

梁朝：鐘離の戦い(506年)等、戦に明け暮れる。→脱冊封→自前の年号建元か

### \*仏教伝来と九州年号

『僧要五年(639年)乙未 自唐 一切教三千余卷渡』(二中歴)

日本書紀では一切教の初出は、孝徳白雉2年(651年)で二中歴の12年後。

『二中歴』仏教関係九州年号

僧聴(536～540) 法清(554～557) 和僧(565～569)

金光(570～575) 仁王(623～634) 僧要(635～639)

『日本書紀』、仏教初伝記事は、敏達天皇13年(584年)。それ以前から仏教関係九州年号あり。

\* 『二中歴』 堀河天皇 1099 年成立。

平安時代後期に成立した「掌中歴」と「懷中歴」をあわせて編集し、鎌倉時代初期に成立したとされる事典。

・ 最も古い九州年号文献。

・ 517 年 継体 11 年（記紀）・継体元年（九州年号）を別掲併記。

・ 「鏡当 4 年、新羅人・・・筑紫より播磨に至り之を焼く」。現地（播磨）伝承に一致。

・ 『年始五百六十九年内卅九年無号不記支干其間結繩刻木以成政』

「年始、569 年。内 39 年、号無く支干を記さず。其間、繩を結び木を刻み、以って政を成す」

→年始：517-569=前 5 3 年 干支使用：-53+39=前 1 4 年（中国文明圏へ）？ 古田説

→年始：517-39=478 年 干支使用：517 年 文書成立：478+569=1047 年？ 丸山説

・ 『覽初要集皇極天皇四年為大化元年（645 年）已上百八十四年々号卅一代（不？）記年号只有人傳言自大寶始立年号而已』

「初要集を覽るに、皇極天皇四年を大化元年と為す。以上百八十四年、年号三十一代年号は記さず。

『大宝より始めて年号を立つ』は、ただ人の言い伝えに有るのみ」

● 『二中歴』年代歴細注の仏教関連記事は、日本書紀には記載がなかったり、より早期の記事が多い。ともに同時期になる記事は、朱雀年間の『安居』記事だけである。

（→下表参照）

『二中歴』年代歴細注 仏教関連記事	日本書紀対応記事
法清(554～557) 法文唐渡僧善知傳	
和僧(565～569) 此年法師始成	敏達13年(584)「司馬達等の娘、嶋を得道させ善信尼と曰ふ」。天皇家内初の出家記事。
端政(589～594) 自唐法華經始渡	推古14年(606)「聖徳太子、法華經を岡本宮で講く」法華經初見記事。法華經伝来記事はない。
定居(611～617) 法文五十具從唐渡	
倭京(618～622) 二年難波天王寺聖徳造	用明元年(587)「摂津の国に四天王寺を造る」
仁王(623～634) 自唐仁王經渡仁王会始	仁王經伝来記事なし。
僧要(635～639) 自唐一切教三千余卷渡	孝徳白雉2年(651年)「味經宮に二千百余の僧尼を請わせて一切經を読ましむ」。一切經伝来記事はない。
白雉(652～660) 国々最勝会初行之	なし。初見は続日本紀・神護景雲2年(768)。
白鳳(661～683) 对馬銀採觀世音寺東院造	なし。初見は続日本紀・和銅2年「天智の発願により創建」。『勝山記』(甲斐国九州年号記載あり)『日本帝皇年代記』(薩摩入来院家文書に「筑紫觀世音寺の白鳳10年建立」記事あり。
朱雀(684～685) 兵乱海賊始起又安居始行	天武12年(683)「始めて僧尼に請せて宮中に安居せしむ」。紀・天武12・14年(683・685)に「安居」記事あり。安居：僧を一箇所に集め修行させる行事。684年、白鳳大地震。



\* 近江朝年号 「果安」「中元」・・・正木裕説

→12. 旧唐書と新唐書 図2参照

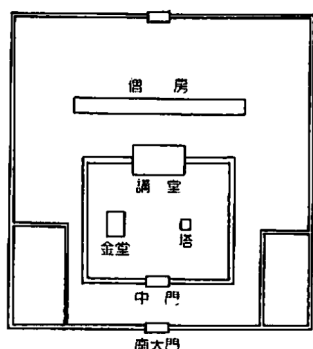
中元は天智即位の668年より崩御する672年までの4年間。弘文即位の672年、果安に改元。  
 天智6年・近江遷都（667）。天智即位し「中元」に改元（668）。

近江京崇福寺伽藍配置は西に東を向く金堂、東に塔。

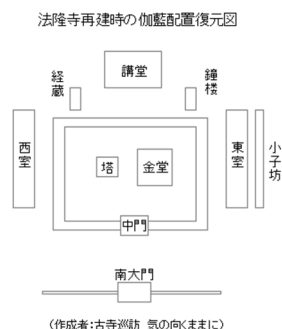
→観世音寺と同じ。東北の多賀城廃寺とともに観世音寺式伽藍配置として知られる。

→法隆寺の伽藍配置は観世音寺式とは逆。（下図参照）

観世音寺式伽藍配置（近江京崇福寺）



法隆寺（金堂と塔の配置が逆）



※ 天智関係年表 (12. 旧唐書と新唐書 図2参照)

- 662年、 天智称制
- 663年、 白村江敗戦、薩夜麻補囚
- 666年、 薩夜麻「泰山封禪の儀」に参加により唐に服従。
- 667年（紀は671年とす）、  
 親唐になった薩夜麻、都督として帰国。紀に「筑紫都督府」の記述あり。  
天智、近江遷都。  
 →薩夜麻＝親唐 天智＝反唐・親百済
- 668年、 反唐・親百済の天智即位。中元改元。  
 →天智紀7年『天命將及乎』（中国で王朝交代の意）。  
 →都督・薩夜麻と倭王・天智の二重権力構造。
- 670年、 唐・新羅戦争（～676）。  
 倭国、日本に改名（三国史記・新羅本紀）。
- 672年1月、 弘文（大友皇子）即位。  
 果安改元。
- 672年6月、 壬申の乱。  
 親唐・九州勢力後押しの天武勝利、天智派失脚。  
 中元・果安年号廃止、なかったことに。  
 →白鳳年号を維持。

○「不改常典」（天智）

皇位継承規定？(668～672)。日本書紀になく、続日本紀・元明が初見。

『前天皇(文武)の即位と統治は不改常典によるものだ、不改常典に従って皇位を伝えよ、天智天皇が定めた法に従って皇位につけ』

→天智が王位にあった時の法。文武即位に復活。→その間はなかった？出来なかった？

○「定策禁中」

天子が空位になったとき、重臣が後継者選びをすること。

持統紀「策を禁中に定め」。→持統は九州王朝の臣下だったということ。

「定策禁中」とは「いまやここに、わが陣営にて天子を戴くことにしたぞ」（荒金卓也）

\*日本列島の新支配者を決めるのが定策。九州王朝の分流の王・持統が文武を本流の天子とした。

\*697年 定策・文武即位 → 701年 大宝建元。再度、王朝交代。

●667年、天智による王朝の近江移転。668年、天智即位、「中元」改元。

天智は九州王朝を引き継ぐ「改元」を行い、その権威継承として「不改常典」を制定した。

従って、『続日本紀』の元明天皇即位の詔勅などに見える近江大津宮の天智が制定した「不改常典」とは、九州王朝の権威を継承する「常典」ということになる。（古賀達也）

●672年、九州王朝の臣下天武による壬申の乱で近江朝は潰える。

697年、定策し文武即位で再度王朝交代

701年、文武は「大宝」建元し正式に王朝交代

\*持統期の高市皇子（出自は宗像氏）→倭王だったか？高市の子・長屋王は「長屋親王」だった。  
だったら、一臣下にすぎなかった持統が定策して文武を擁立し王朝交代したことになる。

\*「大長」年号

	二中歴	丸山モデル	古賀試案
686	朱鳥元年	大化元年	朱鳥元年
692	朱鳥7年	大長元年	朱鳥7年
695	大化元年	大長4年	大化元年
700	大化6年	大長9年	大化6年
701	大宝元年		大化7年
703	大宝3年		大化9年
704	慶雲元年		大長元年
712	和銅5年		大長9年

・辞書『運歩色葉集』十六世紀成立、「柿本人丸」の項。

『柿本人丸 一者在石見。持統天皇問曰對丸者誰。答曰人也。依之曰人丸。大長四年丁未、於石見国高津死』（柿本人丸が大長四年丁未に石見国高津で亡くなった）

→丁未は707年に該当。大長元年は704年になる。

・『修験道史料集』II 所収の『伊豫三嶋縁起』

『文武天皇大長九年壬子(712年)』。→ 大長元年は704年甲辰。

表3 九州年号一覧

171105 松中祐二

日本書紀	二中歴	襲国偽借考		海東諸国記	如是院年代		麗氣記私抄	茅窓漫録	和漢年契
720	1099	1835		1472	江戸時代初		1402頃	1834	1855~61
孝靈								列滴	列滴
応神								璽至	璽至
武烈						499		嘉紀	
繼体	繼体		517						
	善記	善記	522	善化	善記	522	善記	善化	善記
	正和	正和	526	正和	正和	526	正和	正和	正和 定和 常色
安閑	教到	殷到	531	癸倒	教到	531	殷到	教到	教知(教到・ 殷到)
宣化	僧聴	僧聴	536	僧聴	僧聴	536 540	僧聴	僧聴	僧聴 師安
欽明	明要	明要	541	同要	明要	541	明要	明要	大長
	貴案	貴案	552	貴案	貴案	552	貴案	貴案	法清
	法清	法清	554	結清	法清	554	法清	法靖	兄弟和(兄 明要)
	兄弟	兄弟	558	兄弟	兄弟	558	兄弟	兄弟	蔵知(蔵和)
	蔵和	蔵和	559	蔵和	蔵知	559	蔵和	蔵和	知僧
	師安	師安	564	師安	師安	564	師安	師安	貴案
	和僧	知僧	565	和僧	知僧	565	和僧	知僧	金光
敏達	金光	金光	570	金光	金光	570	金光	金光	賢輔(賢 鏡常(鏡常))
	賢称	賢棲	576	賢接	賢称	576	賢棲	賢称	照勝(勝照)
	鏡当	鏡常	581	鏡当	鏡常	581	鏡常	鏡常	和重
用明	勝照	勝照	585	勝照	勝照	585	勝照	勝照	端政
崇峻	勝照	勝照	587	勝照	勝照	587	勝照	和重	端政
推古	端政	端政	589	端政	端政	589 593	端政(端正)	端政 喜楽	告貴(喜楽・ 端正・始哭・ 法興)
	告貴	吉貴	594	從貴	吉貴	594 595 596	告貴	告貴 始哭 法興	願転
	願転	願転	601	煩転	願転	601	願転	願転	光元(弘元・ 光充)
	光元	光元	605	光元	光充	605	光?	光元	和京(和京 繩・定居)
	定居	定居	611	定居	定居	611 613	定居	定居 見聖	仁王
	倭京	倭京	618	倭京	倭京	618	和繩	倭京 景繩 法興元世	節中
	仁王	仁王	623	仁王		623	仁王	仁王	聖徳(聖徳)
舒明	聖聴		629	聖徳	聖徳	629 632	聖徳	聖徳 僧要	僧安(僧要)
	僧要	僧要	635	僧要	僧要	635	僧要	僧安	明長(命長・ (記述なし))
	命長	命長	640	命長	命長	640	命長	命長	
皇極	大化	常色	645	常色	常色	645	大化		
孝徳	白雉	白雉	647	常色	常色	647	常色		
			650	白雉	白雉	650	白雉		
白雉	白雉	652 654	白雉	白雉			常色		
白雉	白雉	661	白雉	白雉					
白鳳	白鳳	661	白鳳	白鳳	661 662 668			中元	
天武	朱雀	朱雀	672	朱雀	朱雀	672	朱雀		
			673	朱雀	朱雀	673	白鳳		
			684	朱雀	朱雀	684	白鳳		
朱鳥	朱鳥	686	朱鳥	朱鳥	686		果安		
持統	大化	大和	692	朱鳥	朱鳥(大化)	690 692	朱鳥	果安	大和
			695	大和	大長		大長		
文武	大化	大長	698	大長	大長	698		大長	

## 16. 「禁書」と「残党狩り」

なぜ九州王朝の史書は残されていないのであろうか。

現存する日本最古の史書は 712 年成立の古事記と 720 年の日本書紀。卑弥呼の時代には中国・魏の明帝から詔書がもたらされているから、倭国では少なくとも 3 世紀には文字が理解・使用されていたと思われる。しかし、712 年に古事記が成立するまでの 400 年以上もの間の史書や文書はどこへ消えてしまったのか。

続日本紀に以下のような一連の記事がある。

### \* 「禁書」と「残党狩り」

(707 年 7 月) 『山沢に亡命して軍器を挾蔵し、百日まで首せずんば、罪に復すること初の如くす』

(708 年 1 月) 『山沢に亡命して禁書を挾蔵し、百日まで首せずんば、罪に復すること初の如くす』

(717 年 1 1 月) 『山沢に亡命して兵器を挾蔵し、百日まで首せずんば、罪に復すること初の如くす』

これらの記事は大赦の際に出されたもので、「禁書・軍器・兵器を隠し持って亡命している者は、百日以内に自首しなければ、大赦せずに罰する」という意味。

「軍器」とは、兵器その他、旗指物や太鼓など、正規の軍隊の戦闘行為に必要なもの一切のもの。どこかの「正規の軍隊」が「正規の戦闘に必要な一切」と「禁書」を持って「山沢に亡命していた」ということ。

717 年になると、軍器の一部である「兵器」だけとなって縮小化。

### \* 隼人反乱

九州南部の隼人は、この時期になって突然反乱を起し始めた。

702 年、713 年、720 年と三次にわたって大和政権に反乱。

それ以前の隼人と大和政権の関係は友好的なものだった。それなのに、大和政権が名実ともに天下を取った直後に、どうして突然こんな混乱が発生したのか。

(700 年 6 月) 『薩末(さつま)の比売(ひめ)・久売・波豆・衣の評督・衣君県・助督衣君弓自美、また肝衝(きもつき)の難波が、肥人らに従い、兵器を持って、さきに朝廷から派遣されたクニマギ使の刑部真木らを脅して物を奪おうとした。そこで筑紫の惣領に勅して、犯罪の場合と同じように罰した』

薩摩人が肥人(肥前・肥後)に従って近畿天皇家側と武力衝突した。

「評督・助督」は九州王朝の制度(栃木・那須国造碑に「評督」あり。のちの「郡司」。「督」は「評」の首長)であり、この勢力が、肥人に従って大和政権と衝突した。

700 年前後、併合に反対する九州王朝の残党が南方に逃れ隼人と結びつくことは想像に難くない。

隼人勢力に潜り込んだ九州王朝の残党は、隼人とともに反乱を起こした。

### \* 続日本紀和銅 6 年の論功行賞記事

(713 年 7 月) 「授くるに勲級を以てするのは、本、功有るに拠る。若し優異せずは、何を以てか推奨めむ。今、隼の賊を討つ將軍、并せて士卒ら、戦陣に功有る者千二百八十余人に、並びに勞に随いて勲を授くべし」

(723年4月) 『日向・大隅・薩摩の3カ国の士卒は、隼人の反乱軍征討に頻りに軍役に狩りだされている。723年5月、大隅・薩摩の隼人ら624人が朝貢してきた』

三次にわたる反乱も、720年の反乱を最後に鎮圧されてしまったのか、723年、ついに隼人は大和政権に朝貢することとなる。

一方、蝦夷とは709年に、やや大規模な戦闘があったのみで総じて平和。

## \* 禁書 『削偽定実』

それでは、この「禁書」とはなんなのか。

古今東西、支配者にとって一番恐いのは被支配国の歴史と宗教・思想であろう。秦の始皇帝の焚書はい例である。だから大和政権にとって都合が悪い九州＝倭国の伝統的な史書・書物類を禁書するのは支配者の常套手段とも言える。

「禁書令」の前段。古事記の序文にある天武天皇の言葉。

『正しい帝紀を撰んで記し、旧辞をよく検討して、偽りを削除し、正しいものを定めて(削偽定実)、後世に伝えようと思う』。

これは、近畿天皇家以外にも別の権力があり、その権力による史書(帝紀)があったと言っているようなもの。

別の権力による史書は『削偽』。そして『定実』されたのが古事記・日本書紀。

→そして708年に「禁書令」が、717年に最後の兵器禁止令が出され、720年に隼人と九州王朝の残党は完全に鎮圧される。そして、この年、日本書紀は完成する。

## 17. 倭都 「太宰府」

### ①都府楼

県教育委員会による都府楼跡(大宰府政庁跡)の説明。「天智天皇二年(西暦663年)、白村江において大敗した我が国が、大陸からの侵攻に備え、博多の那の津にあった大宰の府を移したところである」

#### I 都府楼の初出

菅原道真の七言律詩 「都府楼纔看瓦色 観音寺只聴鐘聲」

(都府楼わずかに瓦の色が見えるばかり、観世音寺の姿は見えず、ただ鐘の音が聞こえるばかりだ)

#### II 都府とは?

都督府のこと。都督府とは都督の役所のこと。都府楼とは都督府の建物のこと。

#### III 都督とは?

「中国の天子に代わって占領地や支配領域の軍事を司る者」という中国の官名。

中国天子が野蛮国の国王に対し、中国の代理で倭国を統治する者ということで任命した官名。

→都督とは倭王のことであり、都督府とは倭王の役所。

#### IV都督の初出

天智紀六年（667）「筑紫都督府」の記述有り。

→おそらく都督に除せられたであろう薩夜麻の帰国年と一致

（紀は671年とするが667年であることを正木裕氏が論証 P24. 近江朝年号参照）

日本古典文学大系の解説注、「原資料にあった修飾がそのまま残ったもの」。要するに、原資料には書いてあったということ。しかし、原資料を見た現代日本人はいないはず。

→筑紫に都督府（倭国王の役所）があるはずはないという先入観。

#### V都督の本当の初出

『宋書』倭国伝、「倭の五王」に関する記述。

438年：倭王「珍」、自ら使持節都督・倭・百濟・新羅・任那・秦韓・慕韓六国諸軍事、安東大將軍、倭国王と称す。

451年：宋の文帝、倭王「洸」を使持節都督……安東將軍倭国王とする。

？年：倭王「武」、自ら使持節都督……安東大將軍倭国王と称す。

478年：宋の順帝、倭王「武」を使持節都督……安東大將軍倭王とする。

（使持節…天子から派遣される使者。二千石以下の官職の者を独断で処刑できる。[晋書 職官]）

五世紀の「倭の五王」は都督・倭国王と称していた。ならば、倭王は都督府にいたのでは。

#### ②太宰府とは

通説では、大宰・大宰府とは地方の役所とする。

田村円澄は、「筑紫大宰は、推古政府が海外折衝の拠点である筑紫に設置した地方官人である」。鏡山猛は、「天智天皇が大宰府を作った」としているように、どの学者も、大宰府とは地方の役所としている。

#### \*『宋書』478年、倭王「武」の上表文。

「東は毛人を征すること五十五国、西は衆夷を服すること六十六国、渡りて海北を平らぐること九十五国……自ら開府儀同三司を仮称し……」

#### 開府儀同三司とは

a：儀礼上、中国と同じ三司の役所を開く権限を持つこと。

b：三司とは、太尉・司徒・司空というトップクラスの高官。しかし、日本の元帥と同様に、適任者がいる場合は、「太宰」「太保」「太傅」が三司となる。中でも「太宰」は周礼の官名で百官の長とされ、王の次に権力のある位。今でいう総理大臣のようなもの。

c：太宰の役所を太宰府という。今でいう総理府（内閣府）。

※上表文には、朝鮮のことを「海北」と書いてある。紀では朝鮮のことを「海西」とする。

朝鮮を「海北」といえる場所は九州。

#### ③地名

京都府・長岡京市。そこの畑の真ん中に「大極殿」という地名があった。当初はどうしてこんな所にこんな地名があるのか分からなかった。周辺は長岡京があった場所で、それを発掘したところ、大極殿が正に地名があるところにあったことが分かった。

地名はなかなか変わるものではなく、権力が変わっても、大きな地名は変えることはよくあるが、小さな地名はそのまま残る例が多い。

**\*地名は歴史の化石**

大宰府政庁跡に「紫宸殿」という地名（ホノケ）あり。天子の正殿という意味。

「大裏」「大裏岡」「不丁」。各々「内裏」「内裏岡」「府庁」が転じたものではないか。天子の私的住居を特に内裏という。

「御所の内」。御所：天皇またはそれに次ぐ特に位の高い貴人の通常の住まい。（戦国時代には摂家や将軍家等に御所号多数）

**④大宰府か太宰府か**

歴史的用語は「大宰府」、それ以外は「太宰府」とされる。民間伝承では太宰府だったものを、昭和 30 年代末頃、元九大教授の鏡山猛氏らが「日本書紀などの正史には大宰府と書かれている。点のある太宰府の表記を使っている文献は『誓願寺孟蘭盆縁起』（1178年・栄西禅師）が最初で中世以降が多い。それ以前は大宰府を使っていた」と雑誌などでキャンペーンを張った結果、こうなるとされる。

しかし、本会会員で中学校の国語教師だった故荒金卓也氏が、彼らの主張はおかしいと思い調査してみると、中世以前の文献にも「太宰府」はたくさんあった。

751 年の「懐風藻」をはじめ、14 世紀までに「ダザイフ」の記述のある主な 27 史料のうち 19 史料に「太宰府」が使用されていた。

「大宰府」としているのは、ほとんどが大和政権が作成した史料だった。

また、平安時代までの古代に限っても、19 史料のうち 11 史料、半分以上に「太宰府」が使用されていた。

こんな事実を学者が知らないはずがなく、民間伝承を無視してまで、なぜこんな間違った主張をしたのであろうか。

「太宰府」だったら、内閣府（総理府）のような重要施設が九州にあったことになる。

「大宰府」だったら、大和政権の配下にある単なる地方の役所になる。

太宰府は中国「周」王朝以来の伝統ある名称であり、大宰府は大和政権の新造語。

九州歴史資料館は「大に点があるかどうかは、その時の書き手の筆の勢いだ。どっちでもいいのだ」としている。（内倉武久『太宰府は日本の首都だった』より）。

故荒金卓也氏は、「太宰府」にすべきと九州歴史資料館に文書で申し入れ、それが 1996 年 5 月 8 日の朝日新聞に掲載された。

書名	成立年	「大」	「太」
日本書紀	720	○	
懐風藻	751	○	○
養老律令	757	○	
万葉集	759	○	
唐大和上東征伝	779	○	○
続日本紀	797	○	
空海請来目録	806		○
日本霊異記	822?	○	
日本後記	840	○	
入唐求法巡礼行記	874		○
続日本後記	869		○
文徳天皇実録	879		○
三代実録	901	○	
延喜式	927		○
倭名抄	934?	○	○
本朝文粹	1058		○
大鏡	1110?	○	
今昔物語集	1120		○
梁塵秘抄	1169		○
扶桑略記	1190		○
宇治拾遺物語	1221?		○
平家物語	1240?		○
古今著聞集	1254		○
吾妻鏡	1266	○	○
神皇正統記	1339		○
職原抄	1340		○
太平記	1373?		○

（荒金卓也氏による）

## 余談

倭王「武」は太宰府・太保府・太傅府を開くと自称した。太宰府があったなら、太保府（天子の徳を保ち安んずる官の役所）、太傅府（天子の養育に携わる府）があってもおかしくない。また日本書紀が太宰府を大宰府に書き直したのなら、太保府は「大保府」に直されてもおかしくない。

**\*太保府**：太宰府近くの小都市に「大保」という変わった地名がある。ここに、小郡官衙遺跡（上岩田遺跡）といわれる小郡市役所の3倍ほどの広さの大きな掘立柱建築物跡あり。方二町（約240m）の区画があった。寺と役所の機能を兼ね備えた全国でも例を見ない総合的な行政施設。古代スーパー寺院とも。

基壇に、678年12月条に記された「筑紫国地震」による地割れ跡あり。→678年以前築。

近くに御勢大霊石神社（ミセタイレイセキ）。「神功皇后は、この地で死んだ仲哀天皇の代わりに御魂代の石を軍船に積み鎧兜を着せ、三韓遠征を行い、帰国後にその石を殯葬のこの地に奉った第十四代仲哀天皇の「殯葬傳説地」、すなわち殯宮との神社由緒を持つ。

**\*太傅府（だいふ）**：太宰府の北東約14kmに大分（だいふ）の地名。大分八幡宮あり。宇佐八幡宮の社伝『八幡宇佐宮御託宣集』「大分宮は我本宮なり」と記される。日本三大八幡宮の一つである箱崎八幡宮は、923年（759年説あり）、大分宮が箱崎の地に遷座した。大分八幡宮の東に約1km程の所に「大分廃寺塔跡」。30mを超える3重の塔が建っていたと考えられている。大分（だいふ）周辺に太傅府があったか？

## 18. 国内最古の条坊制都城 「太宰府」

### ●日本最古の条坊制

都府楼の遺構には三層の建造物が発見され、最下層の第1期は掘っ立て柱建物、第2・3期は礎石建物。現在見えるのは第3期で、通説では、第1期は7世紀後半の天智時代、第2期は奈良時代、第3期は平安時代とされる。

では天智以前、太宰府には何もなかったのか？ 役所だけ移ってきたのか？

遅くとも天智期にはあったとされる水城（大仙陵並の大構造物）・大野城・基肆城の大型構造物は何を防衛しようとしたのか？ 掘っ立て柱の政庁第1期が天智期なら、その簡素な地方官衙だけを守るためか？

**\*都城** 狭義には「条坊制」に則って設計・建設された首都あるいは副都？（陪都？）で、「羅城」と呼ばれる城壁で市域を囲郭されたものをいう。平城京・平安京では都の入口を示す朱雀大路の門が羅城門（羅生門）と呼ばれるにとどまった。

日本で城壁があったとされるのは太宰府のみ。（多賀城条坊制は城から離れた単なる町割り）

筑紫野市前畑土塁の現地説明会資料に「太宰府都城」とある。

**\*条坊制** 中国・朝鮮半島・日本の王城都市に見られる都市プランで、南北中央に朱雀大路を配し、南北の大路（条）と東西の大路（坊）を碁盤の目状に組み合わせた左右対称で方形の都市プランである。

条坊制が築かれたのは中国・朝鮮では首都だけ。（唐・洛陽＝北魏代から。南宋・杭州＝事実上の国都）



『周礼』考工記（前2世紀?）の基準が発祥とされ、本来の条坊制は中央に宮城を配すよう記されている。藤原京はこれに近い。→魏の主要都市鄴（当初は国都）、その後の西晋朝洛陽。

唐長安城は北辺に宮城を配しており、平城京・平安京などはそれに倣ったと思われる。

→北辺宮城は北魏の首都洛陽、隋唐朝の長安など。

大宰府は、東西 2.6km、南北 2.4km の条坊制都城だったとされる。

最近まで、大宰府政庁 I 期（通説では七世紀後半～八世紀初頭とされている）に条坊はなかったとされてきた。

### \*『大宰府条坊区画の成立』（H. 20. 11. 23 太宰府市教委・井上信正氏）

「条坊造営は7世紀末の飛鳥時代（政庁 I 期）だとする説がある。そうすると条坊造営は第Ⅱ期政庁造営より古いことになる。

このことについて示唆的な事象がある。第Ⅱ期政庁の配置は条坊とズレがあることだ。政庁だけでなく、朱雀大路（通称）、観世音寺も同様である。なぜズレているのか。条坊設計がこれら主要施設と同時にもしくは後であれば整合させたと思うのだが、そうっていない。

持統3年(689)9月10日条には、位記（位を授ける公文）を送るため筑紫へ下った使者に『新城』を監させたことを記す。これは条坊造営期（政庁 I 期）の大宰府をさしていたのではないか。

なお藤原京の大きな特徴に、条坊中央に天皇の住まう宮城を配したことがある。筑紫新城が、藤原京に似た条坊区画を伴う政庁 I 期大宰府を指すとすれば、その当初計画で、条坊中央が強く意識された可能性がある。私は、右郭中央の通古賀地区に注目している」

→第Ⅱ期政庁・朱雀大路・観世音寺は条坊とズレがあり造営時期が違う。

→太宰府条坊は第Ⅱ期政庁・観世音寺より古い！

井上氏は政庁 I 期を七世紀飛鳥時代と示唆した上で、I 期の条坊造営の可能性を示している。

日本最初の条坊制都城とされる藤原京の初出は、持統紀五年（六九一）「新益京を鎮め祭らしむ」で、本格的造営はここに始まり 694年に遷都した ことになっている。

しかし、持統3年(689年)9月、筑紫へ下った使者に「新城を監させた」。この「新城」とは何か。

もしこれが、太宰府条坊制なら、689年には存在したいたことになり、太宰府こそ最古の条坊制都城 ということになる。

→太宰府条坊制は、藤原京よりも古い！

### \*観世音寺

観世音寺はいつ出来たのか？

『続日本紀』によると、観世音寺は、天智天皇が母帝・斉明天皇の追善のために発願して作ることになった。完成したのは発願から約80年も経った天平18年（746）のこととされる。

1. 698年の紀年銘のある京都・妙心寺の梵鐘と同一デザインの兄弟鐘が観世音寺に伝わることから、7世紀末ころまでにはある程度の寺観が整っていたものと推測される。

2. 『二中歴』には白鳳年中（661～683年）「観世音寺東院造」とある。

3. 『本朝世紀』 康治二年条には、観世音寺の本尊・金銅阿弥陀如来像は百済渡来とある。百済滅亡(660/663年)だから、それ以前に渡来したのではないか。

4. 『勝山記』(鎮西観音寺造)や『日本帝皇年代記』(鎮西建立観音寺)に白鳳10年(670年)創建とする記事あり。

5. 創建時の観世音寺の瓦とされるものは、老司 I 式と称され、藤原京の瓦よりも古く編年されている川原寺と同形式のものである。川原寺の創建は、(天智期)7世紀中頃とみられるので、同型の瓦を持つ観世音寺の創建も7世紀中頃と考えられる。

○これらのことから、観世音寺の創建は670年を下らないと考えられる。

→ 太宰府政庁第 I 期条坊制は670年以前。 (←ただし、北に政庁があった時代)

### \* 通古賀

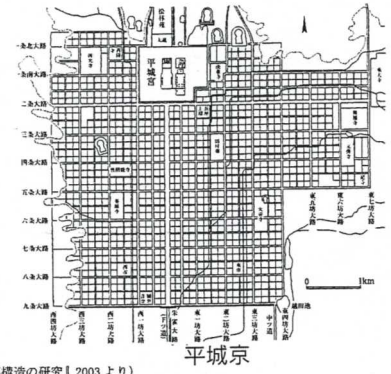
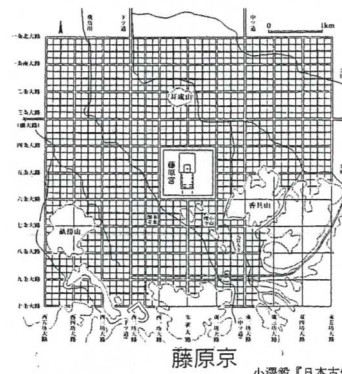
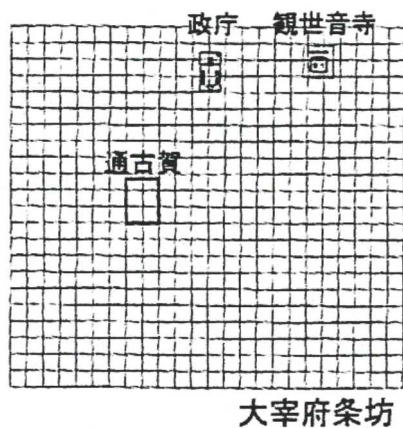
従来、太宰府条坊は平城京などと同様に、北辺中央に政庁を配した設計と考えられてきた。

1. 井上氏によると、条坊中央の「通古賀」が強く意識され設計された可能性があるという。もしそうなら、藤原京と同じく「周礼」方式ということになる。

2. 会報No.139~143 連載された「『王城神社縁起』の語るもの」(恵内慧瑞子)。

神社縁起いわく、天皇の城がある山だから王城山といい、それが現在の大城山(四王寺山)で、そこにあった王城神社が通古賀に移ったという。唐の天子の居を衙といい、通古賀の古賀は「国衙」の訛った呼称だという。

平成二十年四月、この付近に「巨大な建物跡」が発見されたと新聞報道。



### \* 条坊制はいつできたか

1. 条坊制は観世音寺より古い。

2. 観世音寺創建は670年を下らない。

3. ニュースNo.183 古賀達也氏稿。「(I期遺構の)整地層から出土した土器が『六世紀後半~末頃の土器を多く含んでいる』という事実は、I期の造営は七世紀初頭と考えるのが、まずは真つ当な解釈ではないでしょうか」

4. 条坊があったと思われる第 I 期の政庁は北辺中央に位置する長安方式であり、もし建設当初の条坊制

が「周礼」方式なら、太宰府条坊は観世音寺創建より更におそろしく古くなる可能性も出てくる。

5. ならば、九州年号の倭京元年（六一八）に造営されたとする仮説が、ますます現実味を帯びてくる。  
→藤原京より七十六年も古いことになる。 →倭国の首都は一体どこにあったのか？

\*中国・朝鮮では首都あるいは首都機能があった都市以外に条坊制都城は見あたらない。百歩譲って副都にも条坊制があるとしても、太宰府が最古の条坊制なら、首都をさしおいて副都が先に条坊制を建設したとでも言うのであろうか。→倭国の首都は一体どこにあったのか？

### \*太宰府と羅城

『続日本紀』769年の条、太宰府の役人が都に「この府、人・物殷繁(いんぱん・盛んで多い)にして、天下一の都会なり」と報告。

太宰府は8世紀になっても平城京などを凌ぎ、古代日本で最も繁栄していた都市だったのか。

水城などは天下一の都会を守るためだった。その守りは、

1. 太宰府条坊には城壁があったと考えられている。
2. 都城の定義に基づけば、太宰府は日本最古であり、同時に日本唯一の条坊制都城だったことになる。
3. 太宰府周辺も羅城になっている。大野城・水城・基肆城・前畑遺跡土塁・阿志岐山城（神籠石）
4. 太宰府を囲む城壁、周辺の羅城、太宰府を大きく囲む神籠石。これら三重の守り。
5. 一方、藤原京・平城京に城壁はなく羅生門（羅城門）と名を変え、大和の守りは規模をも知れぬ高安城一つあるのみ。

●六六三年以前、『隋書』608年「此後遂絶」（隋書）と隋に国交断絶され、唐との関係も危うかった。大陸に接する国の防衛本能が、城壁という形に表れること必然であろう。それが城壁だけでなく、羅城を成し、さらに太宰府を大きく囲む神籠石へと、三重の守りへと太宰府を追い込んでいく。

太宰府は列島を代表する都だった。そして7世紀末、実権が大和に移るに従って、条坊制の藤原京が大和にも建設されたと考えれば違和感はない。

## 19. 神籠石

神籠石型山城 10箇所（九州型：谷を取り込み山頂から平野部に斜めに構築する）

- ①高良山(久留米市) ②阿志岐(筑紫野市) ③杷木(杷木町) ④女山(瀬高町) ⑤帯隈山(佐賀市)  
⑥おつぼ山(武雄市) ⑦雷山(前原市) ⑧鹿毛馬(颯田町) ⑨御所ヶ谷(行橋市) ⑩唐原(大平村)

神籠石系山城 6箇所（瀬戸内型：山頂を鉢巻状に囲む）

- ⑪石城山(山口・大和町) ⑫永納山(愛媛・東予市) ⑬鬼ノ城(岡山・総社市)  
⑭大廻小廻(岡山市) ⑮讃岐城山(香川・坂出市) ⑯播磨城山(兵庫・龍野市)

朝鮮式山城 11箇所（城郭が山の等高線に沿う鉢巻状）

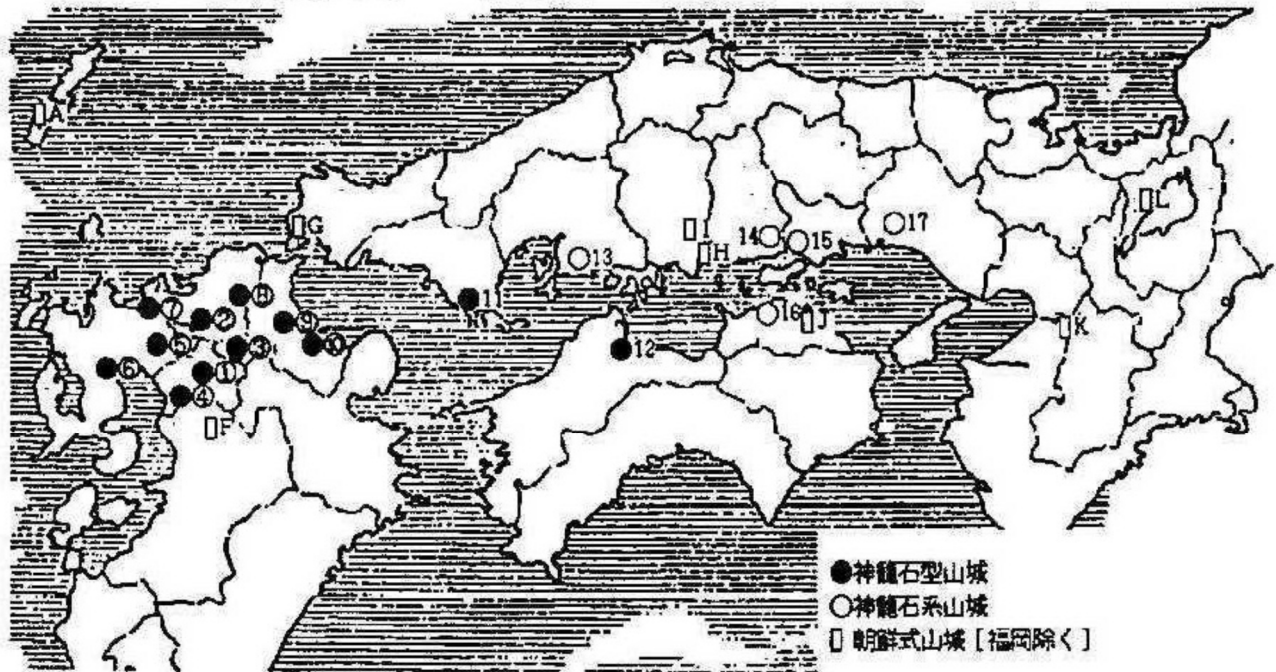
- A 金田城(対馬)(667年築) C 大野城(大野城市)(665年築) D 基肆城(基山町)(665年築)

- E 水城（太宰府市）（664年築） F 鞠智城（熊本・菊鹿町）（?698年繕治）  
 G 長門城（下関市?）（665/670年?築） H 茨城（広島・福山市?）（?） I 常城（広島・新市町）（?）  
 J 屋嶋城（高松市）（667年築） K 高安城（大阪・八尾市）（667年築） L 三尾城（滋賀・高島町）（?）

中国式山城 1箇所（城郭が山頂部から平地部におよぶ“たすき”状）

- B 怡土城（前原市）（756～768年築）

## 古代山城分布図



### ○朝鮮式山城と神籠石

古代の山城は現在、発見・未発見を含め28～29カ所程あると言われ、専門家はこれらの山城を二つに分けて考えている。一つは、大野城や基肄(きい)城などの朝鮮式山城と呼ばれる城。もう一つが神籠石と呼ばれる遺構。

#### \*朝鮮式山城

官選史書である日本書紀や続日本紀などに記録がある城で、築城ではなく改修・廃城の記事しかない城も含む。11カ所ほどあり、通説では、これらの城は、白村江の戦い(663年)のあと、百済からの亡命貴族が現地で指揮をとっていたとされることから命名された。

\*中国式山城 怡土城（8世紀）は、二度の遣唐使経験がある吉備真備が築造担当で、様式は大陸系とされる。

#### \*神籠石

記録も伝承もない山城で、九州・四国・中国で16カ所発見。

一般に二つに分類され、九州の神籠石は神籠石型山城、それ以外は神籠石系山城などと呼ばれているが、九州の神籠石型山城に山口と愛媛の神籠石を含める学者もいる（渡辺正気・福岡県文化財保護審議会

専門委員)。諸説あるが、九州にあるものはどれも同一タイプという点では、ほぼ学界の意見は一致しているようである。

表のほかにも未確認情報として、玄海町にまだ神籠石と確認されてない謎の山城や(「古代の風 76」加藤 暁彦)、別府湾・日出町にも神籠石があるという噂あり(「九州古代史の謎」荒金卓也)。

### [神籠石型山城]

九州を中心にする神籠石型山城は、きれいに切りそろえた1 m前後の直方体の切石を、高いところでは標高400mの山(雷山神籠石)や丘の中腹部急斜面に沿って整然と隙間なく2～3kmも並べ、その上に高さ2～3m・幅9mもの土塁が築かれている。

これらは同一様式・統一規格の城で、優れた技術を駆使し、戦略的要衝に配置された山城群。

「ほかの諸城には見られない特徴的な構築法をもち」「百済・新羅・伽羅などの山城や天智紀山城(朝鮮式山城の大部分)のそれらよりも優れた土木技術を駆使している」「神籠石型山城における切石加工の高度な技術、急傾斜地への巧みな設置、版築土塁のために費やされた歴大な労働量など、どの要件をとりあげても、本城に対する端城(はじょう。支城)といった捉え方はできないであろう」

(「日本の古代国家と城」葛原克人・古代吉備文化財センター次長)

### \*通説の解釈

大平村(現・上毛町)の唐原(とうばる)神籠石について、太平村教委の見解。

「神籠石は、七世紀に齊明天皇が百済支援のために現在の福岡県朝倉地方に造った朝倉橘広庭宮を守るためのものと考えられる。唐原神籠石は唐や新羅から朝倉宮が攻められた時に備え、天皇の逃走経路を確保し、瀬戸内地方への敵の侵攻をくい止める目的があったのではないか」

「(神籠石型山城は)朝鮮半島・白村江での日本の敗戦(663年)など東アジアの緊張状態のなか、大和朝廷が築いた古代山城。白村江の戦いの前、大和の大王だった齊明天皇が拠点にしたという朝倉宮を守るために築いた」とされる。

神籠石の築造は、一般に6世紀後半から7世紀中葉だろうとされているだけで正確にはわかっていないが、そもそも山城は築造年代がわからないと城の性格を考察することは困難である。しかるに、一元通念にとってはこう考えるほかないのであろう。

### \*天皇の逃走経路を確保？

大平村教委は「唐や新羅から朝倉宮が攻められた時に備え、天皇の逃走経路を確保し、瀬戸内地方への敵の侵攻をくい止める」ためとしているが、そもそも朝倉宮は仮の宮で齊明滞在期間はわずか75日。いつまでいるのか、どこに置くのかわからなかった宮である。そのような宮のために、歴大な労働力を使って、それも、10数カ所も築造するものか。

逃走せざるを得ないような時は、神籠石に籠城する暇があったら、さっさと早く大和に帰ったほうが良いのではないか。

唐・新羅が九州に迫り齊明を追うなら、山越えして追うより船で先回りするか直接大和に向かわないか？

## \* 誰に対する防御？

城を築く場合、敵がどこから攻めてくるか、どこが弱点か、何を守るかなどを考え、戦術・戦略的要地に築くものである。そして最も重要なのはその仮想敵国。通説ではこれを唐・新羅としているが、本当だろうか。

神籠石群の配置は太宰府を守るためと考えるのが自然と思われるが、朝倉を守るためと考えられなくもない。そこで通説では朝倉の斉明を守るためと考えたのであろう。だったら唐・新羅軍だけに対する防御と考えられる。

⑦雷山は玄界灘や朝鮮半島方面に対する防御か。

⑧鹿毛馬は遠賀川が二つに分かれる要衝にあり、響灘・朝鮮半島方面の備えか。

①高良山、④女山、⑤帯隈山、⑥おつぼ山は東シナ海・中国江南方面に対する防御か。

これらは対大陸、対唐・新羅の山城のようにも見える。

しかし、⑨御所ヶ谷、⑩唐原は瀬戸内に向かう。

③杷木は豊前南部・豊後と筑後を結ぶ唯一の交通路の要衝にあり、⑩唐原から侵入すると英彦山南麓を通過して③杷木から筑後に入ることになるから、これも瀬戸内方面をにらんだ城と考えられる。

③⑨⑩が唐・新羅に対する防御と考えられるであろうか。

唐・新羅が朝倉を攻略するために、⑨御所ヶ谷、⑩唐原から上陸するには関門海峡を通過し、豊前・豊後の山をいくつも越えて侵攻することが考えられであろうか。通説でもそう考えられないから、朝倉からの逃げ城と妙な解釈をしているのではないか。

⑫永納山も明らかに東方をにらんでおり、これが唐・新羅に対する城であろうか。

中国正史『旧唐書』は、白村江の戦い後、九州にあった倭国（九州王朝）を大和が併合したことを示唆する。ならば、これらの山城の仮想敵国は中国と朝鮮半島、そしてもう一つ、「大和」をも仮想敵国と想定して、九州王朝が築城したのではないか。

→③⑨⑩⑪⑫は瀬戸内海以東の国を、①②④⑤⑥は有明海中国方面を、⑦⑧は朝鮮方面を仮想敵国としたものではないか。

## \* どこを守るためか

日本書紀 658 年の条、『ある本はいう、斉明 6 年 (660 年) 7 月・・・ (百済が唐新羅から伐たれた)・・・そこで国家は、武装兵を西北の畔に布陣し、城柵を修繕した』(山田宗睦訳)。日本書紀記載の朝鮮式山城はすべて白村江以降だから、660 年に修繕した城柵は神籠石であると考えられる。ならば神籠石は 660 年には既に存在しており、白村江とは関係ないことになる。また「西北」とは九州目線の表現。

→白村江の戦いとは関係のない山城。ならば、朝倉宮とも関係ない。

→神籠石型山城が守ろうとしたものは太宰府しかない。

## \* 『ある本はいう』？・・・『削偽定実』

『古事記』序文。天武の「削偽定実」

「諸家に伝わっている帝紀および本辞には、真実と違い、あるいは虚偽を加えたものがはなはだ多いとのことである。・・・そうだとすると、ただいまこの時に、その誤りを改めておかないと、今後幾年もたたないうちに、その正しい趣旨は失われてしまうにちがいない。そもそも帝紀と本辞は、国家組織の原理を示すものであり、天皇政治の基本となるものである。それ故、正しい帝紀を撰んで記し、旧辞をよく検討

して、偽りを削除し、正しいものを定めて、後世に伝えようと思う」

→自分が支配下においた全国の旧政権や豪族に残る史書を集め、近畿天皇家にとって具合の悪い記録は削除して、都合のいい史書に仕立て上げよう。

この旧政権狩りや史書狩り、武器狩り・焚書禁書は8世紀初頭まで続いていた（16. 「禁書」と「残党狩り」参照）。その後完成したのが古事記・日本書紀。

→上記の紀658年条「ある本はいう」とは、近畿天皇家とは別の政権の「ある本」ではないか。ならば、ここに出てくる修繕した『城柵』とは、別の政権つまり九州王朝が造ったものとならないか。

### \*いつ造られたか？

1. 帯隈山城では土塁の中に6世紀後半の形態をした陶棺が見つかり、これ以降に築造されたと考えられる。

2. 鹿毛馬城では水溜遺構から7世紀初頭ないし前半の須恵器が発見。築造はそれ以前と考えられる。

3. 城門の構造に簡略なものから複雑堅固なものへと変遷する法則性あり。→「まず九州に限定的な神籠石型山城から始まり、次いで瀬戸内に見られる神籠石系へと波及し、最後に天智紀山城が位すると見るべきであろう」（葛城克人）→神籠石型山城は7世紀中葉以前の築造。

→ これらのことから6世紀後半～7世紀中葉に築造されたと考えられる。

608年『隋書』、隋は倭国との交流を「この後遂に絶つ」 → 国際情勢緊迫化 → 神籠石築造

### \*大和は無防備

太宰府は山城等で三重に囲まれている。

一方、大和を守ると思われるのは高安城しかない。しかもこの城は、建物遺構が一つ発見されているだけで、石垣などの諸施設は発見されておらず、規模その他一切が不明。威容を誇る九州の山城と比べ極めて対照的。天智紀六年（667年）11月条、「是月、築倭國高安城」。

白村江以前は大和に城といえるものは一切見当たらない。その時既に九州には多数の山城があったが、大和は無防備というに等しい状態だった。

それにくらべ太宰府は、城壁、都城を取り囲むように山城や水城が築かれ、更に周辺には神籠石型山城が配置され、三重に防備された都市だった。

もし大和が倭国の中心だったら、こんなことがあるだろうか。

### \*日本書紀などに記録が残っていない

日本書紀には重要施設の造営などが事細かに書かれているのに、神籠石のような大事業を書く必要がないとか書くのを忘れるということが考えられるだろうか。

「九州内の八ヶ所（筆者注：現在は十か所）と周防の石城山は（筆者注：伊予の永納山も）同一様式・統一規格の城であり、これらの山城を築城させた権力は、同一の政権であったことを示しているのです。そしてまた、これだけ広域にわたって同時一斉に巨大な山城をつくらせることができたのは、当然国家規模の権力しかない」「大和朝廷の正史に『載っていない』ということが、逆になによりも雄弁に、ある真実の情報をわれわれに伝えているのです。ずばり、神籠石山城は近畿の天皇家のつくったものではなかった、大和朝廷のあずかり知らぬもの、つまり、九州王朝の築城したものだった」

（『九州古代史の謎』荒金卓也）

## 20. 『金印』は二段読み

印文：漢委奴國王

鈕：蛇鈕 魚子鑿（ななこたがね） 紫綬であろう↓

材質：金 95.1%、銀 4.5%、銅 0.5%、その他

寸法：一辺の平均 2.347cm（後漢代の 1 寸=約 2.304cm）

鈕を除く印台の高さ平均 0.887cm 総高 2.236cm

重さ：108.729g 体積：6.0625cm<sup>3</sup>

### ①真贋論争

偽造説（三浦佑之による）

1. 発見時の記録にあいまいな点が多いこと
2. 漢篆（かんてん）。江戸時代の技術なら十分贋作が作れること（漢篆：古代漢字書体の一種。篆書の変形書体）
3. 滇王之印に比べると稚拙

真印説

1. 漢代の一寸の実長が判明し実証されたのは 20 世紀も後半である。江戸時代以前に知ることは困難。
2. 贋作者が漢代の官印が方一寸であるのを知るとしたら『漢旧儀』（後漢期成立。漢代官制の書）から得たとしか考えられないが、その『漢旧儀』に蛇紐は載っていない。もし偽物を造るなら、『漢旧儀』に載った亀紐か、駱駝紐にするはずである。

昭和 31 年、金印蛇紐の「滇王之印」が発見されるまで、外臣王の印は亀紐と考えられていた。

3. 偽作するなら『後漢書』の記述に従って「委」を「倭」にする方が自然である。
4. 滇王之印と金含有量が近く、印台の高さ、総高、重さもほぼ同規格。こんな偶然はない。
5. 光武帝の印と考えられている「漢歸義羌長」（銅印）の「漢」と字体が一致する。

### ②漢代印制

#### \*『漢旧儀』

諸侯王（内臣）：黄金璽、駱駝鈕。刻文の終わりの璽の文字がつき、組みひもは赤色。

列侯（人臣）：黄金印、亀鈕。文に印という。刻して某侯之印という。組みひもは紫色。

外臣の王（漢に臣属した夷狄の君主）：金印紫綬、多くは亀鈕。印文のはじめに漢の文字。終わりに章の文字。

・朝貢国以外の四夷に対する金印紫綬の条件

内附（服属）・内属（自ら属国となる）・降附（降伏）・武力的功績

・金璽綬綬→金印紫綬→銀印青綬→銅印黒綬（239 年、難升米・牛利に銀印青綬）

#### \*『東觀漢記』（後漢の歴史書）

「諸公王は金璽綬綬（れいじゅ・萌黄色）、公侯は金印紫綬」



\* 漢代印制 (岡崎敬による)

皇帝	璽	白玉	虎鈕	黄赤綬	
皇后	璽	玉(金)	虎鈕	黄赤綬	
皇太子	章	金	亀鈕	朱綬	
丞相・大將軍	章	金	亀鈕	紫綬	
百官「二千石」	章	銀	亀鈕	青綬	(←難升米・牛利)
「千石」「六百石」	印	銀	鼻鈕	黒綬	(四百石～二百石 黄綬)
諸侯王(皇帝一族)	璽	金	駱駝鈕	赤綬	
列侯(人臣最高位)	印	金	亀鈕	紫綬	

(璽：皇帝が持つもの 印：臣下の持つもの 章：丞相・大將軍の持つもの)

\* 『翰苑』 (660年)

「中元の際、紫綬の榮」(翰苑) (建武中元2年=57年)

→志賀島金印は紫綬であったであろう。

③委奴の読みかた (委=倭。イ偏の省略は『印史』(明代・何通編)に漢代の例あり)

1. 大和国説 亀井南冥 甘棠館祭酒(学長)

1784年に発見された当初は、倭奴国と二段読みで読まれていたが、倭奴は「ヤマト」と読まれていた。金印は大和の王者がもらったはずと考えられたからであり、万世一系の皇国史観による根拠の無いもの。ところが、あろうことか大和から遠い志賀島からの発見であった。そこで「(源平合戦で)安徳天皇が壇之浦に没するさいに流され漂着した」とか「印文に『奴』の字があるのを怒って海中に投げ捨てそれが漂着した」などと恣意的に解釈されるようになった。

しかし、金印は漂着したのではなく、きちんと石板の下に埋蔵されていたという？(諸説あり)だから倭奴国=大和説ではどうも具合が悪い。ということで、次に出たのが倭奴国=伊都国説。

2. 伊都国説 倭=キ 奴=ト と読む

明治25年までこの説が支配的だったが、現在でもこの説を唱える歴史学者はいる。これも倭奴国と二段読みで読まれているが、倭奴国は倭国の中心国ではないとの考えに基づいていることに変わりはない。

\* 奴は「ナ」「ト」ではなく「ヌ」または「ノ」である。

\* 明治まで「倭」は「キ」と発音するとされていたことになる。

\* 倭人は「都」を「トゥ」と発音していた。

○倭奴国=伊都国説は成り立たない。

なぜなら魏志倭人伝に「伊都国・・世々王有るも、皆女王国に統属す」と伊都国は代々女王国(邪馬台国)に支配されていたとある。魏志倭人伝を書いた陳寿は後漢が滅亡した直後の3世紀の人物だから、後漢代の資料は当然見たはず。その知識の中から「世々・・」と書いたのだから、伊都国は魏の直前の後漢時代にも女王国の統治下にあったと解釈される。このような女王国に支配された国に金印を下賜するはずはない。

\* 「奴」は「ト」ではない。(次頁参照)

### 3. ワのナ説 →これはない

三宅米吉 (1860~1929) 「『漢ノ倭ノ奴ノ国ノ王』と読むべし。奴ノ国は古への難県 (ナノアガタ)、今の那珂郡なり。後漢書なる倭奴国も倭の奴国なり」

倭奴国は大和の倭国の服属国の奴国であり中心国ではないということで、ここに現今のいわゆる通説が誕生した。

ワのナ説には本居宣長の影響があったと思われる。

「奴国は仲哀紀難県、宣化紀那津とあるところにて」 (『馭戎慨言』1778年・本居宣長)

→ところが、本居宣長はその後「イト説」に変更する。倭=「キ」 奴=「ト」とする。

### 4. イヌ・イノ説

「倭」：(説文解字 100年)「倭」の項〈人部〉順兒従人委声(「順なる貌(すがた)。人偏、委の声」)

上古音 /\*1uar(\*uar)/ → 中古音 /\*1uě(\*ua)/ 「キ」または「ワ」

「委」：上古音 /\*1uar/ → 中古音 /\*1uě/ 「キ」のみ

「奴」：カールグレン /no/→/nuo/→/nu/ 藤堂明保 上古音 /nag/ → 中古音 /no(ndo)/

\*「奴」：「ド」「ト」ではない。

倭人の発音		中国人の音写		唐代長安人の発音		倭人の聞き取り
「ノ」	→	「奴」/no/	→	「奴」/ndo/	→	「ド」

倭人が「ド」「ト」と発音して「奴」に音写されたのではない。

### ④「漢の倭の奴の国王」 三段読みによる意味

三世紀の倭国では邪馬台国・投馬国に次いでナンバー3、世々王がいた伊都国を入れるとナンバー4の奴国の王に金印を下賜したことになる。

→奴国は博多湾岸にあり、倭国の中心地である邪馬壱国は別の場所にあることになる。

倭奴国は大和の倭国の服属国の奴国であり中心国ではないと考えられた。→大和中心の歴史観。

### ⑤ 金印は二段読み

\*金印は、列侯(人臣最高位)に匹敵するほどに高位の外臣の王に下賜される。(→『漢旧儀』参照)

東夷・倭国のナンバー4の小国・奴国王に金印を下賜するはずがない。ナンバー4が金印なら、ナンバー1はいったい何をもらうのか。

**\* 現存する漢代の金印**

「漢委奴國王」	志賀島	
「滇王之印」	雲南省	→外臣王（南蛮国）。蛇鈕。前 109 年下賜。
「廣陵王爾」	江蘇省	→廣陵王は光武帝の 9 子。亀鈕。58 年下賜。志賀島金印は 57 年。 字体、鈕の魚子鑿（ななこたがね）から洛陽の官営工房で <u>志賀島金印と同一工人により製作された可能性が大きい。</u>
「朔寧王太后璽」	山西省	→太后印
「関中侯印」	湖南省	→高官（爵十九級）
「平東大將軍章」	山東省	→大將軍

**\* 『倭国は古（いにしえ）の倭奴国なり』（旧唐書・倭国伝）**

この『倭奴国』も「倭の奴国」なら、唐代の倭国は 1 世紀の奴国だったことになる。

ならば、1 世紀～7 世紀まで奴国が倭国になる。歴代中国正史によっても、漢代から唐代まで、倭国は同じ場所にあったと解釈できる。（→11. 漢籍の「倭」関連記事参照）

どちらにしても、その間、倭国は博多湾岸にあったことになる。

ただし、倭奴国＝倭国であり奴国ではない。

**\* 魏志倭人伝に「奴国王」は存在しない。**

王が存在するのは邪馬壹国・狗奴国、世世王がいる伊都国。

そもそも、1 世紀に奴国があつて奴国王がいたのか。

**\* 中国古代の印文実例**

漢歸義胡長	銅印駝鈕	
<u>新匈奴单于章</u>	銀印龜鈕	（→单于＝王 →新の匈奴の奴王印と読むとでも？）
魏烏丸率善佰長		
魏鮮卑率善仟長	銅印駝鈕	
晋匈奴率善佰長	銅印駝鈕	
晋烏丸歸義侯	銅印駝鈕	
晋歸義羌王	銅印塗金兔鈕	

これらはすべて「二段読み」である。「授与する側（中国側国号）＋授与される側（国・部族名）」。  
中国の天子が夷蛮の長に印を与えるというのは、与える側（漢や魏や晋）と与えられる側（夷蛮の長）の二者の直接の統属関係を示すもの。

**\* 「漢匈奴悪適尸逐王」（アクテキシチク）の印**

これは「漢の匈奴の悪適の尸逐王」と読み、中国古印唯一の三段読みの例とされてきた  
しかし、「悪適」は国や部族名ではなく、「悪適尸逐王」が南匈奴の单于号や王号といった称号の一部であり、「漢の匈奴の悪適尸逐王」で二段の国名の印であった。また、この印は銅印である。

**\*服属国の王に下賜された印は全て二段読み。**

「新匈奴单于章」 → 「新の匈奴の单于章」 ×新の匈の奴 の单于  
「漢委奴國王」 → 「漢の委奴の國王」 ×漢の委の奴國の王

**\*金印研究第一人者・大谷光男の弁**

「金印紫綬は、一国（国家）に授け、国内の一部族（国）に授けられることはなかった。したがって、金印『漢委奴國王』の読み方で、『カンのワのナのコクオウ』と訓む三宅説は退けられることになる」（「金印蛇紐『漢委奴國王』に関する管見」大谷光男『東洋研究』2011 所収）。

**⑥金印を書けなかった記紀**

記紀の編者は中国正史を読み、それを引用していた。金印が書かれた後漢書の内容も日本書紀に多数引用されているが、金印は外交上重要であるにも拘らず何も書かれていない。

大和政権は、金印について記事でしか知らなかった。

→倭奴国から大和政権への情報伝達・継承関係はなかった。

「記事そのものは知っているが、当の金印の現物はまるで行方不明なわけだ。これでは記事の真偽のほども不確かだし、よしんば記事が信じられたとしても8世紀初頭現在その所在地さえ皆目わからぬ。大和のおかれていたこういう状況を考慮して理由も考えなくてはならない。大和がうかつにこの記事に手を出せなかった（敬遠せざるを得なかった）真の理由はここらだろうと思う」（荒金卓也）。

**⑦金印下賜の理由**

『建武中元二年倭奴国奉貢朝賀使人自稱大夫 倭國之極南界也 光武賜以印綬』（後漢書・東夷伝倭）  
晋書の次の下線の訳

『宣帝之平公孫氏也 其女王遣使 至帶方朝見 其後貢聘不絶』（晋書・東夷条倭人）

「宣帝（司馬懿仲達）の公孫氏を平らぐや、その女王、遣使し、帶方（郡）に至りて朝見せり。その後、貢聘絶えず」。

ならば、『倭國之極南界也 光武賜以印綬』の訳は、

「建武中元二年（西暦57年）、倭奴国、貢を奉じて朝賀す。自ら大夫と称す。倭国の南界を極むるや、光武、賜うに印綬を以てす」 →倭国は南界を極めた、よって印綬を賜った。

\*冊封体制下にある倭国の領土拡大は、宗主国中国天子の徳を広めることができる土地が広がったことになり、官爵を求める理由になりえる（竹田恒泰）。 →武の上表文参照

\*通説「倭国の極南界なり」 → もしそうだったら、わざわざ書く必要があるか？

→南界＝黒齒国・裸国

**⑧金印の倭王＝三雲南小路遺跡王墓説（高柴昭による）**

金銅四葉座飾金具が出土 → 木棺の隅に当てる金具 → しかし三雲南小路遺構は甕棺である

→三雲の倭王はこの金具を作る必要がない→中国から贈呈された

→三雲の倭王は中国と交流をもち金印と同時期の倭王→金印の倭王ではないか

## 21. 天孫降臨

### ① 天孫降臨とは

\* 神話によると、天照大神は出雲の大国主命に対し主権の委譲を迫りこれに成功（「国ゆずり神話」）。

その後、天照大神は孫のニニギの尊を日本列島のどこかに派遣した。つまり、ニニギの尊が日本列島に侵略してきた。

\* 通説では、天孫降臨の地は宮崎とする。その後の神武東侵の出発地も宮崎だと。また、王墓「神代三陵」は鹿児島にあるとする。

しかし、宮崎・鹿児島は「隼人」文明の領域。

「南九州の（弥生）後期の土器文明はきわめて地方色のつよいものであって、ほとんど他地域との交渉が少なく独自の文化圏を形成している」「薩摩式土器の文化圏は隼人の地域と一致する地域である」

（森貞次郎）

もし天孫降臨が宮崎なら、南九州は近畿天皇家の第一拠点・祖国のはず。

しかし、近畿天皇家は南九州を征伐（景行の九州征伐）しており、また隼人は、8世紀初頭まで大和政権と戦っていたとされる民族で、南九州はいわば大和政権とは敵対していた地域。

### ② 筑紫の日向

天孫降臨の地は、「筑紫の日向の高千穂のクシフル峯（たけ）」（古事記）

「筑紫の日向」は、「筑紫島」は九州全体の意味として宮崎とされる。

\* しかし、九州を示すのは「筑紫島」あるいは「筑紫洲」であって、「筑紫」単独ではない。

\* 最も古い九州の国名は「筑紫国（白日別）・豊国（豊日別）・肥国（建日向日豊久士比泥別）・熊曾国（建日別）」の4国で、日向国はなかった。

日向国と国が付く名が出てくるのは天孫降臨の後の神武紀から。

\* 「日向」が特殊な地名で、九州でたった一つしかない場合は「九州の日向」という表現も可能。しかし九州に日向という地名は宮崎を入れて三つある。それなら、「筑紫（九州）の日向」と書いてもどこの日向か分からない。

→ならば、「熊曾国の日向」と書くはず。

\* 「筑紫の豊国」「筑紫の熊曾国」といった表現はない。豊国も肥国もすべて単独で書かれている。

\* 日本書紀の編者による注記で、「筑紫の～」の記事はすべて福岡県の地名。

\* もし筑紫に九州と筑紫国の二つの意味があり、日向が国名だったら、単に「日向国」と書けば意味が通じるから、「筑紫の」と書く必要はない。

→「筑紫の日向」は「福岡の日向」。

### ③ 糸島の日向

福岡には「日向」が二カ所ある。一つは矢部村の日向山。しかし当地は景行紀で「筑紫国」に対して「筑紫後国」が使われており、本来の「筑紫国」ではない。

もう一つは前原市と福岡市の市境にある日向（ひなた）峠、そして福岡市側に日向川がある。また日向峠の北に連なる高祖（たかす）山連峰には日向山があったことが黒田長政書状に記録。

→この地が「筑紫の日向」であり天孫降臨神話の地だったか。

#### ④ クシフル峯

\*「高祖村クヌギ24戸。(クヌギ) 部落の後ろの山をクシフル山と呼ぶので、それが訛ってクヌギになったと思われる」(怡土志摩郡地理全誌・由比章祐・糸島新聞発行)。

→高祖山頂の少し南の峰が「クシフル山」という。

\*天孫降臨の地「筑紫の日向の高千穂のクシフル峯」のうち「筑紫」「日向」「クシフル峯」の3つまでもがここに揃っている。

\*高千穂とは「高い山々、高くそそり立つ連山の意の普通名詞であり、宮崎の高千穂はそれが固有名詞化して遺存した」(古田武彦)。「高く積み上げた稲穂のことで神霊の降下する所」(次田真幸)。

高千穂は「富士山」のように唯一無二の固有名詞ではなく、宮崎にも高千穂溪と霧島の高千穂峰の2カ所あるように、大島などと同じく元は普通名詞だったと考えられる。なお、古代では高千穂町一帯を上高千穂、外輪山を含む阿蘇山全てを下高千穂と呼んでいた。

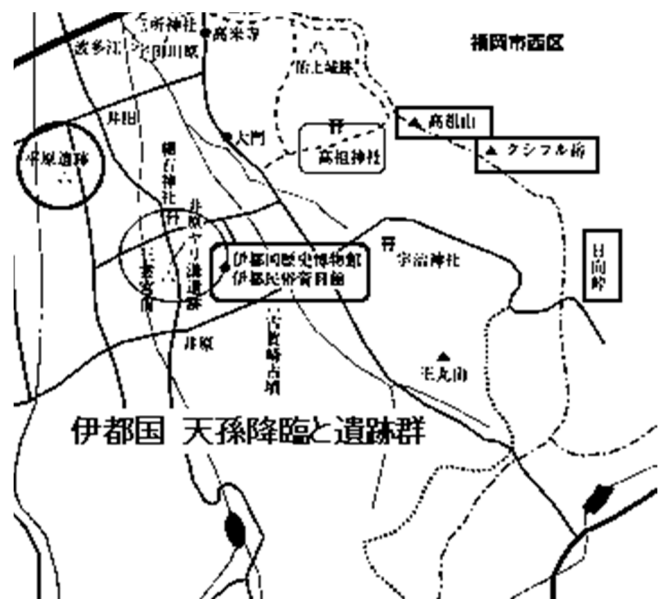
#### ⑤ 韓国に向ひ

天孫降臨の直後、「此地」についての「四至文」。

- A 向韓国真来通
- B 笠沙之御前而
- C 朝日之直刺国
- D 夕日之日照国

「此地はA 韓国に向ひ、B 笠沙(かささ)の御前(みさき)に真来(まき)通りて、C 朝日の直(ただ)さす国、D 夕日之日照る国なり。かれ、此地はいと吉(よ)き地(ところ)」

(『古事記』講談社学術文庫 次田真幸訳)



A「韓国に向ひ」。こう言える場所は北部九州しかない。それも海に面した沿岸部。

つまり「此地」=「糸島の日向」。

B「真来通り」とは「ストレートにズーっと通り抜けている」こと。

→この地(日向)は韓国に向かって太い通路が一線に通り抜けているような所ということ。

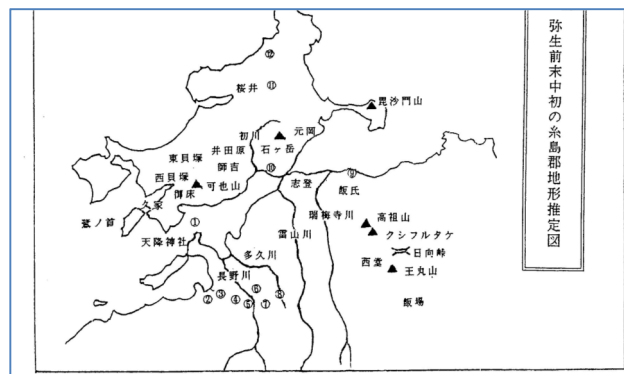
「笠沙」

\*古田説。「笠沙」=「かさ・さ」の「さ」は地形接尾語、固有の地名部分は「笠」であり、かつて「御笠郡」と呼ばれていた博多湾岸から太宰府にかけた地域が「笠沙」だとする。ここは後の邪馬耆国の領域。そして「真来通り」とは魏志倭人伝の「狗邪韓国→対海国→一大国→末盧国→伊都国→邪馬耆国」という韓国から邪馬耆国への幹線道路を指すものとする。

\*本会の灰塚照明・兼川晋説。「笠沙」は笠の形をした糸島半島の「可也山」だとする。伊都から、可也山・耆岐・対馬・韓国はほぼ一直線になり、まさに可也山の前を通り韓国に向かって海上を真来通ることになる。

また灰塚照明氏は、前原の西端と日向峠を結ぶ県道大野城・二丈線に沿ってニニギを祀る「天降(あまおり)神社」が七社も並んでいることを発見。このルートに沿ってニニギは天降ったのではないかとする。

- ① (南から見ると、) 韓国に向かって真来通り
  - ② (北から見ると、) 笠沙の御前にして
  - ③ (西から見ると、) 朝日の直刺す国
  - ④ (東から見ると、) 夕日の日照る国
- (会報No.73「『天孫降臨地の解明』について」兼川晋)



\*韓国とは宮崎の韓国岳とする説があるが、糸島・クシフル山の南隣の「王丸山」は別名「韓山(からやま)」と呼ばれていた。

## ⑥ 神代三陵

「神代三陵」とは天孫降臨したニニギと、その子ヒコホホデミ、またその子ウガヤフキアヘズ(神武天皇の父)の墓のこと。

- |      |            |                     |            |
|------|------------|---------------------|------------|
| 古事記  | ： (ヒコホホデミ) | 「御陵は即ちその高千穂の山の西に在り」 |            |
| 日本書紀 | ： (ニニギ)    | 「筑紫日向可愛の山稜に葬りき」     | (通説：薩摩川内市) |
|      | (ヒコホホデミ)   | 「日向の高屋山上稜に葬りき」      | (通説：霧島市)   |
|      | (ウガヤフキアヘズ) | 「日向の吾平山上稜に葬りき」      | (通説：鹿屋市)   |

通説では、「神代三陵」は宮崎の「高千穂の山の西」、つまり鹿児島に在るとする。

\*しかし、この地は隼人の地で隼人塚など地域色の強い独自の文化を持った土地。(前記・森貞次郎)

天孫降臨は青銅器文化を伴ったはずであるが、『大陸文化と青銅器』(樋口隆康)の「弥生時代青銅器出土地名表」によると青銅器出土地の数は福岡県の172カ所(全国随一)に対し、鹿児島・宮崎県は各々わずかに2カ所しかない。

\*また「神代三陵」なら、「三種の神器」が副葬されていると考えられる。

「三種の神器」を副葬した弥生時代の王墓は、全て博多湾岸(糸島の平原遺跡・井原鍮溝遺跡?・三雲南小路遺跡、福岡市の吉武高木遺跡、春日市の須玖岡本遺跡)。糸島の日向周辺には四カ所が集中。

維新後、政府が鹿児島で必死に探すが発見されなかった。

\*古田武彦・山田宗睦は、ニニギの墓を日向川と室見川の川が合う(可愛)場所にある吉武高木遺跡だろうとしている。

## ⑦ 稲作文化

天照大神がニニギに与えた「神勅」。

「葦原の千五百秋の瑞穂の国は、これ吾が子孫の王たるべき地なり。いまし皇孫、いきて治(しら)せ」  
(今からお前が向かう地は、稲作の豊穰な土地だ。お前はそこへ行き、そこを統治せよ)

天照大神らの侵略目的の一つは稲作か。

水田耕作の先進地は、唐津から板付にかけての北部九州だったことは著名な事実。

この文からも天孫降臨の地は「糸島の日向」であることが分かる。

● 以上のように、天孫降臨の地が「糸島の日向」なら、文献と考古学は見事に一致する。

シュリーマンの原則「神話は、その根本において史実を示す」。天孫降臨も根本において史実だった。そしてその時期は青銅器類が爆発的に増える紀元前 200 年前後ではなかったか。

なお、天照大神は前 200 年前後の人物と考えられる。参照：『安本美典「古代天皇在位十年説」を批判する』（松中祐二）（『古代史論文集「倭国」とは何か』九州古代史の会所収・同時代社）

## 22. 「天国」はどこか？

日本書紀には天照大神の所在地について、「姉（天照大神）、天国に照臨し、自ら平安なる可し」古事記ではニニギの天孫降臨について、「天の石位（いわくら）を離れ、クシフルタケに天降り坐す」天照大神は「天国」に降臨した。糸島に天孫降臨した孫のニニギの出発点「天の」も「天国」のことか。

\* 「天国」とはニニギの天孫降臨以前の原初領域か？

記紀神話には「天の」という記述が沢山ある。「天の安河」「天の岩屋戸」等々。

### ① 天降る

記紀の「天降る」とは、天国からどこかへ移動すること。

記紀神話によると、「天降る」場所は三領域のみ。

A:一つは糸島・日向の天孫降臨の地。つまり、天国→筑紫への移動。

B:「スサノオ尊、天より出雲国のヒの川のホトリに降り到る」（日本書紀）。天国→出雲への移動。

C:「スサノオ尊、その子イタケル神をひきいて新羅国に降り到り」（古事記）。天国→新羅への移動。

「天国→三領域」の移動のさい「中間経過地」はない。

\* 「天国」は、どこも経由せずに筑紫・出雲・新羅の三領域に直接行けるところにある。

→ 辰韓の隣国で朝鮮半島南岸にあった弁韓か、壹岐・対馬か？

### ② またの名

『古事記』「国生み神話」の大八島国生成に7箇所の「天の」の地名が出てくる。

「イザナギが先に「ああ良い女だ」と言い、次にイザナミが「ああ良い男だ」と言って御合(まぐあい)し、生んだ子は

淡路島→伊予の二名島（この島は4面あり）→伊予国は愛比売(えひめ)→讃岐国は飯依比古(いいよりひこ)→粟国は大宜都比売(おおげつひめ)→土左国は建依別(たけよりわけ)

→隠岐島またの名は天之忍許呂別(あまのおしころわけ)→筑紫島（この島も4面あり）→筑紫国は白日別(しろひわけ)→豊国は豊日別(とよひわけ)→肥国は建日向日豊久士比泥別(たけひむかひとよくしひねわけ)→熊曾国は建日別(たけひわけ)

→伊伎島(いき)またの名は天比登都柱(あまのひとつばしら)

→津島(つしま)またの名は天之狭手依比売(あまのさでよりひめ)→佐度島

→大倭豊秋津島(おおやまととよあきづしま)またの名は天御虚空豊秋津根別(あまのみそらとよあきづねわけ)。この八島を先に生んだので大八島国と謂う。



こうして還るとき吉備児島を生んだ。またの名は建日方別(たけひかたわけ)→小豆島またの名は大野手比売(おおのでひめ)→大島またの名は大多麻流別(おおたまるわけ)  
→女島(ひめじま)またの名は天一根(あまのひとつね)  
→知訶島(ちかしま)またの名は天之忍男  
→両児島(ふたごのしま)またの名は天両屋(あまのふたや) (古事記・意識)

これが日本列島史上最初の地名とも言えるもので、後の倭国になる原初的領域だと考えられる。また、「またの名」が有る領域と無い領域があるが、有る領域はその中でも更に古い支配地だったかも知れない。更に、「またの名」に「天」がついた領域が7箇所ある。こここそが天照大神が支配しニニギが出発した「天国」の領域ではないか。

\*このうち大倭豊秋津島またの名天御虚空豊秋津根別は、通説では大和中心の本州とされるが、考古学的には弥生時代の近畿に矛はほとんど無く、倭国の原初的領域ではなかったはず。

「これは豊秋津島とあるように豊国(豊前・豊後。豊地名が多い山口西岸も豊国だったか?)の地名とされます。しかしこうなると大八島に大和がないこととなります。これでは天国は大和中心と考える近畿天皇家中心主義の後代の著者は困るわけです。そこで、この地名に大倭と天を挿入することによって、大和を中心とする本州全体と見せかけるため改変されたものと考えられます」

(『盗まれた神話』(古田武彦・朝日文庫)より)

\*もし本州が「天・・・」で原初的領域なら、上記B:「スサノオ尊、天より出雲国のヒの川のホトリに降り到る」(日本書紀)は、「天」から「天」へ降り到ることになり、おかしな話になる。

### 残る6箇所の「天」

天之忍許呂別・・・・・・・・隠岐島

天比登都柱・・・・・・・・老岐島

天之狭手依比売・・・・・・・・対馬

天一根(女島)・・・・・・・・糸島の姫島説[灰塚照明『「君が代」うずまく源流』(新泉社)]。  
通説は国東の姫島。

天之忍男(知訶島)・・・・8C以前、近嶋(ちかしま)と呼ばれていた志賀島。  
通説は五島列島説。

天両屋・・・・・・・・沖ノ島説(古田武彦)、糸島の志摩部説(相良祐二)。  
通説は男女群島。

→これらは全て対馬海流上の島々で筑紫・出雲・新羅の三領域に直接行ける場所。

### ③ 「一大」 = 「天」 → 「一大国」 = 「天国」 = 老岐島

「一大」 = 「天の異称。一大の二字を合すると天の字となるからいふ」(諸橋大漢和辞典)

「天」 = 「至高無上。从一大。至高無上。是其大無有二也。故从一大。於六書爲會意。

凡會意合二字以成語」(説文解字)

(至高無上。一偏に大。至高無上、これ、その大いなること二つあることなし也。

故に一偏に大。六書の會意を為す。凡そ會意は二文字を合わせ以て語を成す)

会意：漢字の六書（りくしょ）の一。二字以上の漢字を組み合わせ、同時にそれぞれの意味をも合わせて一字の漢字とすること。（大辞林）

六書：漢字の成立を説明する六種の分類。すなわち象形・指事・会意・形声（諧声）・転注・仮借（かしや）。（大辞林）

\* 「一大」 = 「天の異称」（諸橋大漢和辞典）

\* 『説文解字』は西暦 100 年頃成立であり、陳寿も 「天」と「一大」が同義であることを知っていたと考えられる。

\* 倭人は壱岐島を「天国」（あまくに）と命名していた。しかし中国では皇帝を至高無上の「天子」と呼んでいたため、陳寿は畏れ多い「天」の字を使わず、天と同義の一大の字を使い「一大国」と表記したのではないか。

\* 「玄界灘」の「玄」：①くろ。くろい色。②天。天の色。（諸橋大漢和辞典）

→「玄界灘」とは「天国界の早瀬」？

\* 対馬は「対海国」。「海人国」 = 「アマ国」 → 「天国」

「対海国」 = 「天国」に相対する国？ 「対馬国 = 馬韓に相対する国？

#### ④ 「一大率」 = 「天率」

倭人伝「女王国より以北には特に一大率を置き、檢察させる。諸国はこれを畏ればばかっている。常に伊都国で治める」

「一大率」を、通説では「一つの大きな軍隊」と変な解釈をしているが、「一大率」とは「天率」で、天照大神やニニギの故地、壱岐から来た「天国の率」と考えれば諸国が畏ればばかると理解できる。

糸島周辺には「イキ」がついた地名が多数ある。「旧・壱岐村」「生の松原」「一貴山」。「一大率」はこの辺りに居たのか。

「率」とは『宋書・百官志』によると「門衛を司る」官職名。

→「一大率」が邪馬壱国の門衛？ ならば、邪馬壱国は伊都国の近くにあることになる。

## 23. 「邪馬壹国」はどこかいな

### ①邪馬台国か邪馬壹国か

\* 通説では「邪馬台（臺）国」とするが、これは「ヤマト国」と読むのに都合がよいとされる。

\* 全ての版本には邪馬壹（壱）国（紹興本・紹熙本）あるいは邪馬一国（明景北宋本）と書かれている。

\* 『三国志』紹熙本に「壹」86個、「臺」60個。「邪馬壹国」、「壹与」以外の全例検証で誤記はなかった。

魏の明帝（第2代）は「魏臺」と呼ばれた。「臺」とは、天子の宮殿及び天子直属の中央政庁のこと。これを夷蛮国に使用することを憚ったのではないか。

\* 邪馬壹国 → 邪馬（都名） + 壹国（国名）、 壹与 → 壹（国名） + 与（名称）。 例・倭濟（倭の五王）

\* 『邪馬台国はなかった』（古田武彦）は、史料はまず原文通りに解釈すべきであり、原文に錯誤を感じるならその根拠を明確にしてからのちに修正するべきである、という学問の方法を示している。

## ②邪馬壹国の考古学

魏志倭人伝に記載されて、現在、発掘が期待されるものには7種ある。

A: 矛 「兵には矛・楯・木弓を用う」

B: 絹

### \*魏→倭国への贈物

「絳地交龍錦（真っ赤な布地に竜が交差した錦）五匹」「絳地縹粟罽（ちぢみの粟模様のある毛織の敷物）十張」「蒨絳（深紅色のつむぎ）五十匹」「紺青（濃い群青色の織物）五十匹」「紺地句文錦（紺色のカギ模様のついた錦）三匹」「細斑華罽（細かい花模様をまだらにあしらった毛織物）五張」「白絹五十匹」「金帛・錦ケイ」

### \*倭国→魏国への贈物

「倭錦（いきん）」「絳青縑（こうせいけん～深紅色と青色の薄絹）」「絺衣（めんい）」「帛布」「異文雑錦二十四」

C: 丹 「朱丹を以てその身体に塗る」「その山には丹あり」「鉛丹五十斤」「丹」

丹＝水銀朱 ベンガラ＝酸化第二鉄

D: 金 「金八両」「金帛」

E: 珠・玉 「真珠・青玉を出だす」「真珠」「白珠五千孔・青大勾珠二枚（まがたま＝ヒスイ勾玉）」

F: 鉄 「竹箭はあるいは鉄鏃」「五尺刀二口」

G: 鏡 「銅鏡百枚」「鏡・・・を賜う」

## A: 「矛」

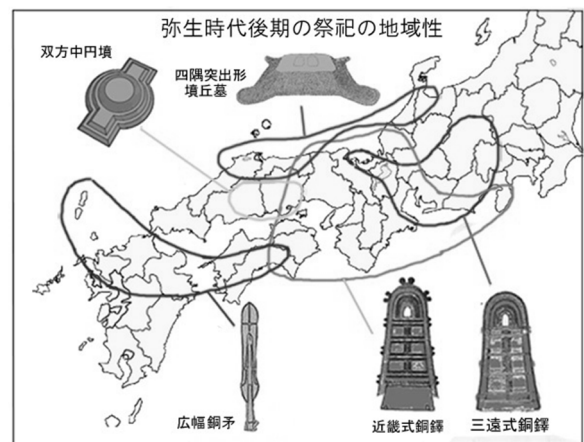
銅矛・銅劍祭祀を続ける北九州は、やがて弥生後期には大型広幅銅矛に統一される。

倭人伝には「兵には矛・楯・木弓を用う」とある。当然、弥生後期の卑弥呼の時代、邪馬壹国には矛があったことになる。

近畿地方には銅矛はほとんどない。また、兵器として実用的と考えられる鉄矛の出土地は100%北部九州のみ。

銅戈の鑄型（生産地を意味する）は近畿にも多少あるが、銅矛・銅劍を含めた鑄型は圧倒的に博多湾岸中心。

銅矛鑄型は100%博多湾周辺だけ。



出典：寺沢薫「王権誕生」に基づき作成

### \*鉄矛出土数（「鉄の古代史・弥生時代」奥野正男より）

福岡県 9（飯塚3 岡垣1 筑紫野1 糸島2 甘木2） 佐賀県 2（唐津1 三養基1）

対馬 4（上県2 下県2） 他県 0

銅器は祭器であって兵器ではないと言われていたが、銅器が刺さった遺体が発見され、兵器としても使用されていたことが確認された。鳥取・青谷上寺地遺跡・銅鏃。神戸・玉津田中遺跡・青銅武器鋒。

## B: 「絹」

当時の中国では、「絹」は門外不出の技術として国外持ち出しを厳しく禁じていた貴重品だった。  
魏志倭人伝に、繰り返して書かれ最も特筆大書された卑弥呼の好物は鏡ではなく「絹」！（錦＝飾り絹）。

→中国外交の目玉は「錦の外交」といっても過言ではない。

下図は日本列島から出土した絹の全て。これ以外は皆無。

春日市の須玖岡本遺跡からは日本唯一の中国製の絹も出土。

絹は、100%全て北部九州で出土。中でも博多湾岸に集中している。近畿は皆無。

\*これに対する反論。「それは見せかけだ。我々はそうは考えない。九州は甕棺に入っているから絹が残るんだ。出土の有り無しで、存在の有り無しは決められない」（佐原真・国立歴史民俗博物館長）。

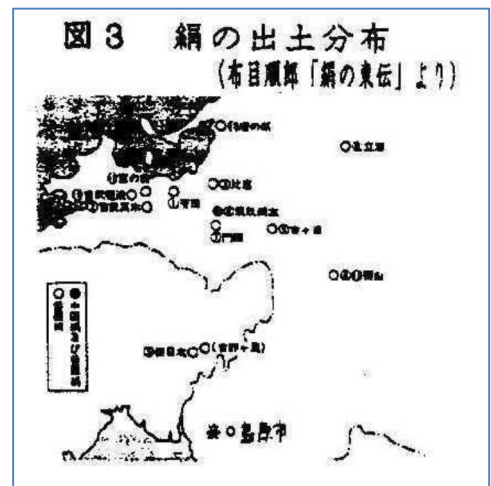
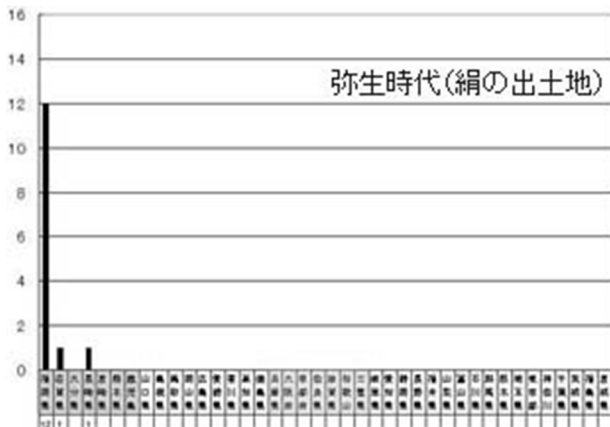
つまり「近畿は甕棺に入っていないから腐蝕して消えている」。あるいは「近畿では、錦などを墓に埋納する習慣がなかったのではないか」と言う。

\*しかし、近畿でも古墳時代初期の遺跡から絹や麻布がいくつか発見された（下池山・黒塚・安満宮山古墳）。腐蝕して消えると言われていた墓の石組の中から出てきた。やはり、出土された絹の分布落差は実在の分布落差ではないか。少なくとも、弥生時代の近畿に絹があったことを証明するものは何もない。

● 絹の世界的権威の布目順郎の弁。「少なくともカイコが（九州に）導入されてから数百年は九州が日本の絹文化を独占していたのではないか。発掘調査の進んでいる本州、とくに近畿地方で今後、質的にも量的にも九州を上回るほどの弥生時代の絹が出土することは考えにくい」

しかし、邪馬壹国論争で絹が論点にされることはほとんどない。

「邪馬台国の会」H.P.より転載（長崎は島原のこと）



## C: 「丹」

丹＝辰砂、水銀朱、硫化水銀 HgS、賢者の石、印鑑の朱肉。甕棺などに塗られている赤色の顔料。水銀と硫黄の化合物で天然に産出する。（ベンガラ（酸化鉄）とは違う。酸化第二鉄 Fe<sub>2</sub>O<sub>3</sub>）

弥生時代の水銀朱の発見例のほとんどが北部九州の弥生墳墓。それ以外では、兵庫・田能17号木棺や京都府日吉ヶ丘墳丘墓などで発見例は少数。

「古代日本において葬祭儀式に朱を用いる風習は吉野ヶ里遺跡をはじめとして、北九州地方や山陰各地の弥生後期遺跡で観察される」（本田，1988；佐賀県教育委員会，2003）。

「九州に水銀朱の産地が多く、弥生墳墓に用いられている例が多いのは邪馬台国問題でも注目すべきことと思われる」（奥野正男）

＊丹生都比売神社（全国の「丹生神社」、丹生都比売神を祀る神社の総本社・和歌山県伊都郡）

→「丹」の採掘に携わる人々によって祀られたとされる。

丹生都比売は九州の伊都国で誕生したという説あり。

＊『続日本紀』698年「乙酉に近江国に令して金青（青色の顔料）を献上させた。伊勢国は朱砂、雄（硫）黄を、常陸、備前、伊予、日向の四国は朱砂を、安芸、長門の二国は金青、緑青（ろくしょう・青水・顔料）を、豊後国は真朱を献上させた」。真朱＝朱砂＝辰砂＝水銀朱＝丹

#### D：「金」

志賀島：金印。三雲南小路遺跡：1号棺・金銅製四葉座飾金具。

大和には金出土はほとんどなく、金にまつわる伝承すらほとんどない。

山口県や福岡県の弥生時代遺跡からは、中国からもたらされたとみられる鍍金技術をともなう遺物が出土。

#### E：「珠・玉」

博多湾岸を中心とした領域に遺跡数も玉の数量も圧倒的に集中。

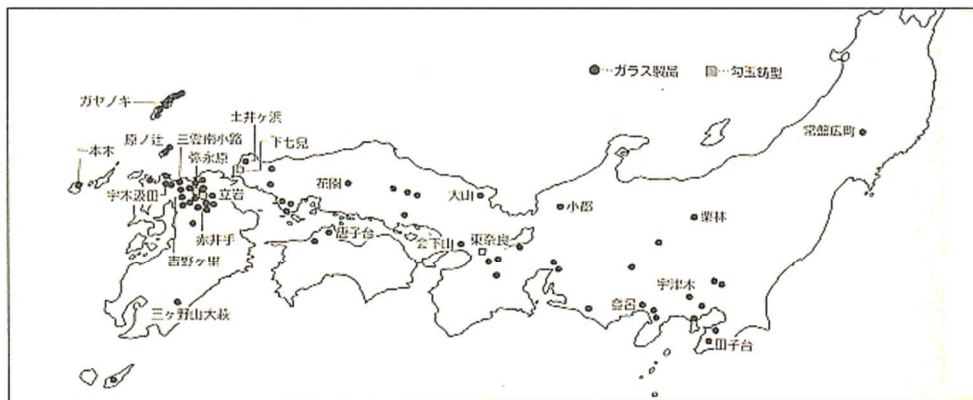
また、ガラスの璧（腕輪のようなもの。中国天子の諸侯〔内臣と外臣。倭王は外臣〕のシンボル物。ガラス製品の中でもとりわけ大きく貴重なもの）は、福岡の3箇所（糸島・春日・朝倉）から出土するのみ（他に宮崎から玉の璧が1個）。近畿にはない。

勾玉の鑄型は、福岡7・山口1・大阪1。福岡の7は春日周辺に集中。

「この地域（春日市近辺）でガラスの鏡が作られた形跡が濃厚である」（梅原末治・元京大教授）。

＊『記紀』の近畿天皇家の神器記事には「鏡」「劍」の二種しか書かれてなく、「勾玉」が出てこない。

劍と鏡は継体・宣化・持統のみ。他はあっても璽のみ。



地図3 弥生時代のガラスを出土した主な遺跡

かしわばら  
（柏原精一著『図説・邪馬台国物産帳』河出書房新社刊による。由水常雄氏の資料〔未発表〕に基づいて作成されている。）

## F: 「鉄」

言うまでもなく、弥生時代の「鉄」の分布は下図のとおり九州が圧倒している。

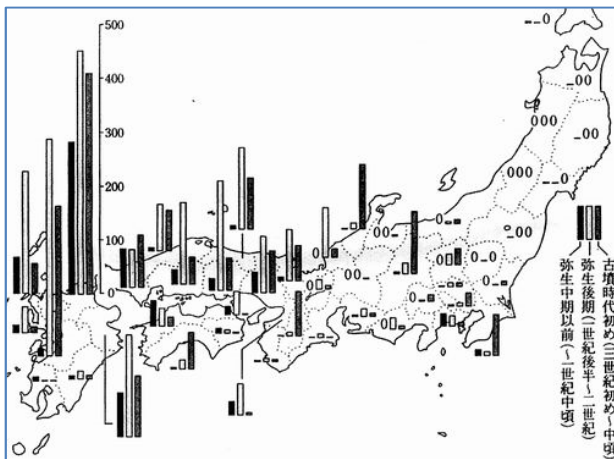
「鉄器は弥生時代を通じて圧倒的に北部九州に集中する。3世紀初めにヤマト王権が誕生してもいぜんこの傾向は変わらないが、東日本にも普及しはじめる。この直後、3世紀後葉以降の定型化した前方後円墳からの大量の鉄器副葬によって九州と近畿の鉄器量は逆転する」（寺沢薫・下左図作成者）

「近畿での鉄器出土数が少ないばかりだけでなく、大阪湾沿岸で数多く繰り広げられた弥生の戦さによる殺傷痕のある人骨に刺さっていた鏃は石鏃や青銅製がほとんどで、この時代にあった弥生の戦の主武器として鉄鏃が広く戦に使われたとも言い難い」（Mutsu Nakanishi）

\* 邪馬壹国大和説の佐原真の弁。「石鏃の殺傷力は鉄鏃に負けない」 ???

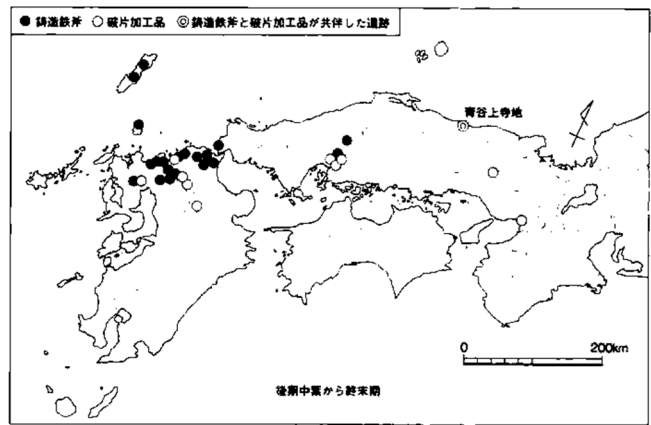
川越哲志編『弥生時代鉄器総覧 2000年』

より寺沢薫作成



弥生中葉～終末期

● 鑄造鉄斧 ○ 破片加工品 ◎ 共存



季刊邪馬台国 53号より

『鉄の古代史・弥生時代』(奥野正男・白水社1991)より作成								
	鉄剣		鉄戈	鉄矛	素環頭大刀・刀子		鉄刀	鉄鏃
	終末~古墳初期	弥生時代計			終末~古墳初期	弥生時代計		
福岡	18	46	15	9	16	32	17	161
佐賀	2	16	2	2	0	7	2	55
長崎	7	25	3	4	0	1	6	27
大分	3	6	0	0	0	0	1	181
熊本	4	5	0	0	2	2	0	156
宮崎	1	3	0	0	0	0	0	13
鹿児島	0	3	0	0	0	0	1	2
山口	0	0	0	0	2	7	0	105
京都	0	3	0	0	0	0	1	48
大阪	0	1	0	0	1	1	0	15
兵庫	1	3	0	0	0	0	4	41
奈良	1	1	0	0	0	0	0	2
和歌山	0	1	0	0	0	0	0	8
広島	0	0	0	0	0	0	0	10
岡山	7	10	0	0	0	0	2	47
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	10
香川	2	4	0	0	0	0	0	8
福井	3	3	0	0	1	1	8	0
石川	4	4	0	0	0	0	2	20
その他	2	5	0	0	0	0	2	4
計	55	139	20	15	22	51	46	913

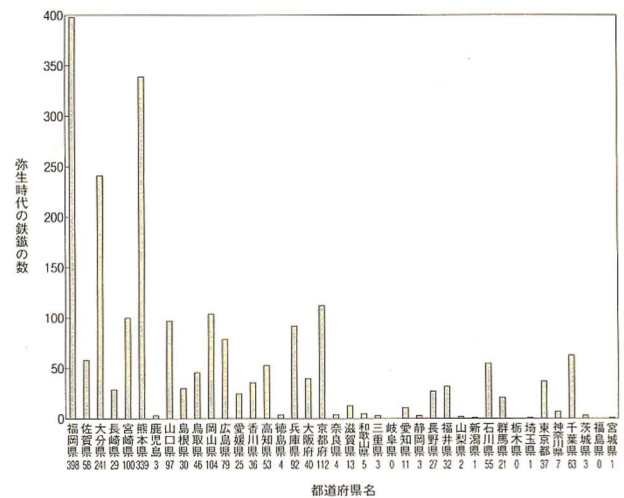


図1 県別・弥生時代の鉄器の数

## G: 「鏡」

「(238年) また特に汝に・・・銅鏡百枚・・・を賜い」(魏志倭人伝)。

### 三角縁神獸鏡

#### \*三角縁神獸鏡と魏鏡説

「鏡」とは、当時の中国人にとっては、単なる手鏡としての日用品。中国鏡の多くは直径12～4cmで掌に入る程度の小さなもの。

倭では、鏡は最大の政治行為である「祭祀」のシンボリック祭器だった。日用品ではないので巨大化する。

三角縁神獸鏡の直径は平均22.3cm。(大きさだけ見ても中国製にしてはおかしい)。

三角縁神獸鏡の銘文に「景初三年」「正始元年」「青龍三年」など中国の「魏」代の年号や、「銅出徐州師出洛陽」「陳氏作」「張氏作」など中国の地名や中国風氏名が鑄出されたものがあることなどから、通説では、これらは中国産で「魏」の鏡であり、卑弥呼が魏から下賜された百枚の銅鏡であるとされる。

#### \*しかし、黒塚古墳の証言

98年の黒塚古墳フィーバー。「三角縁神獸鏡」が31面出土。

しかし、木棺の中には被葬者の頭部と思われる所に画文帯神獸鏡が1面あるのみ。三角縁神獸鏡は全て木棺の外の脇にあり、その他大勢の鏡だった。

「銅出徐州」銘入りの三角縁神獸鏡10面が出土。しかし徐州から銅は産出しない(王仲殊)。

銅を産出する徐州とは、魏も呉も滅亡した280年以降の西晋の時代に地名変更された旧・呉の領域の徐州だけ。

つまり、「銅出徐州」とは、卑弥呼の死亡(247年)後の、少なくとも280年以降に産出された銅で作られたことを意味し、卑弥呼の鏡ではないことを証明している。

なお、銅鐸など国産の青銅器の銅の多くは中国産であることが判っており(馬淵久夫)、中国産の銅を使っているから中国製の鏡とは言えない。

#### \*弥生遺跡からは全く出土しない

**伝世鏡説**：三角縁神獸鏡は、すぐに墳墓に納められることなく伝世され、百年・二百年後の古墳時代になってから副葬されるようになった。

**反論**：「弥生時代終末期から古墳時代初期にかけて、漢式鏡は伝世せず、ほぼ同時代の墳墓に埋納する習慣が九州・瀬戸内から畿内に広がっている。三角縁神獸鏡のみ例外というのはおかしい」

「考古学の立場からは伝世があることなど分からないのだから強く言えないのではないか」(奥野正男)

#### \*全てがおかしい紀年銘鏡 (下図表参照)

1・2：この鏡の「青龍」の「龍」の字は上右図の右のように旁(つくり)が犬と書かれているが、これは卑弥呼の時代の3世紀の魏ではなく、4世紀以降の後魏(北魏・東魏・西魏)(386年～534年)の時代に始めてできた異体文字である。つまりこの鏡は4世紀以降の鏡。

3：この鏡には鑄造時にできた大きな割れ目がある欠陥品。卑弥呼に贈呈するような鏡ではない。

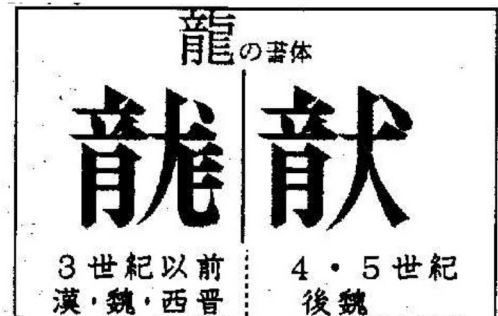
4：この鏡の「景初」の「初」の字も後魏の異体文字で、これも4世紀以降の鏡ということ。

5・6：景初は3年までで4年はない架空の年号。

7・8・9：これらは同型鏡（コピー）で、7と8は正始の「正」の字は欠字で全く判らない。9の「正」の字は不鮮明で「正」か「泰」か判別できない。もし「正始」と読めるにしても、6世紀初頭の北魏にも同じ「正始」の年号がある。

以上、魏の紀年銘鏡といわれるものは、4世紀以降の鏡であることを証明する材料になっても、3世紀の卑弥呼の鏡であることを示すものではない。

1：青龍三年(235年)	京都・大田南5号墳	方格規矩鏡
2：青龍三年(235年)	大阪・安満宮山古墳	方格規矩鏡
3：景初三年(239年)	島根・神原神社古墳	三角縁神獣鏡
4：景初三年(239年)	大阪・貴金塚古墳	面文帯神獣鏡
5：景初四年(240年)	京都・広峯15号墳	斜縁盤竜鏡
6：景初四年(240年)	宮崎・不明	斜縁盤竜鏡
7：正始元年(240年)	群馬・柴崎古墳	三角縁神獣鏡
8：正始元年(240年)	兵庫・森尾古墳	三角縁神獣鏡
9：正始元年(240年)	山口・竹島古墳	三角縁神獣鏡



#### \*肝心の中国・朝鮮には皆無

「中国には三角縁神獣鏡は存在しない」（王仲殊）

中国には三角縁画像鏡・平縁神獣鏡（いずれも江南で盛行、魏の領域ではない）はあるが、これをミックスした三角縁神獣鏡は存在しない。中国・朝鮮になく日本にしかないものを中国製と言えるか。

**特鑄説**：倭国側（卑弥呼）の注文によって日本人好みに作らせたものだから中国では出土しない。

**反論**：三角縁鏡も神獣鏡も魏ではなく呉の領域のものである。魏がわざわざ敵国の呉のデザインの鏡を特鑄するとは思われない。「文献史料上の根拠はまったくない想像である」（大和岩男）

#### \*多すぎる

三角縁神獣鏡は既に約500面以上出土している。畿内説論者が舶載鏡（魏鏡）と言っているものだけでも300面以上ある。天皇陵は発掘されておらず、これらにも相当数の鏡が埋納されていると思われるから、これらを含めると莫大な数になると考えられる。

**反論**：倭人伝の記述以外にも「魏」へ遣使し、その都度、鏡を貰っていた。

**その反論**：「実際には出土数の5～10倍あったとみてよい」（森浩一）。

仮に2500面とすれば1回100面貰ったとして25回。卑弥呼が魏に使いを送って魏が滅ぶまで26年。つまり毎年貰ったことになる。あまりにも非現実的。文献上も倭と魏の交流は5回のみ。うち、鏡の記録があるのは2回だけ。

#### \*中国にない文様がある

三角縁神獣鏡によくある笠松文様・唐草文帯・乳状突起は中国になく日本固有の文様である。

「この非中国的意匠は、推定魏鏡と国産鏡の両者に同一の法則性をもった発展の過程をたどることができ、両者の区別はできない。三角縁神獣鏡は全てが中国製か全てが国産であり、非中国的意匠があるので全ては国産である」（奥野正男）



**\* 「三角縁神獣鏡、製作地論争 画期的「国産説」の登場」 (毎日新聞 2018年1月18日)**

三角縁神獣鏡の「鋸歯文」の仕上げ加工痕は、同型同士でも古墳によってさまざま。一方、出土古墳が同じなら、異なる型の鏡にも同じ仕上げが施されていた。

→鏡の製作地は、日本列島内の出土古墳近くということになる。(鈴木勉・工芸文化研究所所長)

**\* 「『中国製』『国産』同じ鋳型か 卑弥呼の『神獣鏡』、傷ほぼ一致」 (日経新聞 '15年11月1日)**

へボソ塚古墳(神戸市)と鶴山丸山古墳(岡山県備前市)の三角縁神獣鏡について、「鏡に残った鋳型の傷から舶載鏡とされる1枚と仿製鏡とされる3枚が同じ鋳型から作られた可能性がある」

(清水康二・橿原考古学研究所)

→4枚とも中国製か国産の可能性が浮上。

「途中から日本で作ったとすると、鋳型をわざわざ中国から運んできたことになり可能性は低い。舶載、仿製の分類は意味がなくなった」(清水康二)

**\* 三角縁神獣鏡は九州起源か**

三角縁神獣鏡を出土する最も古い古墳は北部九州にある[名島・那珂八幡・原口・妙法寺・神蔵各古墳]。これらに似た形で同時期と思われる近畿地方の最古式の古墳からは1面も出ていない。

それどころか弥生時代の和には鏡そのものがほとんど無い。「土器で見ると、庄内式土器の一番新しい物と三角縁神獣鏡がいっしょに出るので、三角縁神獣鏡は九州の方が先に出現したといえる」

(柳田康雄・現国学院大教授)

「古語拾遺」(807年)には、高天原時代(北九州時代)に鏡が作られ、神武天皇が畿内に持ってきて、崇神天皇(300年頃?)がレプリカを作ったと書かれている。

「京大系の方々が『三角縁神獣鏡=卑弥呼の鏡』の急先鋒である。はじめに三角縁神獣鏡=卑弥呼の鏡という前提ありきという形で、それを動かさずに議論をされているように見える。非常に観念的で無理な議論をおし進め、それを相互にもてはやすという傾向がめだつ。矛盾点はいっさい無視するという姿勢がめだつ」(安本美典)

**漢式鏡**

三角縁神獣鏡は古墳時代以降から出土するもので弥生時代の遺跡からは一切出ていない。

三角縁神獣鏡が卑弥呼の鏡でなかったら、残るは漢式鏡だけ。

漢式鏡。前漢式鏡には重圏文清白鏡・内行花文清白鏡・日光鏡など。後漢式鏡は「新」王朝の鏡も含めて考えられており、方格規矩鏡・内行花文鏡・キ鳳鏡など。

**\* 卑弥呼の時代の「魏」では「魏の尚方(公的な鏡作りの役所)で作られた銅鏡の様式は、全て後漢以来の旧式鏡で、方格規矩鏡・内行花文鏡・キ鳳鏡・獣首鏡・盤龍鏡などを踏襲したものである。魏が卑弥呼に贈った鏡は、これらの範囲を逸脱することは有り得ない」**(徐萃芳・中国社会科学院)。

**\* 下左図、全漢式鏡266面の内、約8割の205面が福岡県。また少し古い資料によると、福岡県の中では、筑前中域(糸島・博多湾岸・朝倉)129、筑前東域16、筑後4とあり、筑前中域に集中している。山門がある筑後は4しかない。**

\* 下右図は、卑彌呼の時代に限ったと思われる鏡の出土数。(福岡県 20・京都 1・大阪 1・兵庫 2・奈良 0)

10種の魏晋鏡(漢式鏡のうち邪馬台国の時代に中国北部の魏や晋で普及した鏡

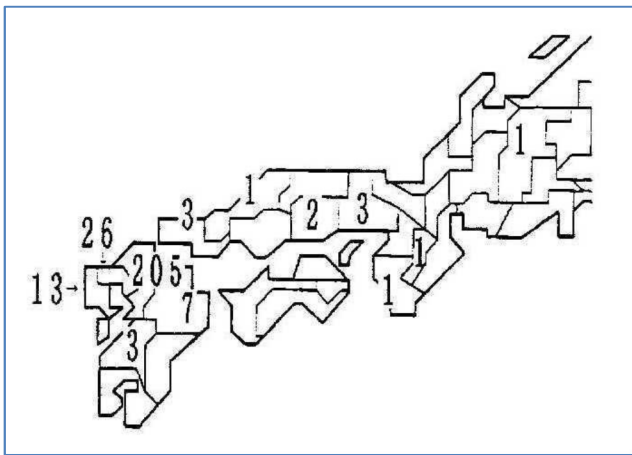
[邪馬台国の会による分類]) :

「蝙蝠鈕座内行花文鏡」「位至三公鏡」「双頭竜鳳文鏡」「方格規矩鳥文鏡」「漢鏡6期の方格規矩鏡」「夔鳳鏡」「獸首鏡」「三角縁盤竜鏡を除く盤竜鏡」「飛禽鏡」「円圈鳥文鏡」

\* 「鏡の年号や銘文を論拠にした魏鏡説や邪馬台国畿内説は、考古学的な事実を基にした説というよりも、考古学とますます無関係な憶測を繰り返すようになっている」(奥野正男)

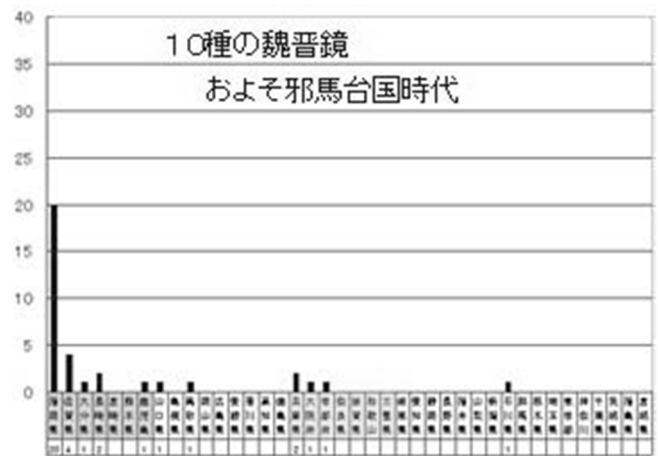
### 弥生時代の漢式鏡出土分布図

(奥野正男「邪馬台国はどこだ」より松中作図)



### 卑彌呼の鏡の可能性が大きい「10種の魏晋鏡」の数

(「邪馬台国の会」H.P.より転載)



### H: 「三種の神器 副葬墓」 5か所

①日本で一番古い西区「吉武高木遺跡三号木棺墓」、弥生中初。宮殿跡も存在。ニニギの墓説あり。

②二番目、糸島「三雲南小路遺跡1号甕棺」。細石神社南。遺跡全体で漢式鏡が計57面出土。

③三番目、春日市「須玖岡本遺跡巨石下甕棺墓」。日本唯一の中国製の絹、小銅鐸の鋳型など。青銅器生産・ガラス生産・鉄器生産などの大量生産工房跡も発見。ガラス勾玉の鋳型が出土するのは大阪1・山口1とあとの7カ所は全てこの地域。日本最大規模の遺物が出土。まだその1割弱しか調査されていない。弥生時代の玉手箱。

④四番目、糸島「井原鍬溝遺跡甕棺墓?」。「三雲遺跡」南。刀剣は江戸時代発掘。学問的認定は二種か?

⑤五番目、糸島「平原遺跡1号墓」。ここは一人の王のために、1000個以上の管玉・勾玉が出土。直径46.5cm世界最大の後漢式鏡(内行花文鏡)5面。鏡の外周(146.1cm)は八咫あり八咫鏡と同じ大きさ。銅鏡計40面。

\* 1咫(あた) = 0.8尺 後漢の1尺 = 23.04cm  $23.04 \times 0.8 \times 8 = 147.46\text{cm}$   $46.5\pi = 146.08\text{cm}$



図6 「三種の神器」をもつ弥生王墓 (古田武彦「古代史の未来」より)

### ③卑弥呼の墓と短里

「(倭人の) その死には棺あるも槨(カク)なく、土を封じて冢を作る」

「卑弥呼以て死す。大いに冢を作る。径百余歩、徇葬する者、奴卑百余人」

#### A: 「冢」とは

中国の文字の用法において、「冢」と「墳」は違う意味。

諸葛孔明の遺言、「山に因りて墳を為し、冢は棺を容るるに足る」(三国志・蜀書諸葛亮伝)。

→「新たに墳(人工の山)を作ることをせず、出来合いの山を墳に見立て、その山の一角に冢を作ってくれ。それも、私の棺が入る、ギリギリの大きさでいい」(『ここに古代王朝ありき』古田武彦)

「中国では冢と古墳は区別されており、冢はいわゆる高塚古墳ではない」(森浩一)

「山を墳と見立てて、その山の適当な個所に土盛りの墓を作れば十分だ」

\*孔明の死が234年、卑弥呼の死が247年ごろ

\*魏の曹操の墓ですら全長60m弱。

276mの箸墓古墳や96mの纏向石塚古墳のように大きなものは「墳」と記述されるのではないか。

→つまり人工の山が「墳」、棺が入る程度の封土が「冢」ということ。

#### B: 短里・・・「径百余歩」とは

\*通説では、「魏」の前の「漢」代の単位、1里=435mがそのまま使われたとされる。

1里=300歩、1歩=約1.45m、百歩=約145m。→これを仮に「長里」とする。

→通説は、「百歩余」とは200m近いとする。200mもの墓を中国人が「冢」と呼ぶものか??

もし200mだとしたら、これは古墳時代ということになる、また、これだけ大きな円墳はない。

最大の円墳は奈良・富雄丸山古墳(4世紀末)110m。さきたま丸墓山古墳(6世紀前半)105m。

\*倭人伝「(帯方)郡より女王国に至る。万二千余里」。長里では5220km以上になり、赤道を超えて東チモールに至る。

「距離が大略判明しているもの」

	記述	長里による距離	実距離	実距離/記述
韓(現在の韓半島南半)	方4000里	一辺1740km	一辺300~360km	0.075~0.09
帯方郡治(平壤附近?)→狗邪韓国	7000余里	3045km以上	約550km	0.079
狗邪韓国(釜山)→対海国	1000余里	435km以上	約90km	0.09
対海国(対馬)→一大国	1000余里	435km以上	約70km	0.07
一大国(壱岐)→末盧国	1000余里	435km以上	約40km	0.04
一大国	方300里	一辺130km	一辺約20km	0.067
末盧国(松浦)→伊都国	500里	218km	約35km	0.07

上表「実距離」は、海上の「一大国→末盧国」以外は1里=0.07~0.09kmで「ほぼ一致」。

→一定の距離単位に基づいていると考えられる。

\*単なる誇張だったら、もっとばらつきがあってもいい。

\*海上距離も、合計した「狗邪韓国→末盧国」計3000余里の実距離は約200kmで、1里=0.067kmとなり、他の陸上距離の比率に近い。

\*誇張説→中国は既に「漢」の時代に韓半島の南端近くまで支配した経験がある。「魏」も北西部を支配している。「魏」の知識人は当然韓地を知っており、それを満州より大きな国だと誇張する必要はない。

### 短里

「『邪馬台国』はなかった」（古田武彦）で「魏」「西晋」朝の1里＝75～90mと論証。事実を合理的に説明するための仮説。

①山高1860mの天柱山を「高峻20余里」と書かれている。（魏志張遼伝）

20里は長里で8700m、短里で1500～1800m。短里で書かれていることが分かる。

②「赤壁の戦い」。揚子江の赤壁で北岸の魏の曹操と南岸の呉の孫権と蜀の劉備の連合軍が対峙する。連合軍は中流まで船で出ると、「降伏だ」と叫び、魏を油断させた。その後、十隻の船が「北軍を去る2里余に来たとき、船に火を放ち・・・」という有名な戦い。

つまり、川の中央より北に行き、北岸から2里余になったとき。この川幅は400～500m（人民中国雑誌社による）。短里なら2里は150～180mでリアル。これが長里なら2里は870mになるから実体に合わない。

③魏志倭人伝では帯方郡治から女王国まで12000余里と書かれている。長里では5220km以上。

「その道里を計るに、当に会稽東治の東に在るべし」。

→帯方郡治から女王国まで12000余里ということは、中国国内で直すと、女王国は会稽東治（上海南方）の東に在るはずだという。

→帯方郡治の西は天津の南付近。天津と上海間は直線距離で約800km。12000里は短里で900～1080kmだから短里では妥当な距離となる。

④その他、中国の『翰苑』『史記』『漢書』『三国志』、周時代の『穆天子伝』、朝鮮の『三国史記』『三国遺事』、日本の『風土記』『万葉集』などから、「周」と「魏」「西晋」時代は短里が使用されており、魏志倭人伝も短里で書かれていると結論。

\*『陳寿が記した邪馬台国』（生野真好）

『魏書』『吳書』：後漢代の里数は長里。魏王朝成立後は短里。220年を境に使い分け。

『蜀書』：一貫して長里。

後漢朝の終焉とともに、魏と呉では新制度（度量衡）のもと「短里」が使用され、漢朝の再興を悲願とした蜀では「漢朝の長里」がそのまま継続使用されている。

### 周髀算経

『周髀算経』とは、周の時代（B.C. 12世紀～3世紀）に行なわれた天文観測の方法を記載する中国最古の天文算術書で、「魏」の直前に編成・成立。

→「一寸千里の法」：夏至の南中時の八尺棒の陰の長さが一寸違う地点間は千里。

それによると、短里（1里＝76～77m）が使用されていた。

（『古代史の「ゆがみ」を正す』谷本茂・古田武彦）

→「周」代は短里だった。

→「秦」（B.C. 3世紀）の時、「六尺、歩と為し」（『史記』秦始皇本紀）。6尺＝1歩と単位の変更があり長里になった。その後、「漢」もそれを受け継ぐ。

→「魏」「西晋」代、「陛下、古聖に邁蹤（まいしょう）し、蕩然（とうぜん）として忌む無し」  
（三国志・蜀志・陳壽著序文）

→「周」以前の聖人が作った制度を復古する。

彼らは、「周」は短里（1里＝76～77m）だったことを、「魏」の直前に編成・成立した『周髀算經』で知っているはず。

→「東晋」代、「優復の科、一に漢氏の故事に依る」（晋書）。漢の血脈を継ぐと称した「匈奴」に対し、南部に追いやられた「東晋」は、我こそが漢の末裔であるとして漢の制度に復帰することを宣言。

→ここでまた長里になった。

### \*単位は変わり、混用もされる。

日本の奈良時代、1里＝540mと654mが混用され、12世紀頃から西方から1里＝3927mとなりはじめ、654mと3927mの二通りの里単位が明治2年まで混用されていた。

### C：卑弥呼の墓

\*魏の初代皇帝・文帝（在位220年～226年）の「薄葬令」（『三国志・魏書・文帝紀』）

「寿陵は山に因りて体と為し、封樹を為すなし。寝殿を立て園邑を造り、神道に通ずる無し」「それ、葬なるは蔵なり。人をして見るを得ざらしめんと欲するなり」「葦炭を施すなく、金銀銅鉄を蔵するなし」

\*「山に因りて墳を為し、冢は棺を容るるに足る」（三国志・蜀書諸葛亮伝）

\*「大作冢」は、「大きな冢を作る」にあらず。「大いに冢を作る」。「大々的に」「立派な」。

\*「径百余歩」。1里＝300歩。1里＝76～77m。1歩＝25～26cm。100歩＝25～26m。

\*「径」＝直径の径→円形の墳墓。少なくとも前方後円墳ではない。

これに対し、箸墓古墳を卑弥呼の墓と主張する河上邦彦（橿原考古学研究所）は「箸墓はもともと円墳かも知れない。後円部と前方部は、微妙に築造の様式が違うので、前方部は後から継ぎ足した可能性もある」として、箸墓古墳は「径」の表記に合致とする。

→畿内説の考古学者も円形墳墓と認めているということ

→卑弥呼の墓は、こんもりした直径2.5mほどの円形の小さな盛り土・封土。

\*倭人伝「棺あるも槨なく」

「出現期の古墳では・・厳密な約束に基づいて埋葬され・・竪穴式石室とよばれるものです」「日本の竪穴式石室などは中国の用法では槨にあたるものです」（白石太一郎・国立歴史民族博物館教授）。

→初期の前方後円墳は槨を持っている。しかし倭人伝は、卑弥呼の時代の倭人の墓に槨はないと証言。

### ●平原遺跡1号墓

「平原遺跡2号墓が作られた年代は弥生時代終末から古墳時代初頭（西暦200年～250年前後）。1号墓と2号墓は接するように造られており年代が近い」（伊都国通信 vol.3[98.10.21 前原市教委発行]）

18×14mの方形周溝墓。日本最古の割竹形木棺、世界最大の鏡5面ほか40面の鏡など「三種の神器」を副葬。被葬者は女性である：朝日とその股間に射し込むように葬られ、太陽の子を身籠もるという神話に一致。「弥生時代で一番大きな素環刀太刀が出てきているが、女性の墓からしか出土しない耳環（じとう：ピアス）が出土しており、女性に間違いない」（柳田康雄）

→卑弥呼の墓、第一候補ではないか。

#### ④倭人伝の行程記事

##### A:「至」の先行動詞

- ①(帯方)郡從(よ)り倭に至るには、海岸に循(したが)って水行し、韓国を歴(ふ)るに、乍(たちま)ち南し乍ち東し、その北岸狗邪韓国に到る、七千余里。
- ②始めて一海を度る、千余里、対海国に至る。・・・
- ③又南一海を渡る千余里。・・・一大国に至る。・・・
- ④又一海を渡る千余里、末盧国に至る。・・・
- ⑤東南陸行五百里、伊都国に到る。・・・
- ⑥東南奴国に至る、百里。・・・
- ⑦東行不弥国に至る、百里。・・・
- ⑧南投馬国に至る、水行二十日。・・・
- ⑨南邪馬壹国に至る。女王の都する所。水行十日陸行一月・・・・・・  
(帯方)郡より女王国に至る万二千余里・・・・
- ⑩倭の地を参問するに・・・・周旋五千余里ばかりなり

出発地	行き先	方角	距離	「至」の先行動詞
①帯方郡	狗邪韓国	乍南乍東	七千余里	水行・歴る
②狗邪韓国	対海国	ナシ	千余里	度る
③対海国	一大国	南	千余里	渡る
④一大国	末盧国	ナシ	千余里	渡る
⑤末盧国	伊都国	東南	五百里	陸行
⑥伊都国	奴国	東南	百里	ナシ
⑦(伊都国)	不弥国	東	百里	行
⑧(不弥国)	投馬国	南	水行二十日	ナシ
⑨(不弥国)	邪馬壹国	南	ナシ	ナシ
帯方郡	邪馬壹国		水行十日陸行一月 万二千余里	

\*「至」の前に先行動詞がある場合、例えば「行」の場合は「実地に行き至る・実際に行っている」ことを意味する。

→先行動詞がある場合は邪馬壹国に行くときに実際に通ることを示す。

→先行動詞がない場合。⑥の場合、実際に行ったのではなく、「東南には奴国があります」と説明しているだけ。

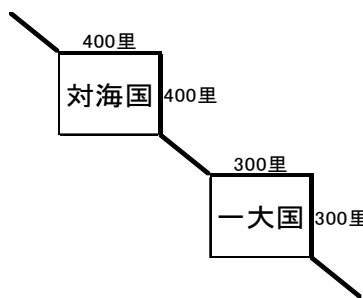
→邪馬壹国に行くときに奴国は通らない。投馬国にも先行動詞はないから通らない。

→伊都国の次に通るのは奴国ではなく先行動詞がある不弥国になる。そして投馬国も通らず、不弥国の南に邪馬壹国があると説明していることになる。

帯方郡	→	狗邪韓国	→	対海国	→	一大国	→	末盧国	→	伊都国	→	不弥国	→	邪馬壹国	
		7000里		1000余里		1000余里		1000余里		500里		↓	100里	↓	0里
												奴国		投馬国	

## B: 部分里程の総和が総里程

- \* 「邪馬壹国まで当然中国の使いは行っているわけですから、自分が来たところを前半は里程で書き、後半は日にちで書くというのはおかしい。しかももっとおかしいのは 12000 余里と全体の里数が書いてある。12000 余里と全体を里数で書けるのに、後半は里数を書かずに日程だけで書いているっていうのはいかにもおかしい」（古田武彦）
- \* (狗邪韓国に到る七千余里) + (周旋五千余里) = (郡より女王国に至る万二千余里)
- \* 対海国「土地は険しく、深林多く、道路は禽鹿の径の如し」、一大国「竹林・叢林多く・・・田地あり・・・」  
→魏使は対海国・一大国内を通っている。  
→7000+1000+1000+1000+500+100=10600      400\*2+300\*2+10600=12000



上図合計	10600里
対海国	800里
一大国	600里
帯方郡→邪馬壹国	12000里

## C: 帯方郡～狗邪韓国)

- \* 「郡従(よ)り倭に至るには、海岸に循(したが)って水行し」  
帯方郡治(郡役所)所在地は平壤の南 60km の沙里院が有力候補地。  
平壤からソウルまでの地形は非常に険しく、近世に至るまで道路は未発達だった。途中で川幅が広い臨津江・漢江あり。日清戦争当時、ソウルから平壤へ向かった日本陸軍の陸行が非常に困難を極めた様子が報告されている。  
→平壤～ソウル間は水行が便利。帯方郡治・沙里院からは、まず最寄りの港湾都市・海州(京畿湾の北辺) 辺りまで陸行し、そこから水行し、そのことから記事にしたと考えるのが自然。

### 韓国内は陸行した

- \* 「韓国を歴(ふ)るに、乍(たちま)ち南し乍ち東し、その北岸狗邪韓国に到る、七千余里」  
「歴」：次から次へと経過する。(広辞苑第六版より)  
「次々に見る」、歴訪、歴巡。海上を通過してちょっと見る程度の言葉ではない。韓国の国々を巡るといった意味。  
「乍」：…したり…したり。…するかと思えば急に…する。(広辞苑第六版より)  
「AとBをたちまち小刻みに繰り返す」。単に韓国の西岸を南下し南岸を東行するだけでは「乍南乍東」にならない。
- \* 「実は韓国の南西岸を船で往来することは不可能に近いのです」「西岸は潮流が早く韓国南西端沖では最大 13 ノットに達します。当時の船の速度 2~3 ノットでの航行は非常に危険です」(平瀬英司)  
「西海は潮流が早くて船が航行出来る時間は 1 日に 1 時間ほどしかありません。船ではとても時間がかかるのです」(李海蓮・釜山市立博物館学芸員)。

「韓国の西南端の海域は海難事故が多くて危険です。（中世の）貨物の輸送は70%以上の割合で陸路が利用されていました」（鄭銀實・韓国海洋大学）。

「（郡より末盧国まで）自力で航海すれば100日前後かかったろう」（角川春樹・野性号一世隊長）。

1975年、魏志倭人伝ルートの航海実験を行った「野生号一世」は帯方郡～末羅国間、1200kmを47日間かけて航海した。日速度26kmである。ただし、韓国沿岸は随伴船により曳航された。

西岸には高い山がなく遠浅で沖合6～7kmも離れると目標視認は困難。海岸に近づくと座礁の危険性が高くなる。

干満差も大きく上陸のタイミングが難しい。距離的にも水行は陸行の2倍近くかかる。

\* ソウル～釜山間の陸路は、ちょっとした峠が一箇所あるのみ。他は自転車で行けるほど平坦な地形が続く。

中世朝鮮の史書『海東諸国記』ではソウルから釜山付近までの経路は全て陸行で水行した例はない。

「元寇」の蒙古・高麗軍も陸行。江戸時代の「朝鮮通信使」の経路も陸行。

\* 「その北岸狗邪韓国に到る、七千余里」（倭人伝）

「韓在帯方之南 東西以海為限南與倭接 方可四千里有」（韓伝）＝韓地は4000里四方

→ 水行では、韓地だけで4000×2=8000里になり7000里を越えてしまう。

→ 南は倭地だから、水行では韓地を東行できない。

\*  $4000 \text{里} \times \sqrt{2} = 5600 \text{余里}$ 、陸行5600余里＋水行1400里＝7000余里。「狗邪韓国に到る、七千余里」

「その（弁辰の）流盧国は倭と界を接す」（弁辰伝）

「韓は帯方の南にあり。東西は海をもって限りをなし、南は倭と接す」（韓伝）

図3 経路の概念図

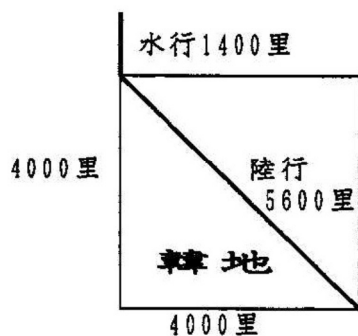


図4 魏使の経路



#### D: 狗邪韓国～末盧国

\* 対海国と一大国の項、各々に「南北に市糴す（米の買入れ）」と出てくる。

\* 豊臣秀吉の「朝鮮侵略」の際、東松浦半島の名護屋に大本営を置いた。→行くに良ければ帰りにも良い。

\* 弥生時代、唐津付近を境に、西は縄文系、東は弥生系の人骨に別れる。唐津付近の末盧国は、倭国の支配民族の中でも西端に位置し、しかも港湾都市で戦略的に重要な国だったのでないか。

→末盧国は通説通り、東松浦半島の唐津付近。



## E: 陸行一月

「翻、能く歩行す。日に二百里なるべし」（三国志・呉書）。これは歩行の場合。

牛車の場合は「昼夜、三百里来る」（魏書）、「驚牛一日三百里を行く」（蜀書）。

洛陽～遼東間 1700km の軍隊移動に百日かかる（魏書・1日 17km・約 220 里）。

→およそ「1日=250里（約 19km）」ほどか。

→すると、韓国陸行は、 $5600 \div 250 \div 22 \sim 23$  日（朝鮮通信使の場合も 20～25 日）。

対海国内は、 $800 \div 250 \div 3 \sim 4$  日。

一大国内は、計算上  $600 \div 250 \div 2 \sim 3$  日。実際には半周 20 数 km で 1～2 日。

韓国から末盧国までの陸行部分は計 26～29 日。

邪馬壹国までは残り陸行 500 里と水行 100 里で陸行 2 日。

→陸行総計 28～31 日。倭人伝「陸行一月」の記述通り。

ちなみに単純計算では陸行合計 7500 里  $\div$  250 里/日 = 30 日になる。

## F: 水行十日

\* 陸伝い航法：「座礁の危険を避けるため、潮流を考えながら昼間に余裕をもって航行したと考えられ、

1日 20～23km（260～300 里）」（茂在寅男・東京商船大）。

→当時の速度を 2.5 ノット（4.6km）とすると、1日 4～5 時間の航海。

→海州～仁川間、 $1400 \div (260 \sim 300) = 4 \sim 6$  日。

\* 海峡横断：一気に着港を目指すしかない。2.5 ノット（4.6km） $\times$  24 = 110 km

→三海峡を各 1 日で渡海できる。24 時間航海の遣唐使（777 年）に 1 日約 120km の記録あり。

「太宰府から壱岐まで 3 日、対馬まで 4 日」（延喜式）。

→壱岐～対馬は 1 日。狗邪韓国～末盧国、水行 3 日。

九州本土の水行 100 里（伊都国～不弥国）に 1 日。

→水行総計 8～10 日。倭人伝「水行十日」の記述通り。

## G: 「南至邪馬壹國 女王之所 都 水行十日陸行一月」

→通説では、水行十日陸行一月を投馬国から邪馬壹国までとする。

もし通説読みなら、邪馬壹国の場所は半永久的に不明。

\* 「都」：②みやこする ④あつめる・あつまる・すべる ⑤すべて（学研漢和大字典）

①すべて。都、凡也。都、総也。（諸橋大漢和辞典）

②の用例、「都洛陽」。

⑤①では、「南、邪馬壹国の女王の所。総てでおよそ水行十日陸行一月」となる。

→郡から女王之所までおよそ水行十日陸行一月（総日程）。郡より女王国に至る万二千余里（総距離）

## H: 末盧国～伊都国

末盧国着港候補地、一大国に近い呼子？ 古代からの港・唐津？「東南陸行五百里、伊都国に到る」

→「五百里」=約 40km

\*もし博多天神で、志賀島への道程を聞かれたら、「北西に歩いていく」と答えるか？

「北西に船で行く（水行）」か「北東に歩いて（陸行）海岸沿いに行くと志賀島に着きます」ではないか。

「陸行」とあるのはこのみ。呼子港（唐津港）から伊都国へは「東水行」と「東南陸行」の二通りの行き方があるため、「陸行」と断って、その場合の方角を示してあるのか。



### I：伊都国～不弥国（奴国・投馬国）

唐津港から「東南陸行五百里(約 40km)」行くと、およそ糸島平野東部。王墓遺跡密集地。

#### \*奴国（ノコク・ヌコク）

「東南奴国に至る、百里」。→「東南百里（7～8 km）の場所に奴国がある」。魏使は通過していない。  
「今宿の『東南、百里』には最も古い倭王墓と思われる吉武高木遺跡があり、ここを中心とする室見川流域が奴国である」（本会会員・兼川晋）。

室見川流域には「ノ」がつく地名が多い。「野方」「建野」「野芥」「内野」「野田」「一ノ野」「野河内」「湯ノ野」など。但し、「野方（ノカタ）」の古代地名は「額田（ヌカタ）」。

「奴」= /no/ /nu/。 /ndo/は唐代長安の発音であって、しかも/do/ではない。

#### \*不弥国

「東行不弥国に至る、百里」とあり「南、投馬国に至る、水行二十日」とあるから、魏使は不弥国を通過し、また港がある。

伊都国～不弥国間は陸行か水行か不明。今宿の東は山麓が海岸まで迫り、陸行するには険しく、その先には川幅が今より広がった室見川もあり水行が便利。

今宿の東 10km に赤坂台地あり。後に鴻臚館、唐人町や太宰府までの官道を形成。

不弥国と発音が近い宇美町は古くは「蚊田(かだ)邑」と呼ばれ、距離も合わず、港もない。

#### \*投馬国

「南、投馬国に至る、水行二十日」→「南、水行 20 日の場所に投馬国がある」。魏使は通過していない。

実際には行かず方角指定だから、投馬国は不弥国の「南」にある。投馬国を通過したなら「東水行至投馬国」と記載されるはず。

陸伝い航法では、水行 1 日の行程は 20km～23km。→博多から 400～460 km。→宮崎中部以南

投馬/dəu mā/「ズメ」 西都市妻「ツマ」→日向の中心地だった。

### J：不弥国～邪馬壹国

「南、邪馬壹国に至る。女王の所」→「（不弥国の）南に邪馬壹国はある」。距離記載がない→不弥国と邪馬壹国は接する。

こういう書き方には先例がある。『漢書・地理志』の「己程不国」への行路記事も最後の目的地の前は距離を書かず国が接していることを示している。

赤坂台地の南端・高宮付近までが不弥国だとすると、それ以南の那珂川・三笠川流域、通説で奴国に比定されている地域が邪馬壹国の中心地になる。

この地域は、弥生遺跡の集中度が日本列島中随一の場所。「弥生銀座」「弥生のゴールデンベルト」とも呼ばれ卑弥呼の好物が濃密に分布している地域。

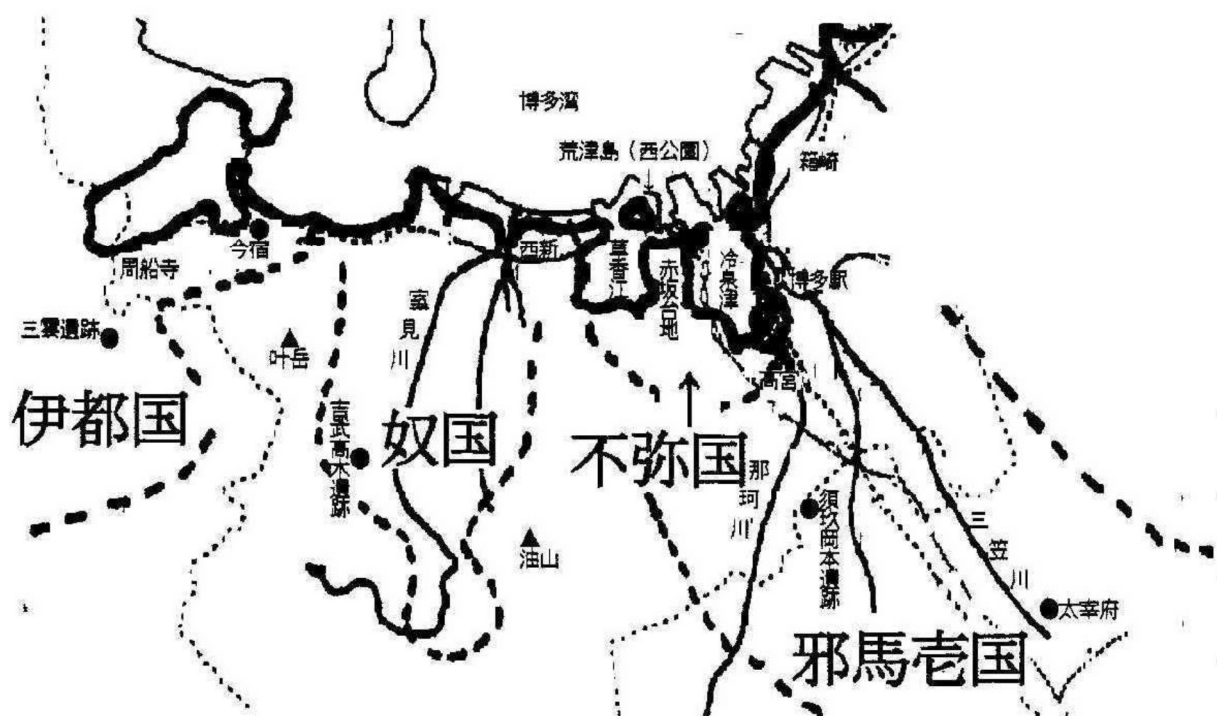
中でも、倭王墓とされる須玖岡本遺跡を含む春日丘陵の遺跡群は、畿内説論者が最も重視する「纏向遺跡」の2倍の面積があり、出土物は日本の弥生遺跡の中で質量ともに群を抜いている。弥生時代編年基準を提案した考古学界の重鎮・梅原末治氏は、須玖岡本遺跡は「3世紀以降」と見なすべき、と発表しており卑弥呼の時代との関連を想起させる。

通説ではここを奴国としているため邪馬壹国論争は浮遊することになる。

「私も含めて、中国の専門家の大部分は九州説を支持しています」（北京大学歴史学教授・沈仁安）

「弥生時代の和は北九州とは比べものにならないほど規模が小さい」（寺沢薫・橿原考古学研究所）

「和は弥生後期初頭まで森ばかり」（吉留秀敏・福岡市教委）



## 24. 「倭の五王」 っちゃどこん人？

### ① 倭王「武」=雄略？

413～502年、中国正史『晋書』『宋書』『南齊書』『梁書』に記録された倭王のこと。

名は「讚」（梁書では「彌」）「珍」「済」「興」「武」。

「『宋書』倭国伝に示るされている倭の五王のうち、「齊」とその子である「興」と「武」については『記紀』にみられる允恭とその子の安康・雄略の各天皇のあてるところにほとんど異論はないが、「讚」には応神・仁徳・履中天皇にあてる諸説があり、「珍」についても仁徳・反正天皇にあてる2説がある」

（詳説日本史・山川出版社）

\* 「倭の五王」と近畿天皇家の、辻褃合わせによる“説” (→下図参照)

「讚」= 応神・仁徳・履中 「珍」= 反正・仁徳 「済」= 允恭 「興」= 安康 「武」= 雄略

### 疑問 その1

「讚」：履中天皇の諱・去来穗別(いさほわけ)の第二音(さ)を「讚」と表記した。

仁徳天皇の諱・大鷦鷯(おほささぎ)の第三・四音(さ)を「讚」と表記した。

「珍」：反正天皇の諱・瑞齒分の第一字「瑞」を間違えて「珍」と表記した。

「済」：允恭天皇の諱・雄朝津間稚子の第三字「津」を間違えて「済」と表記した。

諱の津間(つま)は妻であり、この音「サイ」が「済」と記された。

「興」：安康天皇の諱・穴穂(あなほ)の第二字「穂」を「興」(ほん)と間違えた。

「武」：雄略天皇の諱・大泊瀬幼武の第五字をとって「武」と表記した。

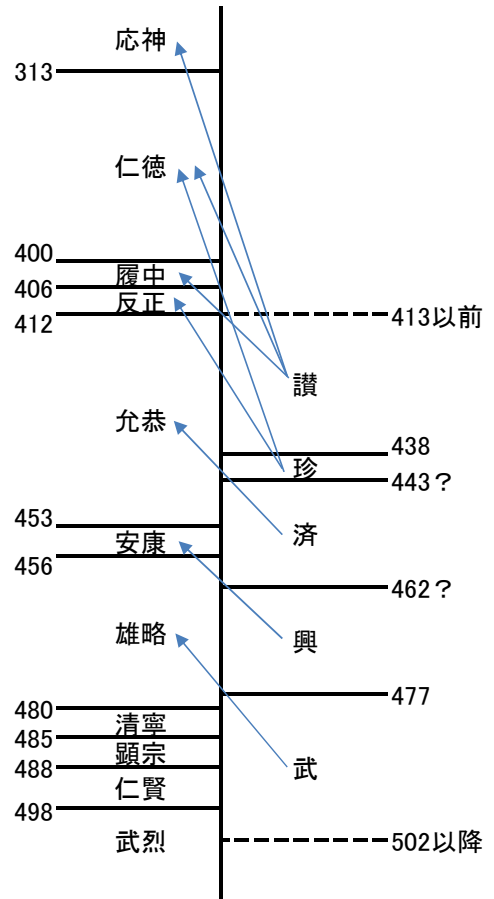
これらは専門家による真面目な説明。こんな論証が許されるなら、どんな天皇にも合わせることができる。

例えば、「倭の五王」の一字名が、全て天皇の諱の第一音をとったとか、最終字をとったとか、一定のルールのもとに名付けられたというなら理解できるがバラバラ。

夷蛮国王の名前は、『宋書』では「(扶南国) 持黎跋摩」「(呵羅单国) 田比沙跋摩」。『梁書』では「(滑国) 厭帯夷栗施」というように、ちゃんと四字でも五字でもフルネームで書かれており、わざわざ名前の一字を切り取って中国風の名前に書き換えるということはしてない。

倭人伝の「耆与」は「倭与」、369年作とされる「七支刀」には「倭王旨」と倭王に一字名あり。6世紀「磐井の乱」の「磐井」も「倭獺(いわい)」説あり(米田良三)。

日本書紀	宋書
近畿天皇	倭の五王



### 疑問 その2

右図は、日本書紀による天皇の在位期間と、中国正史による「倭の五王」の在位期間の相関図。

在位期間も年代も全く違うが、通説では、日本書紀の年代は引き伸ばされているから当てにならないとして、特に允恭・安康・雄略はそれぞれ「済」・「興」・「武」と同一人物であることは確実だという。

そこで、武烈以前の在位年数を半分にしてみると、雄略の年代が「武」に近づくが、今度は「讚」「珍」に当たるとされる履中・反正の在位期間はわずか3年、異論はないとされる「興」に当たる安康はわずか1～2年になってしまう。

ただし、応神・仁徳が「讚」の年代に近くなるが、これも次の疑問によって成立しない。

### 疑問 その3

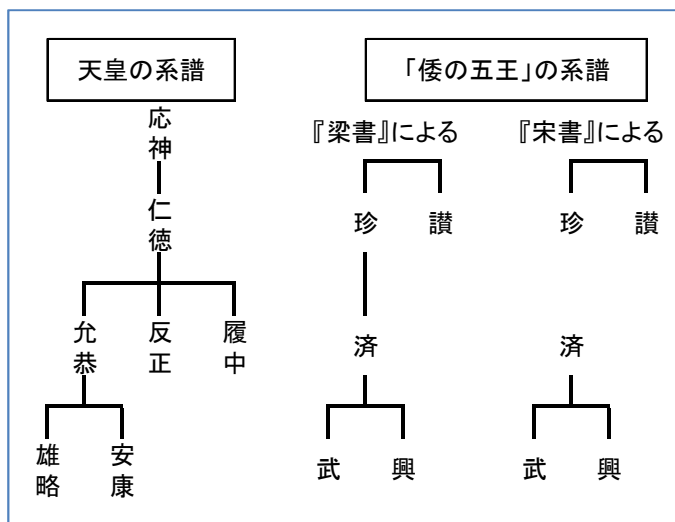
『宋書』には「珍」と「済」の関係が書かれておらず、『梁書』には親子と書かれている。

允恭・安康・雄略の系譜は「済」「興」「武」と一致するが、他の系譜は全く違う。

応神・仁徳が「倭の五王」だとすると履中・反正が無視されてしまう。

『梁書』を無視して「讚」「珍」「済」は兄弟だったとすると、履中～雄略の系譜は合うが、各王の在位年数は全く違う。在位年数を半分にすると「武」の年代は近くなるが在位年数はもっと合わなくなる。

→系譜も年代も大きく決定的に違う。



### 疑問 その4

「倭の五王」の中で最も確実とされるのは「武」＝雄略説。

『梁書』に、502年に「武」が梁の武帝から称号を授号されたとあるが、502年は、雄略より4代後の武烈天皇の時代である。

この疑問に対し松下見林は、「雄略の次の清寧も倭王武と名乗った」。藤間生大は、「中国側が雄略の死を知らずして誤って（祝賀的に）授号したもの」とする。

梁の天子は、「武」が23年も前に死んだのを知らずに、うっかり授号してしまったという。

また井上光貞は、「五王を一つのセットとして見ると、絶対年代・血縁関係・王名の三つの点で、中国の記録と『古事記』『日本書紀』の帝紀的な部分とは全体としては対応していることは認めてよいであろう。したがって、若干のズレは、中国の記録か記紀の所伝の誤りから生じたものと思われる」（日本の歴史1・中公文庫）。

何処をどう見たら「若干のズレ」なのだろうか？

### ② 「武」の上表文（『宋書』478年）

「中国の臣下であるわが国（封国）は、（宋からは）遠い片隅にありますが、王室を守る垣根の国となってきました。昔からわが祖先は代々、自ら甲冑をつけ、山川を踏み越え、静かに休む暇もありませんでした。

東は毛人を征すること五十五国、西は衆夷を服すること六十六国、渡りて海北を平らぐること九十五国。王道は広くゆきわたり、領土を広げ、（宋の）天子の境界ははるか遠くにいたりしました。

（\*冊封体制下にある倭国の領土拡大は、宗主国中国天子の徳を広めることができる土地が広がったことになり、官爵を求める理由になりえる（竹田恒泰） また金印下賜の理由でもある「倭國之極南界也 光武賜以印綬」[20. 金印は二段読み参照]）

歴代の倭王は定期的に中国に朝貢してきました。臣（武のこと）は愚かですが、かたじけなくも王統を継ぎ、支配した国を率いて天子に仕えようと、百済から遠い道のため、航海の準備をしていました。

ところが、高句麗は無道で百済を征服しようとし、掠奪し尽くして止みません。私が使者を送る度に押し止められ、(朝貢を続けようとする)美風を失い、朝貢の道を進もうとしても通じたり通じなかつたりです。臣の亡父(済)は、高句麗が天子への道をふさいでいるのを怒り、武装した兵百万も、正義の声をあげて大挙して出撃しようとしてしました。

しかし、急に父と兄(済と興)が死に、(高句麗を排除するという)功績を得ることができませんでした。私は服喪の部屋にこもり、兵を動かさず、そのため、いまだに高句麗に勝てないでいます。

今(ようやく)武器を整え、兵を治め、父と兄の志を遂げようと思います。わが忠誠な兵士らは湧き立ち、文武の官ともども功を立て、白刃が身の前で交わろうとも、わが身を顧みないところです。

もし、皇帝の徳を受けて、この強敵を打ち砕いて困難を払えるならば、これまでの忠誠を変えることはありません。許しを得てはいませんが、自ら開府儀同三司(太宰府などを開く官)を仮称し、その他の者にも(各々の位を天子にかわって)授け、忠節に励んでいます」

→倭国は中国南朝の「宋」を盟主として代々忠勤に励んできており、国内では中国と同じ政治・軍事制度を実施していたらしいこと。「高句麗」を最大の敵と位置づけており、その戦いで「宋」に後ろ楯になって欲しいと切実に願っていることが分かる。

#### A:「東は毛人・・・西は衆夷・・・」

通説では、「武」の上表文も中華思想と同様、近畿大和を畿内(天子直轄の地)とし、これを中心にして、その東を「毛人」、西を「衆夷」と解釈。

**疑問1.**「衆夷」の「夷」とは原則として東の民に使う言葉。『日本書紀』では、東の民のことを「夷」の字を使って「蝦夷」と呼ぶ。通説では西の民のことを「夷」と解釈するが、「西」に「夷」を用いるのは不自然。

「東」は、大和政権なら「毛人」ではなく「蝦夷」と書くはず。

**疑問2.**通説の解釈では、倭都は毛人の国に接する所にあることになる。しかし、中国では、東夷の中でも最僻地の民を「毛民」としており、「毛人」とは東夷の倭国より更に辺境というイメージを持つ言葉。倭王が自分の居所をこんな辺境にあると言うだろうか。

**疑問3.**倭王「武」は、中国の天子に服属する東夷の王という立場で書いており、中華思想と同じように、倭王(中国の臣下)を原点とする夷蛮表記をすることは考えられない。

事実、607年、「日出づる処の天子」の国書の中で、中国皇帝を指す「天子」を名乗ったところ、「隋」の皇帝を怒らせ、国交断絶に追い込まれました。

●「武」自身が“倭都”そのものを「夷」の国であると謙(へりくだ)り、倭都を含めた周囲の地域を「衆夷」(東夷の臣下諸国)とし、更にその東の最果てを「毛人」の国と表現していると考えられる。(『旧唐書』:日本アルプス以東を「毛人国」とする)

\*「衆」:「もとおおくの臣下、または庶民をさした」(学研漢和大事典)

弥生時代には「矛」文明圏と「銅鐸」文明圏があった。この分類が「衆夷」と「毛人」につながると考えた場合、「矛」文化圏とされる九州から中国・四国の西半までを「衆夷」として、それ以東を「毛人」

とした場合、国数のバランスが理解しやすい。(しかし、もし大和まで衆夷だったとしても下記により倭都は九州)

中国正史によると、大和政権との正式な交流は703年。5世紀の大和が辺境の「毛人国」に含まれて考えられていたとしても可笑しくない。(←旧唐書では大和・日本国の視点から毛人はアルプス以東として  
いるのではないか)

## B:「海北」とは

「渡りて海北を平らぐる事九十五国」が朝鮮半島南部を指すことに異論はほとんどない。

ならば朝鮮半島南部を「海北」といえる地域は九州しかない。

大和からはほぼ「真西」に位置しており、『日本書紀』では、朝鮮半島南部のことを、一つを除き全て「海西」と書く(6例)。その一つとは、筑紫を原点としたときの表記。

もし倭王「武」が大和の人物なら上表文では「渡りて海西を平らぐる事九十五国」と書くはずであって、「海北」と書かれていることは、「武」は九州の人物だった証。

「衆夷」の範囲が、九州から大和辺りまでだったとしても、倭都は朝鮮半島を「海北」と言える九州にあった。

## C:「世々貢職を修む」

上表文に「歴代の倭王は定期的に中国に朝貢してきました」とあり、同じく『宋書』の「倭国伝」冒頭に「倭国は高麗の東南大海の中に在り、世々貢職を修む」とある。

『宋書』の次の王朝の正史『南齊書・倭国伝』には「帯方の東南大海の島中に在り。漢末以来、女王を立つ」とある。つまり「齊」の時代の倭国は女王・卑弥呼の邪馬壹国の末裔であると解釈できる。

つまり「後漢」→「魏」→「西晋」→「東晋」→「宋」→「齊」まで、倭国は邪馬壹国と同じ王朝だったことになる。

邪馬壹国は九州。そして中国正史は倭国のことを、「東南大海の(島)中に在り」と7世紀まで一貫して同様の表現で書いている。当時の中国に本州が島という認識があったとは思われないので、島とは九州しか考えられず、また唯一の倭国の地名として「阿蘇山あり」としか書かれていない(『隋書』)。

『旧唐書』まで、中国正史倭国伝に九州以外の大和などを示す文言は一切ない。

「倭の五王」=大和説の根拠に、倭王「武」の臣下が「平西將軍」に叙任されたことがあるが、『宋書』によると、首都の西隣りの直近の軍司令官も「平西將軍」と呼んでおり、倭都が太宰府なら糸島あたりの軍司令官を指すようなもの)

## D:「開府儀同三司」と「都督」

「武」の上表文、「開府儀同三司」

→三公(太師、太傅、太保)以外で開府を許された者。「太宰府・太傅府・太保府」

438年: 倭王「珍」、自ら使持節都督・倭・百濟・新羅・任那・秦韓・慕韓六国諸軍事、安東大將軍、倭国王と称す。

451年: 宋の文帝、倭王「済」を使持節都督……安東將軍倭国王とする。

?年: 倭王「武」、自ら使持節都督……安東大將軍倭国王と称す。

478年: 宋の順帝、倭王「武」を使持節都督……安東大將軍倭王とする。

## 25. 「磐井の乱」は「継体の乱」

『大系日本の歴史』（小学館）

「527年（530年？）6月、新羅に領有された任那を復興するため、王権は近江臣毛野に6万の兵を率いて出兵させた。それに対し磐井は、筑紫のみならず火（肥前・肥後）・豊（豊前・豊後）の勢力をも集めて毛野軍を阻止し、さらに海路をさえぎって渡海できないようにした。そのため継体は物部大連鹿火（アラカイ）に命じて、磐井を討たせる。528年（531年？）11月、御井（福岡県三井郡）の戦いで磐井は敗死し、その子の葛子（クズコ）が糟屋屯倉（福岡市東部）を献上することで、磐井の乱は終わった」

### ?? 「磐井の乱」はなかった??

「磐井の乱で“破壊”された石人・石獣が、なぜ子供の葛子以後、現在まで“破壊”されたまま残っているのか。葛子は、修復や新造しなかったのか」（古田武彦）→古田氏は、「乱」はなく、石人石馬を壊したのは白村江以降の唐軍とする。

しかし、石人石馬は破壊後、修理されたのではないか。

「筑後国風土記に曰はく、上妻の県、県の南二里に筑紫君磐井の墓墳有り。高さ七丈、周り六十丈なり。墓田南北各六十丈、東西各四十丈なり。石人と石盾と各六十枚、交陣、行を成して四面に周りを匝（めぐ）る。」

古老伝えて云えらく、……土いくさびと怒り泄やまずして、石人の手を撃ち折り、石馬の頭を打ち墮おとしき」（『釋日本紀卷十三』）。

→筑後国風土記逸文記述時には石人石馬は整然としており、石人石馬を打ち壊したのは、記述時以前の古老による伝承とすれば、石人石馬は「乱」時に破壊されたが、のちに修復されたと考えられる。

\*九州王朝に対する大和朝の乱か、九州王朝内の乱か？

もし九州王朝内の乱なら、石人石馬がお膝下で修理できるか。また、九州内に国境を定めることになり、紀「果定疆場」の意味が不明にならないか？ 隋書は倭国を九州としている。

### A 日本列島の代表は誰か

「（527年6月）近江の毛野臣が任那に行き新羅（朝鮮半島の国）に出兵しようとした。その頃、筑紫国造磐井はひそかに反逆を企てていたが躊躇していた。これを知った新羅が磐井に賄賂を送り、毛野臣の軍を妨害するよう勧めた」

「そこで磐井は①肥前・肥後・豊前・豊後などをおさえて、職務を果たせぬようにし、②外は海路を遮断して、③高麗・百濟・新羅・任那などの国が、年ごとに貢物を運ぶ船を欺き奪い、内は任那に遣わされた毛野臣の軍をさえぎり、……」

③「朝鮮半島の国々は毎年貢ぎ物を磐井の国に贈っているが、それは磐井が朝鮮諸国を騙しているのだ」ということ。

つまり、朝鮮半島の全ての国が、日本列島の王が誰だか分からず、毎年、磐井の所へ貢物を運ぶ愚かな国だったということがありえるか。しかも、任那といえば、日本列島を本国としていたと言われる国。

事実は、朝鮮半島の国々は磐井の国を日本列島の代表者であると認定していた、ということ？



## B 磐井の支配地

怒った継体は部下のアラカイに磐井を討つよう命じる。そこで継体はアラカイに対して次のように言う。「④大將は兵士の死命を制し、国家の存在を支配する。・・・⑤長門以東は自分が治めよう。筑紫以西はお前が統治し・・・」（『講談社学術文庫』宇治谷孟訳）

④「国家の存在を支配する」とは意味不明。

→ 原文は「社稷存亡、於是乎在」（国家の存亡ここにあり）という簡単な文であるが、宇治谷は改竄してわざわざ意味不明の文に変えている。

「国家の存亡」とは、単に地方の豪族の反乱を押さえる程度という言葉であろうか。宇治谷もおかしいと思って改竄したのか。

⑤は、戦争に勝ったときのアラカイとの領土山分け案？（他説あり。下記）

ということは、当時は、九州から山口より以東の何処かまでは継体つまり大和政権の支配地ではなかったことになる。

⑤（他説）：⑤の原文は「長門以東朕制之。筑紫以西汝制之」

→ （長門以東は自分が制圧し、筑紫以西は汝が制圧せよ）

分け前話ではなく、制圧作戦であった。

①により福岡・佐賀・長崎・熊本・大分は磐井の直轄地、また山口以東のどこかとは、弥生時代の銅矛の分布とほぼ一致の可能性も。→倭王「武」の上表文の「衆夷」と近い領域か。

また②により、朝鮮海峡の制海権も磐井が握っていたと考えられる。

## C 継体は勝ったのか？

「528年11月、大將軍アラカイは、敵の首領磐井と、筑紫の三井郡で交戦した。・・・アラカイはついに磐井を斬り、⑥反乱を完全に鎮圧した」

「12月、筑紫君葛子は、父（磐井）の罪に連座して誅せられることを恐れ、⑦粕屋の屯倉を献上して、死罪を免れることを請うた」

この訳文も同じく宇治谷孟の訳。⑥原文には「反乱を完全に鎮圧した」とは書かれていない。原文には極めて重要な一文があるのに、宇治谷孟はそれを消して④に続きまた改竄している。

⑥の原文は「果定疆場（きょうえき）」（「果して疆場を定む」）。疆場とは国境のこと。

→つまり、磐井を斬った後、戦後処理として国境を定めたと書いてある。

→列島内に国境があることになる。

\*継体ら大和勢力と、磐井ら九州勢力の国境を定めたということは、大和と九州は別国ということになる。

\*もしアラカイが勝ったのなら（山分け案の通り？）、九州の果てまで大和政権の領土になるはず。ならば磐井勢力との間で国境を決める必要はない。

もし、この文は継体とアラカイの国境を定めた意味だとすると、⑦がおかしくなる。戦後、磐井の子・葛子が粕屋の屯倉を献上し許しを請うたとある。アラカイが九州を制したのなら、粕屋の屯倉だけを献上するというのも有り得ない。

\*なお屯倉の本来の意味は単に穀物を保存するための倉庫のことであり、粕屋の屯倉を領地とする通説は推測に過ぎない。葛子はアラカイに穀物を渡しただけでも解釈できる。

\*一元史観では屯倉とは大和王朝の所有物を意味する。もしそうなら、葛子は一豪族であり、その所有物を屯倉とは表現しないはず。

●継体は九州を制することはできなかった。磐井側との国境を中国地方あたりのどこかに定めたとしか解釈できない。

継体が予定通りに勝ったのなら、大和政権の機関誌『紀』は大々的に報じるはず。それなのに、粕屋屯倉の献上と書くのが精一杯だった。継体の戦利品は当初の山分け案と比べ、異常にささやかなものだった。

## D 奇襲作戦

「磐井の乱」については『日本書紀』『古事記』のほか『筑後国風土記（逸文）』にも書いてある。『⑧俄（にわか）にして官軍動発し、襲はんと欲するの間、勢の勝たざるを知り、独り自ら⑨豊前の国、上膳（かみつみけ）の県に遁（のが）れて、南山峻嶺の曲に終る。是に於て、官軍追尋して蹤（あと）を失う』

⑧「にわかにして官軍動発し」。アラカイ軍（継体軍）が奇襲をかけてきたという。

ならば、近くに寄るまで磐井は警戒してなかった。敵とは思ってなかったのではないか。

任那に進軍していたのは大和政権ではなく、この磐井の軍だったのではないか。アラカイ軍は磐井の応援軍、つまり味方として筑紫に到着しており、そして突如、奇襲攻撃をかけたとも考えられる。

## E 「磐井の乱」の真相

I：朝鮮半島諸国から日本列島の代表者と認識された磐井の国（倭国）に対し、大和の一豪族であった継体は反乱を試みた。つまり「継体の反乱」であった。

II：反乱当初は、アラカイ軍の奇襲攻撃によって磐井を殺すことができたが、決定的勝利は困難であった。

III：磐井側も緊張状態にある朝鮮半島の問題などから、戦争を継続するのは望むところではなかった。

512年、大伴金村が百済の要求に応じ、任那四県を割譲する。

529年、江毛野（おうみのけな）朝鮮に渡り、交渉のため新羅、百済の王の来訪を促すが、逆に攻められる。

IV：そこでアラカイ軍に粕屋の屯倉を取らせることで和睦し、新たに国境を定めた。

## F 「三年のずれ」問題

継体紀25年（531年）：（要約）「継体天皇崩御の歳について二説ある。或本（日本側の本であろう）には、継体二十八年（534）に崩じた、とある。ところが、『百済本記』には、継体二十五年に当る辛亥の

歳（531）に、『日本の天皇及び太子皇子俱に崩薨（かむさり）うせぬ』とある。そこで、『百濟本記』の説を採用して、本文では継体二十五年（531）に、継体天皇は崩じたことにした。後の人はよく調べ、かつ考えあわせてほしい」

→天皇崩御は百濟本紀では531年、或本では534年になっているという。

\*日本書紀529年「新羅、金官・背伐・安多・委陀を滅ぼす」

新羅本紀532年「金官国主が・・・来降した」 →新羅本紀と紀は3年ずれている。

→ 乱531年＝磐井の死＝百濟本紀による天皇崩御年＝教到改元

継体の死は或本にある534年だった。

→ 紀では、乱は継体の死の3年前という認識と、百濟本紀の天皇の死の記事を継体の死と認識したことから、継体の死を531年にし、乱を3年前の528年とした。

→ 百濟本紀による天皇とは「磐井」だったことになる。

## 26. ほんまかいな遣隋使？

「607年、推古期・聖徳太子の命により、遣隋使として小野妹子らが派遣され、『日出づる処の天子、書を日没する処の天子に致す、恙無きや云々』という国書を渡した」とされる。

### I：遣隋使を書いてない日本書紀

『607年、小野妹子を大唐に遣わす』

「隋」の時代に「唐」と書いてある。（「隋」は581～618年）

「隋」の時代に当る「日本書紀・推古紀（593年～628年）」では、中国の国名はほとんど「唐」あるいは「大唐」と記載（20カ所ほど）。

これに対し通説では、「当時は中国のことを全て唐（もろこし）と呼んでいた」としている。しかし同じ「日本書紀・推古紀」では、「漢」や「呉」の国名も使われ、また、「隋」の国名も使われている。

「618年、・・・隋の煬帝、三十万の衆を以て・・・」

但し「唐」以外の国名は百濟人からの伝聞としてで、直接の外交は全て「唐」になっている。

「隋」という国名をちゃんと認識し使用しているのに、何故「唐」という当時なかった国名を使うのか。

	隋書倭国伝	日本書紀
600年	倭王アマ・タリシホコ、使を遣わして闕(長安)に詣る。	記事なし。
607年	王タリシホコ、使を遣わし朝貢す。「日出づる処の天子」の国書。	七月、大礼小野臣妹子を <u>大唐</u> に遣す。国書の記事なし。
608年	文林郎裴清を倭国に派遣す。国書なし。この後、遂に絶つ。	四月、妹子、裴世清と筑紫に。三〇艘で迎える。九月、裴世清帰国、妹子再遣国書あり(鴻臚寺の掌客裴世清)。小野妹子らを <u>唐客</u> に副え遣わす。
609年		九月、小野臣妹子等 <u>大唐</u> より至る。
614年	記事なし。	犬上君・・・を <u>大唐</u> に遣わす。

### II：608年、国書の不思議（その1）

608年に「隋」の使者 裴世清が倭国に来たが、隋書によると、倭国に対する「隋」からの国書の記述はない。これは、その前年、「日出づる処の天子」の国書に隋の煬帝は「無礼である。再び以聞するな

(無礼な蕃夷の書は、今後自分に見せるな)」と怒っているから、国書が無くてもおかしくなく、その直後に国交断絶する。

これに対し日本書紀では、怒ったはずの「隋」から友好的な国書があったことになっている。

隋書に『文林郎裴清(裴世清)を遣わし』とありますが、日本書紀にある国書には『鴻臚寺の掌客裴世清』と、中国の使者 裴世清の肩書きが違う。この理由を通説では、裴世清は両者を兼務していたからとする。

しかし、下記のように文林郎の方が位が高く、国書に下位の官位を書くものか。兼務なら正史と同様に高位の文林郎と書くのではないか。

隋書	文林郎	→ <u>従八品</u>
日本書紀	鴻臚寺の掌客	→ <u>正九品下</u> (隋代) ・ 上 (唐代)

中国では、王朝が交代し前王朝の役人が再度任用された場合は官位を下げるのが普通。「隋」から「唐」に王朝が変わり、再び任用された裴世清が鴻臚寺の掌客などに格下げされるのは不思議ではない。

→彼は、倭国へは「隋」の時代、文林郎の時に行き、大和政権へは「唐」の時代、鴻臚寺の掌客の時に行った。しかし、日本書紀の編者は、隋書の記述と辻褃を合わせるために「隋」の時代の出来事として差し込んだのではないか。

### Ⅲ：608年、国書の不思議（その2）

日本書紀記載の「国書」の中の一句。中国皇帝自身の言葉、「朕、宝命を欽承し・・・」とある。

「宝命」とは「天帝から下された天命」という意味。天命を受けるといった文言は、王朝の初代皇帝だけが使う言葉で、諸王朝の第二代以降の皇帝がこのような言葉を使った記録はない。

この国書を書いたという煬帝は第二代皇帝。彼もこれに類する言葉を使った記録はない。

「唐」の初代皇帝高祖は「宝命」の言葉を使った。

『朕、恭しく宝命にあたり、卒土に君臨す』（『旧唐書』）

この「唐」の初代皇帝の高祖も推古期にいた皇帝。

→この国書は「隋」の第二代皇帝の煬帝ではなく「唐」の初代皇帝高祖が書いたものなら理解できる。

### Ⅳ：608年、国書の不思議（その3）

日本書紀によると、遣隋（607年）の翌年、小野妹子は裴世清と共に帰倭したとする。

その時小野妹子は、「隋」の国書を百済人に取られたと言う。ところが、同時に来たはずの裴世清も国書を持ってきたことになっている。→「隋」の煬帝は倭国に対し、同時に二つの国書を作ったことになる。

→本当に裴世清は小野妹子と同時に来倭したのか。

### Ⅴ：この後、遂に絶つ

隋書によると、608年をもって倭国と国交断絶したと書かれている。

しかし、国交断絶したはずなのに、日本書紀には、614年に遣隋使を派遣したと書かれている。

→大和政権は本当に遣隋使を派遣したのだろうか。

隋書と辻褃を合わせるために、推古朝末期の「唐」の時代の遣唐使を繰り上げ、同じ推古紀ということで無造作に推古朝中期の「隋」の時代に差し込んだ。

●つまり、日本書紀の記述は遣隋使ではなく遣唐使だったとすれば疑問は解ける。

## 27. 『隋書』倭国伝

### I：倭王は男

『隋書』（607年の条）「日出づる処の天子、書を日没する処の天子に致す、恙無きや云々」国書を書いた倭王とは下記であり聖徳太子とされる。

『倭王 姓阿每 字多利思北孤 號阿鞬羅彌（倭王あり、姓はアマ、字はタリシホコ。アハキミと号す）』

『王妻 號羅彌 後宮有女六七百人（王の妻はキミと号す。後宮に女6～700人あり）』

『名太子 為利歌彌多弗利（太子を名付けてリカミタフリとなす）』 \*若翁（ワカミタフリ）

この倭王は誰が読んでも男。

しかし通説は、これを女性の推古天皇であるとしてきた。これは「正気の沙汰ではない」（古田武彦）。そこで出たのが、当時の摂政の聖徳太子を倭王としたのだらうという説。

理由の一つは、倭王が女性だったら馬鹿にされるというもの。倭王として認知された卑弥呼・壹与は女性。どうして今更女王だったら馬鹿にされるのか。

もう一つの理由は、中国側が聖徳太子を倭王と間違ったというもの。しかし、「隋」の使者裴世清は、この倭王と直接会っている。この使者が倭王が誰なのか男か女か間違えるものか。もし、この倭王が聖徳太子のことだったら、「太子リカミタフリ」は誰のことになるのか。

→『紀』では聖徳太子に子供はいない。『上宮聖徳法王帝説』では山背大兄王。

### II：倭に阿蘇山あり

「阿蘇山あり。その石、故なくして火起り、天に接するもの・・・」

隋書では倭国の風土に関する記事はこれだけ。倭国が大和にあったのなら、どうして九州の山だけか？

### III：倭国は島

「倭国は百済、新羅の東南、水陸三千里の大海の中に在る。山の多い島に居住している。魏の時、通訳を介して中国と交流したのは三十余国で、みな自ら王を称していた。夷人（倭人）は里数を知らない。ただ日を以って計算している。その国境は東西五月行、南北三月行でそれぞれ海に至る（注：島ということ）。

地勢は東が高く西が低い。邪靡堆を都にする。すなわち、魏志の言うところの邪馬臺である。古には、楽浪郡境及び帯方郡から一万二千里離れていて、會稽（郡）の東にあり、儋耳に近いと言われていた。」

#### \*初の津軽海峡

『新唐書・日本伝』「（天智立つ）・・・蝦夷もまた海島の中に居る」

斉明紀4年「淳代（ぬしろ）・・・津軽、二郡の郡領に定む。遂に有間浜に、渡嶋の蝦夷等を聚（つど）えて、・・・」

#### IV：東西五月行 南北三月行

- \* 「筑後國風土記曰・・・有筑紫君磐井之墓墳・・・墓田南北各六十丈東西各卅丈」（『釋日本紀卷十三』）

（筑後國風土記に曰はく、・・・筑紫君磐井の墓墳有り。

・・・墓田は南辺・北辺が各六十丈、東辺・西辺が各四十丈なり）

→東西＝東辺・西辺

- \* 「其南海行三月有舩牟羅國 南北千餘里 東西數百里」（『隋書』百濟伝）

（その南、海行三月に舩牟羅國あり、南北千余里、東西數百里）

○舩牟羅國＝濟州島＝横長→東西＝東辺・西辺

- \* 「韓在帶方之南 東西以海爲限南與倭接方可四千里」（『魏志』韓伝）

（韓は帶方の南に在り。東西は海をもつて限りとなし、南は倭と接する。方四千里ばかり）

→東西＝東辺・西辺

- \* 「高昌國者 則漢車師前王庭也去敦煌十三日行 其境 東西三百里 南北五百里 四面多大山」

（『隋書』高昌伝）

（高昌國は則ち漢の車師前王庭なり。敦煌を去ること十三日行。その境、東、西は三百里、南、北は五百里で四面の多くは大山なり）

○高昌國は周囲四面の多くが大山で区切られている トルファン盆地＝横長→東西＝東辺・西辺

- \* 「其高昌國境東西八百里南北五百里」（『舊唐書』西戎伝高昌国）

（その高昌の國境は、東西八百里で南北五百里）→東西＝東西間距離に変わる

- 「東西五月行 南北三月行」とは、隋書では「東辺西辺五月行 南辺北辺三月行」の意で 縦長・南北に長い領域となる。（→右図）

- 「その南、海行三月に舩牟羅國あり」（『隋書』百濟伝）

（「その」とは百濟のこと）

『唐會要』（961年）は、百濟から耽羅（濟州島）までを「可五日行」とする。→海行三月＝五日行（→右図）



石田泉城氏作成

#### IV：倭国への行程記事

- \* 「明年 上遣文林郎裴清使於倭国 度百濟 行至竹島 南望耽羅國 經都斯麻國 迥在大海中 又東至一支國 又至竹斯國 又東至秦王国 其人同於華夏以為夷洲疑不能明也」

（明くる年[608年]、お上（煬帝）は文林郎の裴世清を派遣して倭国へ行かせた。百濟に渡り、行きて竹島に至り、南に耽羅國を望み、はるかな大海の中にある都斯麻國を経て、また東して一支國へ至り、また竹斯國へ至り、また東して秦王国に至る。その人は中国人と同じで、夷洲（東夷）ではないと疑ってしまうほどだが、はっきりしたことはわからない）

- \* 「又經十餘國 達於海岸 自竹斯國以東皆附庸於倭」

（また十餘國を経て海岸に達す。竹斯國以東はみな倭に附庸する）

●『隋書倭国伝』において、倭国は島と認識されている。

→中国から倭国への行程記事が九州以東に出ることはない。

→竹斯国から秦王国は陸行であり、次の「經十餘國」も陸行であり、「達於海岸」は陸から海に出たということになる。

\*もし「經十餘國」が海行なら、「秦王国」以降に「達於海岸」は「陸→海」と「海→陸」の2回あることになる)

\*特定の場所を示すために「海岸」という単語を使用するとは思われない。

→「倭國伝は、倭國の四面が海に囲まれているとの認識に立って、東側の状況を確認するため『又十餘國を経て海岸に達』するまで足を伸ばしたのだと私は思います。『海岸に達す』の記述は、倭國の境界が海までであるからであり、倭國の尽きるところを表しているのです。そして、隋使は海岸に達して国境を確認したと報告したのだと思います」(石田泉城) (→下左図参照)

\*「倭王遣小徳阿輩臺從數百人設儀仗鳴鼓角來迎 後十日又遣大禮哥多毗從二百餘騎郊勞 既至彼都」  
(倭王は小徳のアハタ(イ)を派遣し、数百人を従え儀仗を設けて、太鼓や角笛を鳴らしやって来て迎えた。十日後、また大礼のカタビを派遣し、二百余騎を従え、郊外で旅の疲れをねぎらった。既にこの国の都に到達した)

→「この国の都に到達した」＝「魏志の言うところの邪馬臺」→福岡平野での出来事

### 下図：倭国への行程案3種

(東九州海路は右表[先行]動詞に基づく行程案)

(瀬戸内海行程は通説による)

(豊前止まり行程は石田泉城案による)

隋書行程記事の[先行]動詞



出発地	行き先	方角	動詞
隋	百済	ナシ	度
百済	竹島	ナシ	行至
竹島	舩羅國	南	望
舩羅國	都斯麻國	ナシ	經
都斯麻國	一支國	東	至
一支國	竹斯國	ナシ	至
竹斯國	秦王国	東	至
秦王国	十餘國	ナシ	經
十餘國	海岸	ナシ	達